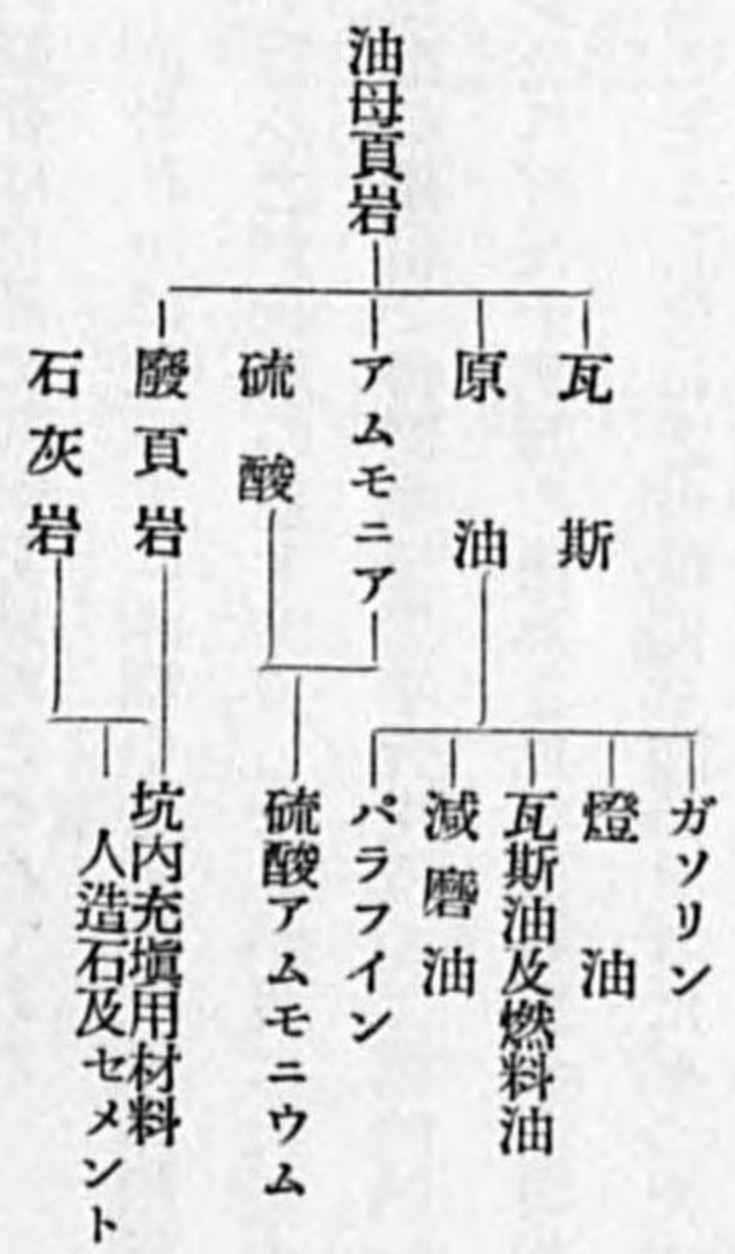






て其處分は極めて有效なる用途を持つてゐる。  
茲に撫順産油母頁岩の利用を示せば左表の如くである。



菱苦土鑛 滿洲に於ける菱苦土鑛は其鑛床の雄大なる點に於て世界に比類なきものと稱せられて居る。産地は滿鐵本線、大平山、大石橋、分水、海城各驛の東方一帯に廣大なる地域を占め其主なる産地名を擧ぐれば左の如くである。

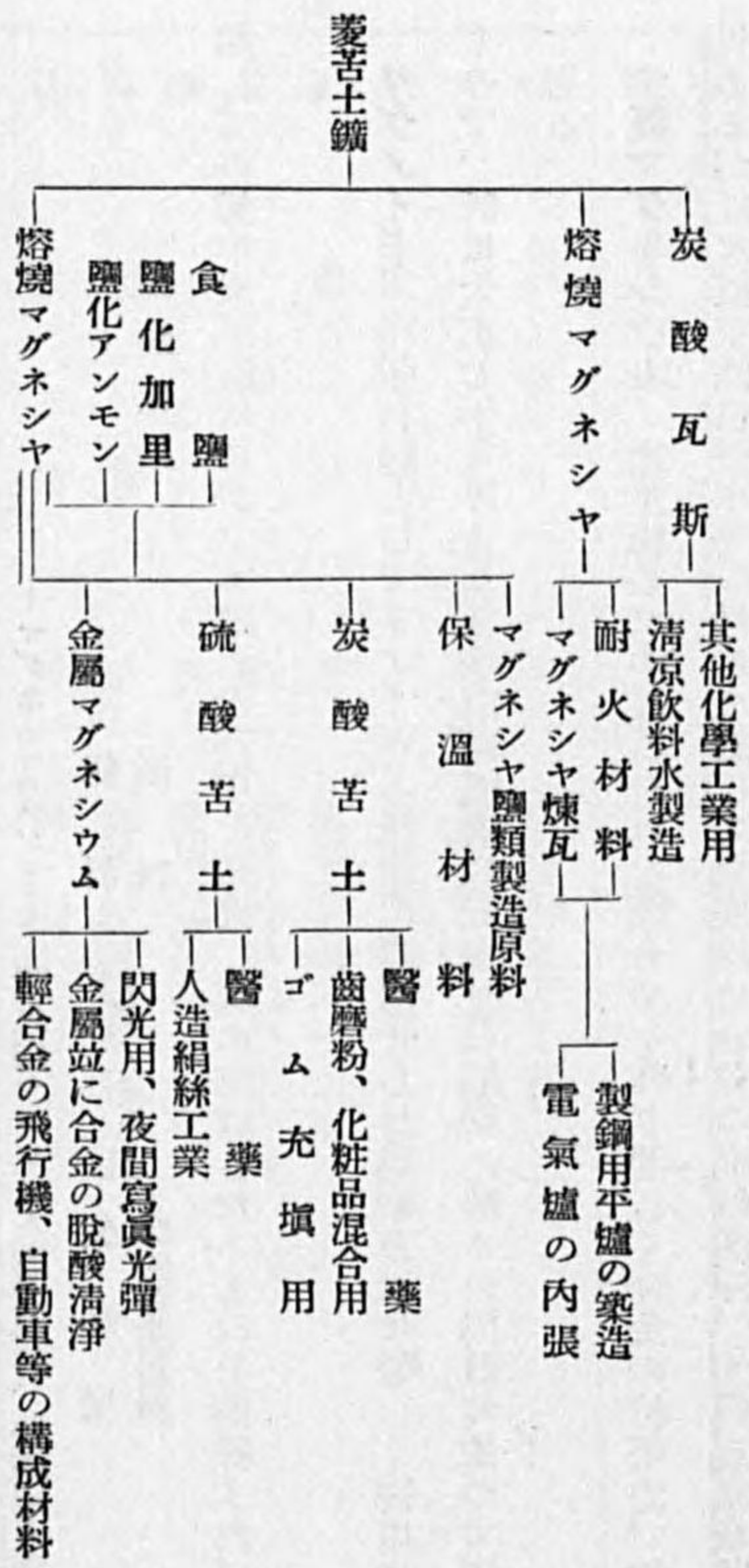
産地名	距 離
官馬山	大石橋驛の東約五軒
牛心山	太平山驛の北東約二軒
白虎山	大石橋驛の南約六軒
聖水寺	大石橋驛東々北約八軒
滑石嶺	大石橋驛の南東約二〇軒

麻

岫 大石橋驛の東南約二四軒

菱苦土鑛賦存の状態は常に苦灰石と互層し、或は扁豆狀をなして苦灰石中に挾有せられ、厚さ二米乃至二百米の厚層をなして存在し其埋藏量は平地以上の分のみでも數億噸を下る事なく其實在數量に至つては驚くべき多量に達する、品質は粗粒結晶質にして白、淡褐、淡紅或は灰色を呈し又黒色の縞状を呈して居るものもあり共に極めて良質に屬す。

菱苦土鑛の用途は製鋼用鹽基性爐材料として最も必要なるのみならず利用の範圍極めて廣く其鑛量と其品質を以てせば將來滿洲に於ける大工業の一なるべしと信ず、今利用の概要を示せば左の如くである。





マグネシウム  
 耐火用セメント 人造大理石、裝飾用人造石  
 顔料  
 リグノイド 裝飾用  
 床張壁塗材料  
 而して満鐵中央試験所に於て本鑛石の利用を研究し既に完成したるものを摘録すれば次の如くである。

**リグノイド** 床張材料としてリノリウム代用に應用せられ建築方面に著しく需用せられつゝあるもので、既に大正七年九月より當地南滿鑛業株式會社の經營に移され同社に依つて製造發賣せられて居る。

**金屬マグネシウム** 比重極めて小なるを以て輕合金を作り著しく合金の抗張力、伸延力を増す特性あるが故に航空機自動車等の材料に適し又金屬並に合金の脱酸清淨、光彈或は夜間寫眞の照明又は發火劑と爲す外醫藥及化學試験用として他の金屬に遙かに勝る性質を持つて居る。

**硫酸マグネシウム** 醫藥用として重要な以外、近時人造絹絲製造工業に缺くべからざるものとして多量に使用せらる。

**炭酸マグネシウム** 齒磨の純原料醫藥以外に護謨混加料として多量に消費せらる。

**輕燒マグネサイト** 最近頗る利用法を研究せられ著しく需要を増加せるものであつて前記リグノイド、金屬マグネシウム、マグネシヤ鹽類等の製造原料は孰も之に依るものである。

**白色煖性マグネシア** 特殊の考案に依つて簡單に純白品を得られ床張、壁塗料、或は人造石の主要材料となる。

**煉瓦** 製鋼爐、電氣爐の内張として缺くべからざるものにして耐火度は千八百度以上である。

現在滿洲の菱苦土鑛採掘高は年數萬噸にしてその内約半數は原石のまま日本内地各工場に輸送せられ其他は當地南滿鑛業株式會社、葦津工業公司の工場に於て前記諸製品に加工され發賣されて居る。而して他日、本鑛石が金屬マグネシウムの工場製産の原料たり得る場合は極めて重要な地位を占むるに至るものである。

**滑石** 滿洲産滑石は日本内地消費量の殆ど全部を供給する點に於て滿洲産鑛物中重要なものゝ一である。産地は蓋平より海城に至る滿鐵本線に沿ひ北東より南西に延亘する山地の一帯に散在するものにして主なる産地を擧ぐれば左の如きである。

産地名	距離
聖水寺	大石橋の東方十二軒
大堡	分水驛の東方十二軒
宋堡	海城驛の南方二十一軒
買子堡	海城驛の南方二十一軒
睿子	海城の南方山道二十三軒
麻峪	海城の南方二十八軒
馬堡	海城の東々南約二十六軒
楊家甸子	同



滑石鑛床規模は概して大きくは無いが附近一帯に普く分布して居る、現時は主として支那人の手に於て採掘せられて居る。色澤は淡黄、淡褐或は青灰色を呈し白色乳白色のもの亦尠からず品質良好のものは伊太利産に比して遜色なしと云はれて居る。昭和二年中に於ける稼行鑛區十一箇所、其出鑛高約二萬五千噸にして大部分は日本人の手を経て原石のまま日本内地に輸送せられ一部は滿洲タルク製粉株式會社及滿洲鑛業株式會社工場にて製品とせられ販賣輸送せられて居る。

滑石の利用は其固有の特質を應用するものであつて既に早くから醫藥其他に應用せられて居たものであるが近世各種の工業の發達につれ之が利用の途を研究せられ益々用途を擴張して今日極めて重要な工業原料鑛物の一となつた、今其用途の一斑を概述すれば次の如きである。

製紙工業用 洋紙類の光澤付與、サイズ保存竝に重量増加の添加劑として缺くべからざるものであり且つ滑石の色素吸収性を利用して色付級に使用するときは日光に對する充分なる耐久性を持つものである。

製絲工業用 經絲糊として使用するときは絲を柔とし且つ表面の羽毛を納め機織に便とし一面又重量を増加せしめる。

織物工業用 仕上糊に混入し目付劑としての機能を發揮せしめると共に白色の黄色化を防止し一面又脱脂劑として使用する。

化粧用比較的良質のものは化粧料として多量に應用せられ一般白粉、石鹼、齒磨を初め各種の化粧料には多量に使用せられて居るものである。

護謨工業用 輓近護謨工業の發達につれ滑石利用の途を増加したるものと云ふべく即ち型作に際して内面の塗附料として多量に使用せられる。

其他 以上の外其耐火性を利用して焙燒爐の火床に用ひ或は瓦斯の火口、汽罐の被覆物としての保溫劑等に使用せられ且滑石の吸収性を利用して絹布の汚點除去、色鉛筆の心の混和、或は之が滑性を利用して機關の滑料、減磨料、ペンキ又は特殊エナメル配合劑として使用せられ尙又石筆、印材、裝飾石材、彫刻材料としても多量に使用せられる等極めて廣範圍に亘つて利用消費せらるゝものである。

耐火粘土 滿洲に於ける耐火粘土は二疊石炭紀夾炭層の一部をなし一般に石炭の直下に於て發見せられて居る、即ち二疊石炭紀の炭田と認められる煙臺炭礦、復縣五湖嘴炭坑には何れも耐火粘土を産する。品質は日本内地産に比して遙に優良なるもので耐火度大約ゼーゲル雖三十三番以上に達し中には三十五番以上に該當するものもある。其埋藏量は極めて莫大であつて供給に困難を來す事は殆どない、現狀に於ては煙臺耐火粘土は専ら滿鐵鞍山製鐵所の耐火材料として採掘使用せられ、復縣五湖嘴耐火粘土は中日合辦復州磁土公司に依つて採掘せられ一般の需要に應じて居る。昭和二年中に於ける出鑛當約四萬噸に登り其多くは八幡製鐵所其他日本内地の重要工場向として輸送せられて居るが滿洲に於ても耐火材料として使用せられる高は相當の數量に達する。

當社中央試驗所にては既に是等窯業原料の極めて豊富なる點に着目し之が利用研究の爲、半工業的試驗を施行して成功し現に大連窯業株式會社に依つて優良なる耐火煉瓦を各方面に供給しつゝある。



尙又陶磁器に至つては從來其最下級品たる唐山、博山方面からの供給を俟ち其他は擧げて南支、日本及歐洲から輸入に依つたが之又中央試験所研究の完成に依り大正九年大華窯業公司の設立を見、支那人向陶器を初め邦人向食器類電氣用品等多種類の生産をなすつゝある。其他支那美術古陶器の科學的製作は小森陶磁器研究所に依つて一般に紹介せられる處であり、且安奉線本溪湖、關東州石河其他に於て支那人の經營する水甕其他支那人家庭用品の製造も可なり盛んにして附近の需要に止まらず遠く營口、天津方面迄も搬出せられて居る状態である。

**重晶石螢石** 重晶石螢石は概ね片麻岩或は花崗岩中に脈状をなして現出する。

重晶石は關東州普蘭店附近に無數の小鑛床散在するも概して細脈にして一箇所に於て多量を求むることは困難である、嘗て數年前普蘭店に同地方産重晶石を原料とするバリウム工場の設立をみたるも幾許も無く閉鎖して今日に及んで居る。

螢石は奉天省蓋平縣下破臺子、瓦房峪、靠山塞、沙崗臺竝に關東州内上隨家屯其他を産地として相當採掘せられたる事あり今後需要増加の曉には相當開發せらるゝものである、現時は採掘中に屬するものなく僅かに註文に應じて小規模の出鑛をなす状態である。

苦灰石 滿洲に廣く分布する石灰岩は不純物として概して苦土を含有しその多きは二十%以上に達し苦灰石に漸移して居る、従つて苦灰石の分布は可なり廣範圍に亘つて居るものである。未だ全部の調査を終つては居ないが關東州竝に奉天省海城、蓋平兩縣下のみ埋藏せらるゝ數量にても頗る莫大である。

現在にては交通運輸の關係上主として關東州内海猫島及其附近の海岸ものが採掘せられ原石のまま八幡製鐵所を初め日本内地各工場に輸送せらるゝものにして昭和二年中の發送高約五萬噸に達して居る。其他大連に於て南滿鑛業株式会社、大連ドロマイト合資會社の工場にて加工し水性塗料或は壁塗料等の製品として建築方面の需要に應じつゝある。即ちスタッコマンチュリア、大連プラスチック、改良漆喰大連ドロマイト各號等の商品名に依つて販賣せらるゝものがそれである。

**硅石** 關東州大連及旅順附近に於ける硅石は品質佳良にして優良なるダイナスの原料となり得るものが尠くない。

ダイナス煉瓦製造は既に中央試験所に於ける試験研究の完成を経て現に大連窯業株式會社工場にて一箇年生産能力一萬二千噸の設備をなし夫々優良品を供給しつゝある。

又片麻岩或は花崗岩中の石英脈は其鑛量必ずしも豊富とは云へないが品質雪白にして純良なるを以て優良なる硝子原料として推稱せられて居る。

**硝子製造** 滿洲に於ける硝子製造は硅石を初め其他の原料共に低廉にして且つ燃料、工賃等遙に日本内地に比して有利なる立場にあり加ふるに廣大にして將來ある消費地と對照して極めて有望なる事業である。(第六章参照)

**石灰岩** 石灰岩の分布は關東州のみでも極めて廣區域に亘つて發達して居る。其採掘施行共に容易なるを以て盛んに採掘せられ大連築港を初め土木、建築方面に普く利用せられて居る。而して其成分純粹なるものは比較的尠少であるとせられて居るが大連郊外周水子には小野田セメント會社分工場が



あり年額七十五萬樽のセメント製品の原料とせられ且安奉線火運塞、本溪湖等の石灰岩は夫々鞍山、本溪湖製鐵所の原料に使用せられ且安奉線通達堡産のものは安東に搬出せられ同地製紙工場の原料に供せられて居る。其他石灰製造を初め各種の窯業原料として消費せらるゝ石灰岩の數量は誠に尠くない。

**大理石石版石** 關東州内三十里堡、金州、十三里臺及復縣金家城子等に於て渦巻狀石灰岩、蠕虫狀石灰岩が賦存する、淡紅色乃至淡黄赤色、或は時として暗灰色を呈し渦巻狀又は蠕虫狀の模様を現し之を大理石として加工するときは極めて風雅なる模様並に色澤を出し裝飾用石材として賞用せられて居る。

石版石は最近の發見にかゝり其産地とせらるゝは復縣民家屯附近を主とする、淡青綠色を呈し石理極めて緻密にして、硬度四・五、比重二・七を示し之を加工石版石として使用するときには印書極めて明瞭にし獨逸産に遜色なく且つ價格其他の點に於ても必然安價となるべく滿洲産石版石は其將來を期待せらるゝ處である。

**石材** 滿洲に於ける石材は日本内地の如く多種類ではないが花崗岩、片麻岩及石灰岩を最多として砂岩、粘板岩、珪岩其他の水成岩が使用せられて居る、特に奉天以北にあつては閃綠岩、鞍山岩、玄武岩、粗面岩等も有用なる石材とせられて居る（是滿洲の地質は概して古期水成岩の發達多く日本内地の如く新期噴岩の分布少なきに依るものであり、一面亦石材の使用が未だ洽かざるに依るものである）今其産地の主なるものを擧ぐれば次の如くである。

## 第八章 勞働事情

勞働事情に關する調査は近年着手され漸く成果を擧げつゝあるが未だ研究資料に乏しい憾がある。

### 第一節 從業者の割合並に勞働條件

#### 第一項 從業者（勞働者を含む）割合

大正十三年末關東廳が關東州、附屬地、領事館管轄地域に於る各從業者に就て調査した所に依れば農業に於て九割、水産業は九割八分、鑛業は八割二分、商業は七割二分迄支那人の占むる所であり比較的高級なる工業及交通業に於ても夫々六割五分及六割二分迄は支那人の占むる所となつてゐる。此の數字はかなり古くなつてゐるが今年に至る迄の五年間に於て大差を生じたとは思はれない。

#### 第二項 能率及勞働時間

各種事業家の通説として支那人工場勞働者の能率に普通日本内地勞働者の六、七割に當る。勞働時間日本人經營の工場にては各業に於て日本の勞働時間より約一時間長く、支那人經營の工場にては滿洲日本人經營の立場より約一時間半長い。

#### 第三項 南滿洲勞銀表（金圓建）

一、左記數字は調査課編滿洲經濟統計月報昭和四年一月分上卷に依つたものである。旅順、大連、營口、遼陽、奉天、安東、鐵嶺、開原、長春に於る調査を内容とする。



二、勞銀は日給額を示す（但農夫は日、月、年給別とする）  
 三、農夫の日傭及月傭の者に食事自辨とし年給は食事雇主持。  
 四、指数は大正十四年一月を100とする。

職業	支人	日人	最高	最低	平均	指数
大工職	支人	日人	450	270	353	101.4
左官職	支人	日人	600	300	391	104.0
疊職	支人	日人	280	80	156	100.0
經師職	支人	日人	420	280	348	103.5
硝子職	支人	日人	400	200	270	84.7
洋服裁縫師	支人	日人	410	200	290	96.7
靴工職	支人	日人	350	150	261	106.1
煉瓦積職	支人	日人	400	270	342	99.1
	支人	日人	200	80	119	87.5

第四項 滿鐵關係工場労働者生計費（大正十四年—十五年調査）

職業	支人	日人	最高	最低	平均	指数
活版職	支人	日人	400	100	272	112.4
雜役夫	支人	日人	250	50	119	104.4
苦力	支人	日人	80	30	54	103.8
荷車及手押車	支人	日人	170	40	54	122.5
人力車	支人	日人	250	40	105	96.3
荷馬車(支)	二頭	一頭	400	150	273	105.4
	二頭	一頭	450	200	350	100.6
客馬車	二頭	一頭	400	150	278	92.4
	二頭	一頭	450	180	323	78.8
農夫	朝鮮人	日人	140	40	80	96.9
	年	月	2200	1000	1509	
	日	日	2500	700	1490	
	支那人	日人	70	36	49	65.3
	年	月	1500	400	1033	
	日	日	1800	600	1250	



種別	單身者		家族四人以下 (平均数三七一人)		家族六人以下 (平均数五五一人)		家族七人以上 (平均数八一一人)		平均 (家族数五七三人)	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
被服費	四〇三	三二・八%	五〇二	一九・〇%	六三三	一八・四%	五九二	一五・九%	四八八	一七・五%
食費	六〇〇	五〇・〇%	一五五	五・五%	一八三	五・三%	三三三	九・三%	二七三	七・五%
居住費	—	—	—	—	〇〇〇	—	〇九〇	二・五%	〇六九	一・九%
光熱費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一,二〇〇	一〇〇・〇%	一,二〇〇	一〇〇・〇%	一,二〇〇	一〇〇・〇%	一,二〇〇	一〇〇・〇%	一,二〇〇	一〇〇・〇%
收支差引高	四〇三	—	—	—	—	—	—	—	—	—

註 住居費の極めて少額なるは家賃の支出なきもののみ計上せるが爲で家賃は普通單身者は一圓内外、家族四人内外のものは約三元である。  
△印のあるは差引不足額を表す。

第二節 労働争議 (本節は調査時報第八卷第一號に據る)

第一項 件数

過去十箇年間に於ける南滿洲の労働争議数は大體左の如くである。

年次	摘要		参加人員		一件當 日數	一件當 日數	延人員	備考
	件數	%	日本人	華人				
大正五年	100	100	70	1,100	15	30	1,950	日本人の部は全部朝鮮人
大正六年	100	100	40	970	7	14	713	人員不明二件
大正七年	400	100	1,060	4,912	5	28	3,650	人員不明二件
大正八年	1,000	100	1,282	10,054	17	32	19,380	人員不明六件
大正九年	500	100	1,640	1,995	20	31	10,610	人員不明三件、日本人中朝鮮人七人を含む
大正十年	140	100	70	933	3	17	1,580	日數不明一件
大正十一年	500	100	80	4,001	3	37	7,353	日數不明一件
大正十二年	500	100	180	4,133	8	30	3,346	人員不明四件
大正十三年	500	100	260	5,120	3	44	3,346	人員不明三件
大正十四年	2,180	100	—	8,899	3	38	20,033	日數不明二件、日本人中朝鮮人九七人を含む
合計	3,500	—	4,377	46,334	107	433	164,643	—

次に各年毎の月別労働争議数を示すと左表の通りである。

年別	月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—







爭議の原因を便宜上、賃銀増額要求、賃銀減額反對、待遇改善要求、監督其他排斥、及其他の部の五項目に区分した。其他の部とは記録上原因の不明なるものを斯く稱するに過ぎぬ。然して待遇改善と賃銀増額とを含む要求は便宜待遇改善要求の部に編入した。従つて賃銀増額要求の部は實際件数よりは減少して居るものと見て良からう。扱て過去十箇年間に於ける原因別爭議は左表の通りである。

A 件数統計

年次	原因		賃銀増額要求		賃銀減額反對		待遇改善要求		監督其他排斥		其他		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
大正五年	二	四〇〇											三	六〇〇
同六年	四	八〇〇											一	一〇〇〇
同七年	一六	八〇〇					三	一五〇〇					一	一〇〇〇
同八年	四	九〇〇					四	七二七					五	九〇〇
同九年	三	六六七							三	一六六七			二	一〇〇〇
同十年	一	一四二六					四	五七二四					一	一四二六
同十一年	八	三〇〇					四	一六〇〇					六	二四〇〇
同十二年	二〇	七〇〇					八	二九六三					一〇	二四〇〇
同十三年	四	四一六					二	一四八二					六	二四〇〇
同十四年	二	四八〇					一	二〇〇〇					三	二四〇〇
合計	二二九	五五〇	一三	四八〇	四五	一八〇〇	二二	八四〇	三三	一三三〇	二五〇	二五〇	二五〇	一〇〇

B 件数 圖表 (百分比)



扱て十箇年に於ける原因中最も多数を占むるものは賃銀増額要求の百三十九件で年平均一三・九件を數へ總件数の過半数即ち五五・六%を占めて居る。然るに待遇改善要求に至つては四五件にして年平均四・五件即ち該件数の一八%に當るに過ぎない。大體に於て労働者の要求が未だ幼稚なる事は明らかに看取し得る。待遇改善要求の中にも時間延長反對賃銀支拂期日に關するもの位が主たるもので他は些細なる事項に過ぎない。如斯して勿論他の高尚なる生活上の要求等は其の片鱗だに窺ひ得ない。

此れを各年次に就て見るに好況時代には賃銀増額要求が七年に於て一六件(同年に於ける總件數中八〇%)八年に於て四三件(前同様に於て七八・一八%)九年に於て一二件(前同様に於て六六・六七%)を示し、各年度に於ける總件數の過半数を占めて居るが、不況時代には半数に満たない。尙ほ詳言すれば、大正七年より九年迄の賃銀増額要求に關する總件數七一件にて年平均二三・六件なるに大正十年より大正十四年迄の賃銀増額要求に關する總件數は、六十二件にて年平均一〇・三件に當り兩者を



百分比にすれば六九・六%對三〇・四%となつて前者は後者に倍加して居る事が判る。  
 賃銀要求は一般的に賃銀率低き結果と見る事は或は妥當を缺ぐかも知れないが、唯一言明言し得る事は華工の場合に於ては金票對銀票の相場關係に依る事多き事實を見逃してはならない。

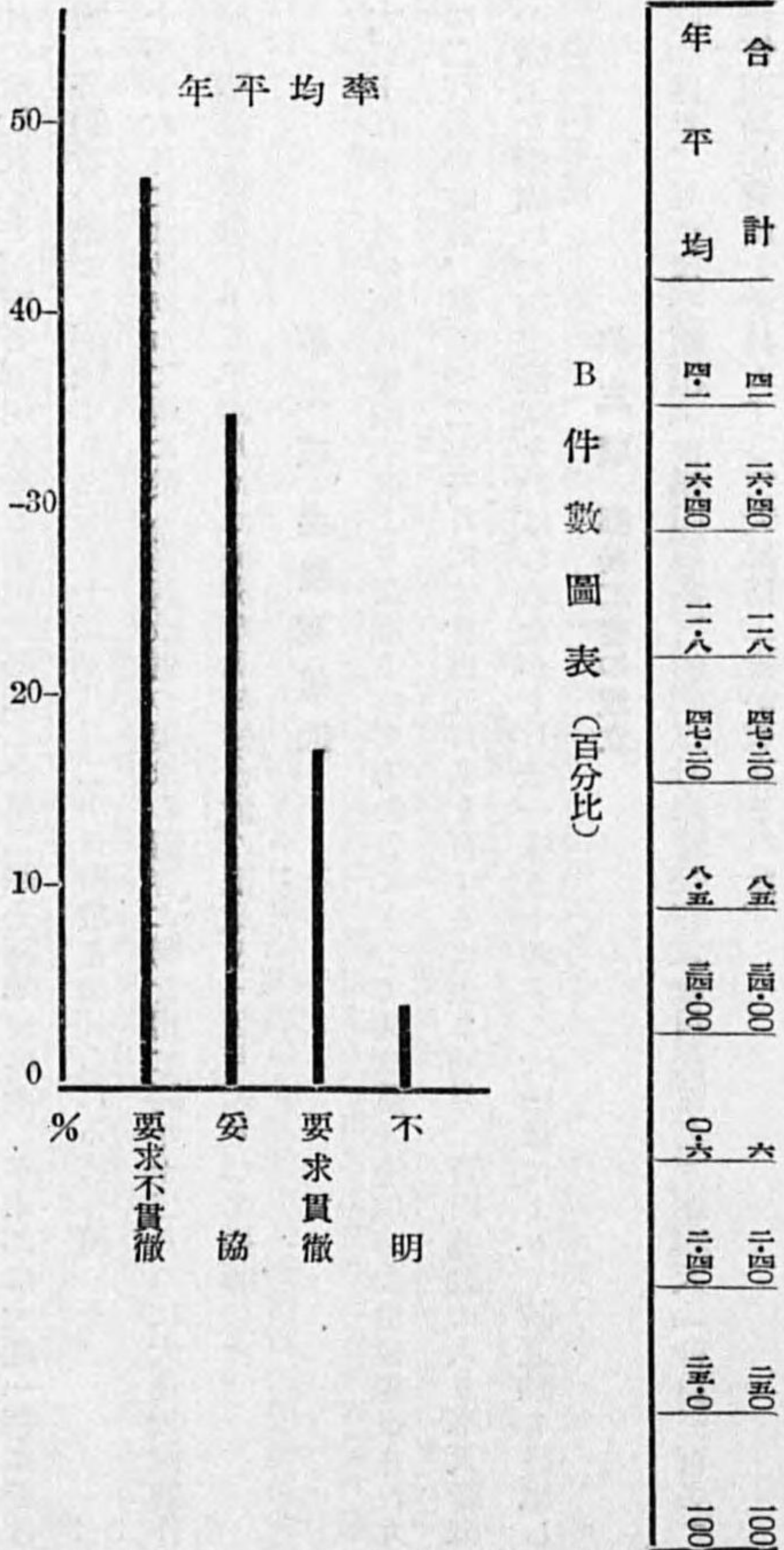
第三項 争議の結果

過去十箇年間に於ける争議の結果は左表の通りである。

A 件數統計

年次	結果		妥協		不明		合計	
	件數	%	件數	%	件數	%	件數	%
大正五年	1	100.00	1	100.00	0	0.00	1	100.00
同六年	3	30.00	1	10.00	0	0.00	4	100.00
同七年	3	50.00	2	33.33	0	0.00	5	100.00
同八年	2	18.8	2	17.7	1	8.3	5	100.00
同九年	2	22.2	2	22.2	0	0.00	4	100.00
同十年	1	14.6	3	38.6	0	0.00	4	100.00
同十一年	5	100.00	3	60.00	0	0.00	8	100.00
同十二年	1	25.0	2	50.0	0	0.00	3	100.00
同十三年	5	17.7	4	13.3	0	0.00	9	100.00
同十四年	2	18.8	3	26.7	0	0.00	5	100.00
合計	44	100.00	28	63.6	0	0.00	72	100.00

B 件數圖表 (百分比)



右表に依れば過去十箇年間に於ける總件數二百五十中に、原因不貫徹のもの百十八件にて全件數の約四十七%に當り、此に次いで妥協が三十%になつて居る此の妥協も其の殆ど全部は要求の些細なる一部貫徹か又は労働者側に不利な妥協である。大體に於て好況不況兩時代を通じ不貫徹の率が等しい妥協は此を労働者側の成功、不成功何れとも見難い場合が多いから、此を計算に入れぬ事とし貫徹を成功不貫徹を不成功とし兩者を對比するに前者は四十一件にて二十六%となり後者は百十八件にて七十四%となり不成功率は成功率の約三倍を占めてゐる。



## 第三節 労働組合

## 第一項 大連中華工學會

大正十二年末滿鐵沙河工場中國人職工の一部より夜學の開設と會員相互の互助救済とを目的とする穩健なる大連中華工學會が組織されたが翌十三年には組織を擴張し滿洲船渠會社、大連機械製作所小野田セメント會社、福島紡績會社、大連窯業會社、大連電氣會社其他の各工場を包容し大正十四年二月には代表者を河南省鄭州に於る全國鐵路總工會第二回全國總會に派し年末には大連一帯に於ける中國人労働者の總てを網羅するに至り十五年八月二十日解散を命ぜられる迄存続した。

十四年六月には沙河工場に於る待遇改善の要求の認容に勢を得て同年十二月には大連機械製作所に於る罷業を指導し十五年四月には滿洲福島紡績會社の罷業を三箇月に互つて指導した。

## 第二項 共產黨運動

大正十五年七月中國共產黨本部より派遣されて來た者によつて共產黨大連地方委員會組織され九月には二百名の會員、翌昭和二年五月には會員五百名を有するに至り同月、實際運動に入り奉天製麻會社の職工を指導して同盟罷業を行はしめたが七月末一味五十四名の大檢舉によりて該運動も終熄した。

## 第三項 郵務工會の成立

昭和四年二月には哈爾濱(會員四百名)に、三月には長春(會員三百名)と奉天(會員三百名)に郵務管理局從業員を會員とする三大郵務工會が成立された。

## 第四節 撫順炭礦に於る中國人労働者に對する施設

**使役法並給與** 炭礦業務に従事する中國人の總數は約四萬五千人にして年額支拂工賃約金八百萬圓に達する。而して滿洲在來の把頭制度を打破し炭礦特有の制度を設け、即把頭が労働者の頭をハネルを防止し華工本位に出來高拂法により個人計算個人拂をなし把頭に對しては部下稼働工賃の千分の百十五を手當として別途支給する。採炭華工の平均日収入は小洋銀七十錢にして食費は炭礦直營炊事によれば一日金十一錢にて賄ふ。而して之等華工に關する一切の業務は各採炭所及庶務課に勞務係を置き統制させる。

**取締法** 戶籍法なき中國人の取締は尤も困難とする處で之が取締には指紋法を應用してゐる。

**募集及配屬** 労働者の大部分は山東直隸省出身である。之等華工の招來業務の爲青島、芝罘、濟南天津、錦州、凌源及朝陽の七箇所を招工公所を設置する。

**扶助共濟** 公傷者に對しては入院治療費は勿論日給者は日給全額請負者は一定の日額を支給す。私症病者に對しても共濟會を設置し醫療費、死者の埋葬費、退職資金等を支給し且つ入院中及病氣休業中は一定の手當を支給する。

**教養工廠** 公傷廢疾者は本廠に收容し技術を修得せしめ生活の途を與ふ。目下支那靴、麻繩及等の三科に分つ。

**華工歡樂園** 撫順市西部に二萬五千餘坪の土地と十萬餘圓を投じ中央に老君廟を建立し之を中心と







前年度の増減に對する増減高	營口		奉天		安東		合計	
	數	率	數	率	數	率	數	率
大正十二年	5,591,333	不明	2,825,511	不明	1,000,000	不明	9,416,844	不明
同十三年	4,977,654	不明	2,810,819	不明	1,000,000	不明	8,788,473	不明
同十四年	4,003,306	不明	4,912,207	不明	1,000,000	不明	9,915,513	不明
同十五年	6,843,212	不明	4,832,916	不明	1,000,000	不明	12,676,128	不明
昭和二年	3,453,263	不明	2,992,618	不明	1,000,000	不明	7,445,881	不明
同三年	3,236,136	不明	2,992,618	不明	1,000,000	不明	7,228,754	不明
同四年	3,975,912	不明	2,992,618	不明	1,000,000	不明	7,968,530	不明
同五年	3,975,912	不明	2,992,618	不明	1,000,000	不明	7,968,530	不明
合計	37,500,000	不明	37,500,000	不明	37,500,000	不明	112,500,000	不明

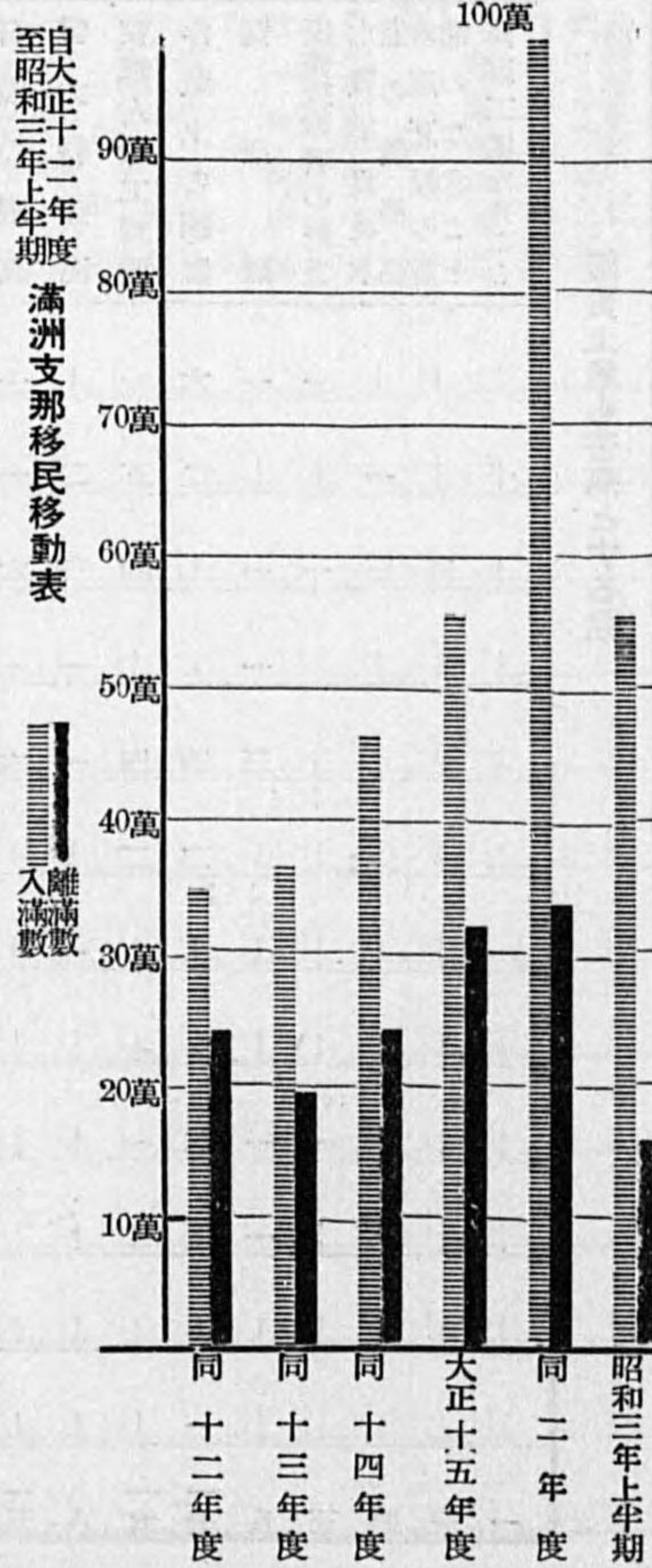
前表に付ては先づ離満數の増減高に注意する必要がある。大正十五年度の増加高の可成り大なるに引き代へ昭和二年度の夫は非常なる減少であつて、然かも同年度の入滿數激増傾向と對比する時、移民の定着率が如何に大なるかを窺ひ知るであらう。入滿之部と一々對比するに、總じて入滿數の増加率は年々可成り高くなる一方であるが、離満數の夫は年々言ふに足りない様である。

以上の結果我々は左表の如く過去數年間に於ける滿洲支那移民の定着力を計上し得るのである。詳細なる統計等に付ては後ちに纏めて發表する機会があるであらう。

移動年次	入滿者數		離滿者數		差引		定着率	
	數	率	數	率	數	率	數	率
大正十二年	4,266,000	不明	2,455,000	不明	1,811,000	不明	42.7%	不明
同十三年	4,470,000	不明	2,000,000	不明	2,470,000	不明	55.3%	不明
同十四年	4,292,000	不明	2,700,000	不明	1,592,000	不明	37.1%	不明
同十五年	5,675,000	不明	3,300,000	不明	2,375,000	不明	41.9%	不明
昭和二年	1,011,000	不明	1,510,000	不明	-499,000	不明	49.3%	不明
同三年	5,400,000	不明	1,700,000	不明	3,700,000	不明	68.5%	不明
同四年	5,400,000	不明	1,700,000	不明	3,700,000	不明	68.5%	不明
同五年	5,400,000	不明	1,700,000	不明	3,700,000	不明	68.5%	不明
合計	31,500,000	不明	17,000,000	不明	14,500,000	不明	46.0%	不明

右表に於て先づ過去五箇年半の間に、約百八十萬人の移民が滿洲に定着せる事實を知る。即ち一年

平均約三十四萬人に當つて居る。各年次の差引數は即ち當該年度に於ける移民の定着數を意味し、該數を入滿者數にて除せるものが各年次の定着率となる譯である。五箇年半の合計に於ける定着率は五・二九%となり。入滿者數の過半數が大體滿洲に安住の地を求め得たものと見て良い。



第六節 在滿邦人工場主の希望

昭和二年末、滿鐵調査課は南滿洲の各種邦人工場三百餘に對し種々なる項目に該當する回答を乞ふたが百七十一の工場より回答があつた。其中百六十五工場の回答に基いて「パンフレット第四十一號」續南滿工業事情を編み昭和三年二月印刷に付したが其中在滿邦人工業の生産、販賣に當つて苦痛とす











下記数字の詳細に就ては調査課編調査報告書第十三卷「満洲農家の生産と消費」を参照されたい

小作農	自作農			食料費	衣料費	住居費	光熱費	雑費	合計
	小	中	大						
平均	均	均	均	四八〇	七〇六	五二〇	四〇四	三、五〇〇	六、〇〇九
小	均	均	均	四八〇	七〇六	五二〇	四〇四	三、五〇〇	六、〇〇九
中	均	均	均	四八〇	七〇六	五二〇	四〇四	三、五〇〇	六、〇〇九
大	均	均	均	四八〇	七〇六	五二〇	四〇四	三、五〇〇	六、〇〇九

且つ、其の體力に於て到底支那農民に敵すべくもない上に、氣候、風土を異にするを以て日本農業を直に此地に移し難く多くのハンディキャップが附せられねばならない。従つて、支那農民と同様の經營法に依つて、同様の収益を擧げるに於ては、到底此地に於ける農業經營は、日本人には引合はな

いのは當然である。況や近時の山東移民の大洪水の波がおしよせて來てゐる。(前節参照)

故に、在來農業に勝るの収益を擧ぐるが如き農業經營を行ふことに依つて其の生活費を補ひ、機械力に依つて體力を償はねばならない。此點に於て農業の科學的經營法に依る外はない。或は又、特殊の技工を必要とする果樹栽培の如きも推賞さるべきものであらう。従つて、農業移住者が若し可能であるならば農業的學識と經驗ある者にして、若干の資金を用意する者でなければならぬ。此點は亞米利加邊の日本移民と其の趣を異にしなければならぬ點である。滿鐵會社に於ても計畫の農事會社は一百姓の招來でなくて若干の資力と知識ある農業移民計畫である。

### 第四編 商 事

#### 第一章 商 業

滿洲各地の商業組織は主要都市及貿易港を除くの外は新舊混淆し未開墾地帯殊に蒙古方面には今尙隊商撥子制度による物々交換行はれ其他所謂市を建てる制度も現存してゐる。滿洲に於る主要なる企業經營は比較的資力大なるものは邦人の手によつて行はれるものが多いが個人殊に小商人は支那人に及ばない觀がある。是は支那人間には商業市場組織及び同業組合制度發達し一種の統制を保ち勤勉且つ生活簡易にて忍耐強く些少の利益にも勞力を惜しまない事に依るのである。

一般商況は大正七、八年の好況時に幾多企業會社の簇出亂立を見たが九年以來の不況により事業の不振、金融の梗塞は一般經濟界をして沈滞せしめ遂に整理時代を劃出し諸會社商店は鋭意經營の緊縮乃至合併を敢行し極力之が整理と救済に努めた結果、漸次新生命を開き眞面目な經營に向ひつゝあるは喜ぶべき現象である。

##### 第一節 日本側商業施設

###### 第一項 商工業會議所

邦人商工及商業會議所は大連、奉天、安東、營口、長春、哈爾濱、鐵嶺の七箇所で其他の沿線附屬地には略ぼ商業會議所と同様な機關を有する邦人實業會がある。滿洲沿線に於る外人商業會議所とし

投資より見たる日滿關係に就ては産業總説參照。  
昭和二年未全滿日  
本人側會社  
株式 三七二社  
合資 六六〇  
合名 七五  
計 一、一〇七  
拂込資本金(又は  
出資額)(圓)  
株式 五、七、七、七、七  
合資 五、二、四、一、七、一  
合名 六、八、四、一、〇、〇  
計 五、二、一、七、〇、〇







日本帝國は支那に於て領事裁判權を有するを以て日本内地に於る法令は屬人的に本人に行はれる

第五項 倉庫業

滿鐵倉庫寄託貨物  
昭和二年度末二二  
九、八八九噸、保險  
料其他收入一、六  
一一、八五六圓。

倉庫業の主たる者は滿鐵の附帶事業として行はる倉庫營業である。(滿鐵篇參照) 其他は大連に七箇  
奉天に二箇、撫順、吉林、鄭家屯、營口、貔子窩等に各一箇を數へ得るも入庫貨物總額の九割八分は  
滿鐵會社倉庫部の占むる所である。滿洲では混合保管なる特殊制度が行はれてゐる。

第二節 支那側施設

第一項 商店

商店經營は單獨、共同の二に分けられ共同の者の方が多く、山東、廣東、直隸、山西系の者が比較  
的資本豊富で大取引をする。

第二項 商會

附屬地内に於る商  
會數八箇、東三省  
内に於る商會數七  
八箇、會員數約八  
五〇〇人

日本の商業會議所に相當する。滿鐵は附屬地内の者に對して商務總會通則を出した。附屬地外の者  
には民國三年九月の商會法が適用され來つたが近時修正された。  
華商公議會、關東州内の支那人商工團體で六箇ある。

第二章 貿易

第一節 概説

支那總貿易の最近  
五箇年平均額は約  
十七億六千萬海關  
兩。

滿洲が外國貿易の爲に開放せられたのは一八六二年營口を通商港として開放せるに始り、其後露國  
の東方經營が實現せられ、大連を自由港として哈爾濱、大連間の鐵道を敷くに至つて營口は昔日の勢  
力を失墜し、我國が露國に代つて關東州を租借するや銳意大連港の修築を計れる結果、滿洲の物資は  
翕然として大連に集るに至つた。爾來安奉線の改築、鴨綠江の架橋竣成と共に安東が著々として發達  
して來た。而して滿鐵附屬地は對内市場として物資の集散を司り、就中奉天、長春及東支線の哈爾濱  
は將來益々發達すべき運命を有して居る。大連、安東開港當初の一九〇七年に於ける南滿諸港の合計  
貿易額は四四、七七八、七一八兩に過ぎなかつたが、其後の發達經過を見るに一九一七年二四四、三四  
五、一七四兩、一九二七年五六五、六五七、〇〇八兩の如く異常なる進展を示してゐる。

之が重要輸出品は大豆、豆粕、豆油を始め、高粱、小麥、柞蠶絲、石炭及木材等の原料品を主とし  
輸入品の重なるものは綿布、線糸、砂糖、煙草、石油、鐵及鋼、機械器具、紙類、衣服附屬品等であ  
る。貿易對手國は日本、朝鮮、香港、北米合衆國、支那諸港で此等諸國の中日本は地理的、經濟的の  
關係上尤も優越せる地位を占めて居る。

滿洲貿易の關門としては大連、營口、安東、浦鹽の四吞吐港を擧ぐべく、特殊貿易地としては哈爾  
濱がある。右の内大連港の數字的發達は顯著なるもので、一九〇八年には支那開港中最下位に在りし



其貿易額は一九二一年には上海に次ぐ巨額となり、一九二七年には其貿易額は尙三億七千六百四十二萬海關兩を示すに至つた。左に大連、營口、安東三港の最近三箇年の輸出入表と滿洲貿易發達表示す

第二節 貿易に関する統計

南滿洲三港最近輸移出入表(海關兩)

年 度	港 別		輸 移 入 額	輸 移 出 額	計
	大 連	營 口			
大正十四年	大連	營口	一二一、二五九、七二三	一八三、六五〇、〇二九	三〇四、九〇九、七四二
	安東	營口	六一、一九七、三一四	三一、五二二、三二三	九二、七一九、六二七
	安東	營口	四二、一七〇、〇八二	四四、五五九、二八四	八六、七二九、三六六
昭和元年	大連	營口	一四四、六五二、六五五	二二七、六六二、六九一	三六二、三二五、三四六
	安東	營口	五八、八一九、一四三	三三、三三〇、八〇八	九一、一四九、九五一
	安東	營口	四四、六六二、四二一	四九、五二二、七八八	九四、一七五、二〇九
昭和二年	大連	營口	一四六、三八九、四八四	二三〇、〇三〇、六〇六	三七六、四二〇、〇九〇
	安東	營口	四九、〇三六、四一〇	三三、一八一、七四〇	八二、二二八、一五〇
	安東	營口	四二、六二六、二九一	六四、三九二、四七七	一〇七、〇二八、七六八

滿洲總貿易額發達表(海關兩)

年 次	地 方 別		輸 移 入	輸 移 出	計
	南 滿	北 滿			
昭和二年	南滿	北滿	四二、七〇〇、一一一	四〇、六三三、三三三	八三、三三三、四四四
昭和元年	南滿	北滿	四二、七〇〇、一一一	四〇、六三三、三三三	八三、三三三、四四四
大正十四年	南滿	北滿	四二、七〇〇、一一一	四〇、六三三、三三三	八三、三三三、四四四

(南滿、大連、營口、安東) (北滿、哈爾濱、愛輝、東滿、琿春、龍井)

南滿、北滿、東滿、觀合

年 次	地 方 別		輸 移 入	輸 移 出	計
	南 滿	北 滿			
一九〇八年	南滿	北滿	七、五二〇、三三三	一〇、四九八、八一九	一七、〇一九、二五二
	南滿	北滿	五、三三〇、四四四	四、五五五、二二二	九、八八五、六六六
	南滿	北滿	八、三三三、三三三	七、六六六、六六六	一六、〇〇〇、〇〇〇
一九一三年	南滿	北滿	四、三三三、三三三	三、六六六、六六六	八、〇〇〇、〇〇〇
	南滿	北滿	一、三三三、三三三	一、六六六、六六六	三、〇〇〇、〇〇〇
	南滿	北滿	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
一九一八年	南滿	北滿	一、三三三、三三三	一、六六六、六六六	三、〇〇〇、〇〇〇
	南滿	北滿	二、六六六、六六六	二、〇〇〇、〇〇〇	四、六六六、六六六
	南滿	北滿	一、六六六、六六六	一、三三三、三三三	三、〇〇〇、〇〇〇
一九二三年	南滿	北滿	一、六六六、六六六	一、三三三、三三三	三、〇〇〇、〇〇〇
	南滿	北滿	二、〇〇〇、〇〇〇	一、六六六、六六六	三、六六六、六六六
	南滿	北滿	一、三三三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	二、三三三、三三三
一九二七年	南滿	北滿	二、三三三、三三三	一、六六六、六六六	四、〇〇〇、〇〇〇
	南滿	北滿	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三三三、三三三	五、三三三、三三三
	南滿	北滿	二、六六六、六六六	二、〇〇〇、〇〇〇	四、六六六、六六六



### 第五編 交通運輸

打通線一六〇哩は京奉線の一驛、打虎山より通遼に至る線である。下の表では京奉鐵道の中に含めてある。

一九二五年未調「列國々勢要覽」に據れば鐵道延長料數の最大なるは北米合衆國の六十五萬六千杆(四十萬七千哩)日本は内地、朝鮮、臺灣、樺太を合して約二萬三千杆弱で人口一萬に對して北米合衆國五十八杆強、日本は三杆弱である。

冬季に於ては馬車が運輸の主要な役目をする。

## 第一章 陸 運

### 第一節 滿洲に於る既設鐵道一覽表

鐵道名	區 間	杆 數	軌 間	摘 要
南滿鐵道	大連—長春間 其他枝線	一、一〇八	四呎八吋半	日本經營
京奉鐵道	北京—奉天間	八八七	同	英國借款支那國有鐵道杆數は滿蒙の本枝線
東支鐵道	滿洲里—綏芬河間 四平街—長春間 四平街—遼陽間	一、七二七	五 呎	露支合辦經營
四洮鐵道	鄭家屯—通遼間	四二六	四呎八吋半	日本借款支那國有鐵道
洮昂鐵道	洮南—昂昂溪間	二二四	同	同
吉長鐵道	長春—吉林間	二二七	同	同、目下滿鐵にて委任經營中
吉敦鐵道	吉林—敦化間	二一〇	同	同
金福鐵道	金州—城子驛間	一〇一	同	日支合辦、日本國籍株式會社
濟輝鐵道	奉天—朝陽鎮間 其他枝線	三三〇	同	支那國有鐵道
呼海鐵道	松浦—海倫間	三二二	同	黑龍江省官民合辦杆數は既設の松浦—海倫間
齊克鐵路齊昂線	齊々哈爾—昂々溪間	三三	同	同
穆稜鐵道	小城子—梨樹鎮間	六三五	呎	露支合辦の穆稜炭礦會社の經營

鶴立崗鐵道	蓮花泡—鶴立崗間 本溪湖—牛心寨間 其他枝線	五六	同	民營(支)
溪城鐵道	開原—西豐間	二四	二呎六吋	日支合辦
開豐鐵道	池坊—道頭溝間 龍井村—局子街間	六四	一 米	民營(支)
天圖鐵道	昂々溪—齊々哈爾間	一一	二呎六吋	日支合辦黑
齊昂鐵道	朝陽鎮—吉林間	二九	一 米	官(黑龍江省)民合辦
吉輝鐵道		一八三	四呎八吋半	官(吉林省)民合辦
合 計		五九二三		

### 第二節 吉會鐵道

本鐵道は吉林と朝鮮會寧とを結ぶ豫定鐵道であつて日支二十年來の懸案である。其沿革は

(イ) 明治四十年四月十五日の『新奉及吉長鐵道ニ關スル協約』の第三條乙の第三項末節に『將來吉長鐵道ノ枝線及ビ延長線敷設ノ場合ニハ清國ノ自辦ニテナスベク、若シ資金ニ不足アラバ南滿洲鐵道會社ヨリ借入ルベシ』云々とあり。

(ロ) 次で明治四十二年九月四日の日清間協約中の『間島ニ關スル協約』第六條に於て『吉長鐵道ヲ會寧ニ延長シ、ソノ辦法ハ吉長鐵道ト同様トシ、開辦ノ時期ハ日清兩政府ニ於テ商議ノ上決定ス』とあり。

(ハ) 大正七年六月十八日には『吉會鐵道借款豫備契約』が支那政府と、日本興業、朝鮮、臺灣三銀行間に締結せられ、三銀行より支那政府に對し一千萬圓の前貸金を交付してゐる。

本鐵道は『吉會鐵道借款豫備契約』成立後半年内に本契約を締結し、直ちに日本の借款によりて敷設工事に着手すべき筈であつたが、支那の政變其他の理由によりて延引し、今日に至るも未だ實現



しない。然るに其一部とも見做すべき會寧及老頭溝間の天圖及圖們輕鐵は大正十三年に完成し、又吉林、敦化間の吉敦鐵道は既に昨年十月に完成してゐる。故に吉會線としての未成部分は敦化老頭溝間約百六杆に過ぎないから、本線の敷設實現もそれ程遠い將來であるまい。本鐵道完成後に於けるその輸出入貨物の吞吐港は清津說、羅津說、雄基說或は羅津基併用說等あるが現在猶確定して居ない。今長春を中心として之等海港に至る距離と大連に至る距離を比較するに、

滿蒙各鐵道の參考書、論文題目等は第五節に掲げたが最近には當課より、パンフレット第六十一號「滿蒙に於る鐵道の概要」を六月十五日附にて發行した。

長	春——大連間	七〇二杆
長	春——清津間	六八二杆(地坊通過)
長	春——羅津間	六九一杆(地坊通過)
長	春——雄基間	六五二杆(隱城通過)
		六一七杆(羅城通過)

即ち吉會線經由の方が何れも南滿線經由大連に至るよりは近距離となる。若しそれ吉林を中心として見んか吉林大連間は八二九杆(長春經由)なるに吉林、清津間(地坊通過)は五五四杆、同羅津間は五六四杆(地坊通過)又は五四三杆(隱城通過)、同雄基間は五二四杆(隱城通過)となる。斯くして距離の上のみより見る時は、吉長、吉會兩沿線の對日本及朝鮮輸出入貿易品は、吉會線を経由する方が有利であるが、鐵道運賃、商慣習、朝鮮に於ける海港の設備等の問題もあれば、遽かに距離の上のみよりして滿鐵の蒙る打撃を論すべきでない。

### 第三節 隣接鐵道と滿鐵との關係

今隣接鐵道たる諸線と滿鐵との關係を略述すれば東支鐵道との連絡輸送は現在順調に行はれて居り其の數量も年々増加し昭和二年は東支よりの南下貨物約百五十萬噸、東支への北行貨物約三十萬噸に上つた。

四洮 南滿兩鐵道の連絡運輸も亦逐年良好なる成績を示し最近に於ては四洮よりの南下貨物年額四十萬噸、四洮への北行貨物は同じく約十五萬餘噸に及んだ。洮昂、四洮、南滿三鐵道の連絡運輸は其の協定成立の前途に就て俄に樂觀を許さないが極力其の成立を圖つてゐる。又京奉鐵道の枝線打通線は昭和二年十月に開通し、十一月中旬より開業した。同線の貨物運賃は比較的低廉である故現在に於けるが如き輸送の亂脈と諸掛の高率を防止した曉には通遼の貨物は勿論それに近接せる四洮線各驛の貨物も同線經由にて南下すると推定するを許されるし且又葫蘆島築港にして一たび實現を見れば四洮洮昂兩鐵道の貨物にして滿鐵線經由を避くるにも相當多量に上るだらうと思はれる。

潘輝鐵道は既に完成し奉天に於て滿鐵線と連絡して其の客貨を輸送してゐる。同鐵道と滿鐵との聯絡運輸(貨物のみ)は實施以來日尙淺いが約年額滿鐵線對潘輝線向七萬噸、潘輝線對滿鐵線向三十萬噸と推定される。而して同鐵道の吸收客貨は從來滿鐵線の四平街、開原、鐵嶺、撫順等の各驛に發着せるものが大部分であるから、滿鐵は此等各驛と奉天間の運賃收得を失ふ譯だが、こは鐵道の開通に依りて現はるべき出廻客貨の増加によりて補ひ得るであらう。但し葫蘆島の築港にして完成せば本鐵道の客貨で全然滿鐵線に依らないものも多いであらう。

現在敷設中の吉輝鐵道は近く全通するのであらが距離及運賃の關係上支那が利權回收熱又は排外感



情等に基き無暴の政策を弄しない限り吉長、吉敦兩線の客貨は依然滿鐵線經由にて輸送せらるべしと信ぜられる。加之現狀では吉輝線の客貨は逆輸送されて吉長線經由滿鐵線に吸收されることもあり得べしと思はれる。故に吉敦、吉長兩鐵道は共に有力なる滿鐵の培養線で吉敦線の客貨は之を將來に俟つの外はないが吉長線は近年年額五十餘萬噸の滿鐵向貨物と約十萬噸の滿鐵よりの吉長線向貨物を取扱ひつゝある。

#### 第四節 東支鐵道の現狀

##### (一) 東支の鐵道の現狀

東支鐵道の現狀は之を一言にして盡せば、其の行政竝に政策關係に在つては露支兩幹部競争狀態にある。又其の運輸財政方面にあつては北滿の開発に伴ひ未曾有の多量なる輸送客貨を見るに至つた結果極めて良好なる狀況にある。

最近に於ける主なる東支鐵道問題を擧ぐれば大凡左の如くである。

- 一、東鐵船舶部回收問題（支那は實力を以て回收を終へた）
- 二、東鐵土地課稅問題（未解決）
- 三、東鐵従業員露支均分問題（未解決）
- 四、東鐵益金保管及處分問題（保管問題のみ解決済）
- 五、教育費支辨問題（東鐵が負擔することになりて解決）

- 六、理事會及監事會組織及權限制問題（未解決）
  - 七、管理局長權限縮少問題（未解決）
  - 八、支那官憲の東支鐵道従業員組合及消費組合壓迫問題
  - 九、ウーロンツオフ林區問題（ウ氏、東鐵、支那側の三者合辦として解決）
  - 一〇、東支・呼海兩鐵道連絡運輸問題（解決）
  - 一一、洮昂鐵道の東鐵橫斷問題（ソヴェート側が遂に承認して解決）
  - 一二、舊留紙幣を以て支那が東鐵を買收せんとする策動（未解決）
- 右の如く解決せるものは何れも支那側に有利である。  
東鐵最近の運輸及財政狀態を表示すれば左の如くである。

年 度	種 別		總 計	總 計	收 支 差 引
	輸 送 貨 物 (單位千噸)	輸 送 旅 客 (單位千人)			
一、九二四年	三、〇二七	二、三三〇	三七、六三二	二六、三六五	一一、二六七
一、九二五年	三、三八六	二、五五九	四八、六九一	二九、七二八	一八、九六三
一、九二六年	四、二三三	三、三八四	五五、六九一	三六、〇七六	一九、六一五
一、九二七年	四、八九八	四、五三二	六〇、三九八	四七、八四七	一二、五五一

表の示すが如く輸送貨客は年々増加し、收支關係亦良好なる成績を示してゐるが、其の支出の少額なるは從來の敷設費其他に對する債務の元利償却を全然爲し來らざる爲である。該負債額の詳細は



分明でないが元管理局長オストロウモフの調査した處によれば、ソヴェート政府は東鐵の敷設及經營に對し露國政府の投じた資金及其の利息は總計十一億金留に達すとすもの如く、此中元金のみを計上すれ約四億金留である。東鐵が一九二四年十月に支那とソヴェート聯邦との合辦經營に移りて以後の純益金は前表記載の如く頗る多額であるが、これらの益金は從來主として極東銀行（ダリバンク）の預金となりソヴェート側に流用して居たのであるが一昨年夏期の露支協定により極東銀行と東三省官銀號にて折半保管することゝなつた。

輸送貨物の大半は輸出穀類及同製品で其の方向は昨年及一昨年は東南兩方面行共略同額數字を示した。

第五節 鐵道問題研究參考資料

鐵道は滿蒙開發の根幹である。故に特に參考資料を掲げて同問題研究の一助とする。

- |             |                                   |      |
|-------------|-----------------------------------|------|
| 著書書名        | 著者                                | 發刊年月 |
| 滿蒙の鐵道事情     | 藤根壽吉 <small>(滿鐵社員會 叢書第一卷)</small> | 昭和二年 |
| 滿蒙の鐵道問題に就て  | 竹内虎治 <small>(社員會叢書 第四卷)</small>   | 昭和三年 |
| 支那鐵道概論      | 滿鐵北京公所研究室                         | 昭和二年 |
| 滿蒙の鐵道網      | 大島與吉                              | 昭和二年 |
| 滿蒙全書第五卷交通の部 | 東亞同文會                             |      |
| 支那年鑑鐵道の部    |                                   |      |

英文支那年鑑

國有鐵路會計統計總報告

ウツドヘッド  
交通部  
一九二八年  
毎年

鐵道利權爭奪の歴史に関するもの

- |  |             |              |
|--|-------------|--------------|
| 近世東洋史外交史序説   | 齋藤良衛        | 昭和二年         |
| 滿鐵を中心とする外交   | 永尾策郎        | 大正十五年        |
| 死線を越えた滿鐵   | 上田恭輔        | 大正十五年        |
| 支那に於る鐵道利權と列強の政策  | 山本修平        | 大正六年         |
| International Rivalries in Manchuria.                              | Clyde       | 1926.        |
| Foreign Right and Interests in China                               | Willoughby. | 2 Vol. 1926. |
| Les chemins de fer Chinois : un programme pour leur développement. | Charignon.  | 1914.        |
- 譯文「支那鐵道發達に関する計畫」(鐵道省發行)

支那及列國間の鐵道關係條約

支那鐵道關係條約彙纂

鐵道省運輸局  
大正十五年

南滿洲鐵道株式會社關係條約集

滿鐵調査課  
大正十四年

Treaties and Agreements with & Concerning China, 1894-1919. Mac Murray 1921.

雜誌に現はれたる滿蒙鐵道問題の概要に関する論文名

- |           |     |          |          |
|-----------|-----|----------|----------|
| 題名        | 筆者  | 雜誌名      | 發行年月     |
| 最近の滿蒙鐵道問題 | 長野朗 | 外國の新聞と雜誌 | 昭和二年十一月號 |



滿洲の鐵道問題	清水泰次	國際外交雜誌	大正十五年十一月號
滿洲の鐵道問題を中心として	小村俊三郎	工政	第九十五號
滿蒙鐵道問題	長野朗	外交時報	昭和二年十二月號
滿蒙に於る鐵道計畫		滿鐵調查時報	昭和二年十二月號
滿蒙に於る支那側鐵道敷設熱		滿鐵調查時報	大正十五年十二月號
滿洲に於る支那側鐵道工事の現況		滿鐵調查時報	昭和二年十二月號
北滿蒙古地方の重なる未成鐵道		露亞時報	昭和二年一月號
支那鐵道條約の改修論		外國鐵道調查資料	昭和三年三月號
Railway Politics in Manchuria China Weekly Rev.			1927, 4.
Chinese Owned Railroads in Manchuria. Far Eastern Rev.			1926, 11.
Rivalry of Russia, China and Japan in Manchuria. By Nikoloff, Current History			XXVII, 5.
Ex Orienta Lux. By Bland, Contemporary Rev.			1928, 2.
Economic Bases for New Railway in Manchuria. By Young, Far Eastern Rev.			1927, 5.
譯文滿洲に於る新鐵道の經濟的根據		外國鐵道調查資料	昭和二年六月號
同		滿鐵調查時報	二年七月號
同		東洋貿易研究	二年五月號
同		調查課パンフレット第六十一號	四年六月號
滿蒙に於る鐵道の概要			
滿蒙各鐵道に關する論文著書			
滿鐵			

南滿洲鐵道株式會社十年史		滿鐵調查課	昭和三年七月
同 第二次十年史			
同 二十年略史			昭和二年四月
滿鐵要覽			每年十月
南滿洲鐵道株式會社營業一斑			每年十月
Foreign Supervision over China Railways. Far Eastern Rev.			1928, 9.
抄譯文	三宅亮三郎	讀書會雜誌	大正十三年六月號
東支鐵道		滿鐵調查課	大正十二年
北滿洲と東支鐵道(上下)			大正十三年
西比利亞及東支鐵道一斑	一戸垣吉		
中國之中東鐵路問題	黃昌信		
東支鐵道問題	竹内虎治	滿蒙之文化	大正十年五月號
東支鐵道の歸結	細谷清	外交時報	大正十二年
東支鐵道最近二箇年間の成績		外交鐵道彙報	大正十五年八月號
東支鐵道培養線新設計畫と其價值		滿鐵調查時報	昭和二年十月號
東支鐵道の近況		同時報	昭和二年六、七月號
噂に上る東支鐵道の培養計畫		同時報	昭和三年二月號



東支鐵道の金留換算率協定破棄問題	同	時報	昭和三年八月號
呼海鐵道			
呼海鐵道に就て	加藤録三郎	支那	昭和二年二月號
呼海鐵道に就て	鈴木郁三郎	滿鐵哈爾濱	
呼海鐵道の建設經過に就て		調查時報	昭和三年三月號
呼海鐵道延長計畫		外國鐵道調查資料	昭和二年八月號
呼海鐵道現狀紀要		滿鐵調查時報	民國十六年一月號
吉長、吉敦鐵道		吉長鐵路公報	
吉長鐵道	曲尾辰二郎	帝國鐵道協會々長	大正十年
滿洲吉敦鐵道の沿線		外國の新聞と雜誌	昭和三年二月號
吉敦鐵道と東滿問題	山口昇	支那	大正十五年十二月號
吉敦鐵路沿線調査録		交通公報	民國十七年二月號
吉敦鐵道の開通			昭和三年九月號
洮昂及四洮鐵道			
內蒙古の産業と洮昂鐵道の使命	浦山保壽		大正十五年
洮昂及四洮鐵道案内	三魁福	哈爾濱商品陳列所 パンフレット	第七十二號
洮昂鐵道の東支鐵道横斷問題		滿鐵調查時報	昭和二年九月號

洮昂鐵道の東支鐵道横斷解決		同	昭和三年一月號
洮昂鐵道の延長工事愈々着手さる		同	同年七月號
瀋輝鐵道			
奉海鐵道三枝線敷設計畫と其價値		同	昭和二年十一月號
奉海滿鐵兩路の聯絡問題		同	同 三年三月號
奉海線問題の一段落		同	同 三年五月號
奉海打通海吉各鐵道の近況		同	同 三年六月號
打通及吉輝鐵道			
吉海及打通線問題	中島宗一	新天地	昭和二年十二月號
打通鐵道に就て		滿鐵調查時報	昭和二年二月號
吉海鐵道問題		同	同號及四年十一月號
吉海鐵道と長大鐵道	和登良吉	滿蒙	昭和二年三月號
奉海打通海吉各鐵道の近況		滿鐵調查時報	昭和二年六月號
吉會鐵道と其終端港問題		同	昭和三年八月號
吉海線概況		同	同
齊克鐵道		同	同

第六節 關東廳管内交通機關(關東廳要覽に據る)



明治四十一年十二月大連市内電車の開通大正九年廳令第六號自轉取締規則。同年四月自動車取締規則。大正十一年十月廳令道路取締規則。大正十二年九月廳令乘用馬車營業取締規則。大正十三年六月廳令を以て荷馬車取締規則。

荷馬車及道路研究に關する參考書

昭和二年度に於る大連入港汽船隻數三千九百八十四隻  
總噸數九百五十八萬九千四百五十三噸  
噸數は隻數並に總噸數に於て六割

八分強を占む揚荷總噸數は百九萬二千二百五噸。出港隻數は入港隻數とほぼ同じく積荷總噸數は六百二十一萬六百二十二噸である。  
昭和二年度に於る旅順入港汽船は百七十二隻、總噸數三十六萬三三八噸  
輸出貨物數三十七萬八百二十二噸

大連市内電車は從來右側通行だったが道路取締は左側通行を勵行し彼此拮抗ありしを以て大正十三年十月一日以降之を左側通行に改め殊に同市の交通事故頻發するに鑑み交通專務巡查を置き取締を嚴重にし一方交通宣傳をなす等交通事故の防止に努めて居る。

猶關東廳管内に於ける交通機關は鐵道の外大連市奉天撫順には電車大連、鐵嶺、長春、熊岳城、撫順には軌道輸送業があつて昭和元年十一月末現在に於ける諸車の數は自動車六百四十六、自轉車一萬二千三百二十六、乘用馬車一千五百五十五、人力車三千七百五、荷車二萬四千八百八十一臺なるが尙ほ鐵道附屬地に於ては接壤地支那官憲の許可に係る車馬甚だ多數なるを以て管内に來往する實數は蓋し前記計數の數倍に上るであらう。

猶荷馬車は滿洲の運輸に就て主要なる役目をなしつゝあるが滿洲に於る總數は約四十萬臺と推定される。

參考書、滿鐵、臨時經濟調查會編、滿蒙に於る荷馬車。(昭三、一一、一〇發行)

同會編、經濟上より見たる滿蒙の道路 (昭四、五、一五發行)

## 第二章 水 運

### 第一節 南滿四港 (關東廳要覽に據る)

#### 第一項 大 連

大連港は關東半島の東南大連灣に位し南三山、北三山の二島嶼灣口を扼し深く天然の良港を形成し

海上幾多の定期航路に依り東洋各港と聯絡し陸は南滿洲鐵道の起點と爲り南北滿洲及西比利亞の沃野を経て遠く歐洲及浦鹽に通じ所謂海陸聯絡の要衝に當れる極東第一の自由貿易港である。

大連は往時青泥窪と稱したる渺たる一漁村に過ぎず今(昭和四年)より六十九年前萬延年間英佛聯合艦隊の一時的占領によりヴキクトリヤ灣の名の下に紹介せられ明治三十一年露清の租借條約により旅順に一大軍港を建設すると同時に大連港内に一大商港を建設せむとし青泥窪の漁村地域を市街區と定め海面を劃して人工的築港を施したるに始まる明治三十七年日露戰役の結果我軍之を占領し翌三十八年軍政當時紀元節の佳辰に際しダルニーなる港名を廢し大連港と命名した。占領當時の築港工程は豫定計畫の二、三割に達せず同三十九年四月軍政の撤廢と共に之を關東州民政署の管理に移し同年九月關東都督府に於て之を繼承し次で其の施設經營を南滿洲鐵道株式會社に移した。

爾來滿鐵會社は築港事務所及埠頭事務所を併置し前者は専ら築港及埠頭の改修増設に當り、現今(大正十五年十一月迄)に至る迄大體露國の築港設計を踏襲して約五千二百有餘萬圓の巨費を投じ埠頭防波堤の改修増設並港内の浚渫海面の埋築倉庫上屋等の建設改善をなし後者は港内一般船舶の貨物積卸保管に關する一切の作業を掌り海事港灣行政は都督府之を管掌し明治四十一年十月都督府海務局を設け港務、海港檢疫船舶の測度検査其他海事事務に關する一切の事項を管掌してゐる。爾來施政茲に二十一年、其の進歩發展は實に嘆驚に値するものあり現今埠頭に苗界し得る船舶數は八千噸乃至一萬噸級十四隻、四千噸級乃至六千噸級十一隻、千噸乃至三千噸級七隻合計三十二隻にして又防波堤内外の錨地は一大商船隊を收容し得べき廣濶なる水域を具有し以て世界的有數の大貿易港たるに至つた。



滿鐵にては昭和三年より三箇年繼續事業にて甘井子に石炭積込埠頭を建設中である。第一期工事費八百萬圓  
 一日平均石炭積込能力一萬噸  
 埠頭の長さ、四二五米  
 貯炭場(二箇)四十五萬噸を貯炭し得る。

港内水深は三尋半乃至五尋を保ち防波堤沖合は三尋四分の一位に過ぎずして重吃水船の通過に適せず故に防波堤内を三十尺乃至三十三尺に浚渫し同時に東口關門より港口五尋界に達する長一萬一千五百尺幅員六百尺を三十尺に浚渫せしも尙巨船の出入に便する爲更に三十六尺に浚渫中なり又寺兒溝棧橋に通ずる水路も亦三十尺に浚渫し四六時を通じて巨船の出入に支障なきに至る。

明治四十三年十一月大連港則を改正し總噸數一千噸以上の船舶に對し水先人を乗船せしむること、爾後好成績を擧げた。一般船舶の荷役は岸壁荷役を本則とし沖取荷役は之が補助たるに過ぎない。築港の進捗と共に埠頭設備の整頓に努め今や倉庫上屋八十三棟其の面積九萬八千二百二十七坪、野積場七萬八千七百四坪、小蒸汽船十八隻其の總噸數二千二百二十五噸雜貨運搬浮船十七隻石炭運搬船十一隻其積載量五千八百噸給水船防疫用殺鼠船各二隻を有し尙石炭積込機カータンパー一臺一時間の平均能力七百噸燃料炭積込船一隻一時間の積込能力二百噸其の他五十噸起重機二臺、一噸乃至五噸荷役用揚貨船二十一隻及自動車等を設備し埠頭構内施設鐵道の總延長六十四哩に及び車馬輸送道路は四通八達し海陸聯絡の設備間然するところなきに至つた。

第二項 旅 順

旅順港は關東半島の最南端に位し歴史的に著名なる滿洲唯一の不凍港である。往古此の地を獅子口と稱す明朝時代に至り南方移民の渡來する者漸く多く船舶の來往亦頻繁を極め獅子口は之が門口として又水陸行旅の順路に當るを以て遂に旅順の名を稱ふるに至つたと云ふことである。

露國が關東州の租借權と東清鐵道南滿線の敷設權とを獲得するや旅順を以て東方經綸の策源地と定

め大連をトして歐亞聯絡の一大商港と爲し滿洲經營の基礎を確立せむと企て一方旅順を以て軍港とし鋭意水陸の防備を修むると同時に其の東洋艦隊の根據地として雄大なる規模設計を立て之が實現に著手した。時恰も日露國交斷絶して中止の已むなきに至り帝國の租借權繼承後亦之を踏襲することなく其の現状を保持するに止めたり從て港灣設備として特記すべき事項なく只港内一部の浚渫、下關波止場の増築、石炭荷役用棧橋の築造及同浮棧橋の設置等要するに當面應急の小施設を加へたるに過ぎな

る。日露戰役後と雖も旅順を軍港と爲し港内に於ては外國艦船は素より我商船の出入通航も亦許さず偶來往するものは帝國軍艦陸海軍御用船並官憲の特許を得たる船舶及近海航路の戎克船の少數に限つた明治四十三年六月勅令に依り同七月より西港を開放して一般艦船の出入を許し始めて商港となる。大正十一年十一月海軍省令に依り更に東港北半部を開放し老虎尾水道外の第二區にも自由碇泊を許し次で大正十四年三月海軍省令に依り東港南半部を除いた以外の港内海面の全部を開放した。然し從來當港の利用は微々として振はず只僅に石炭の輸出次で原鹽及少許の珪石積出に利用せらるゝに過ぎず他の難貨類の輸出入に至りては殆んど皆無で未だ開港たるの實を見ないが石炭は今後一層輸出を増加せむとするの趨勢に在る。

第三項 營 口

營口は外國人の所謂牛莊と稱する處にして遼河口を溯る約十四哩の右岸にある。人口七萬餘を抱擁し東西二里南北二十一町餘の狹長なる市街である。遼河は其の源を東蒙に發し滿蒙の沃野を貫流し







子口、榆林、外  
 察口、白地、浦  
 石河、永口、大  
 長河、馬口、之  
 安東、朝、朝、朝  
 惠東、朝、朝、朝  
 中山、朝、朝、朝  
 高州、朝、朝、朝  
 外十七、朝、朝、朝

月は結氷し、夏期二箇月は洪水多く安全な航運は一年の半に過ぎない、河川工事は官營として行はれ下流域、江口域に於ては制水堤の築造を見る一方安東には滿鐵會社の護岸施設が行はれて居る。  
 松花江 松花江は、黒龍江の一支流に過ぎないが、長流六百里に及び、北滿洲の河運界に王者の地位を占め、解水期前後約五箇月餘を除き、運行殷盛を極めて居る。可航流域は吉林から始つて、黒龍江との合流點間約八三〇哩で後の通行には、本支流共差支ないが、哈爾濱から下流は水深七尺以上で航運股賑を極めて居る。哈爾濱、吉林間は水深五尺以内で、大船の航行が不可能であり、此の區域は鐵道交通路の競走するため、河運の成績は下流と大差がある。汽船の航行は露人を以て始まり、松花江の航行權を、支那政府から獲得して居たが、革命後の混亂に乗じ、支那は航行權の恢復に努め、東三省官憲は、最近に於てその支配權を確立し、外國船の航行を禁止し、支那汽船の獨占となつた、然るに此の利權恢復に就いて露人は抗議を續けて居る。航路は、吉林上流、吉林—陶賴昭、陶賴昭—新城、新城—哈爾濱、哈爾濱—河口の五區に分けられるが、吉林迄は、吃水二呎の小汽船が來航し、陶賴昭迄は、主として民船の通行である、又新城迄は順次九呎近い水深となつて、汽船の航行自由で哈爾濱、河口間は航行最も容易である。

第三項 黒龍江、嫩江、呼蘭河

(一) 黒龍江は滿洲北部の巨川で、水は渾々として黒色を呈して居る。源流は二派から成り、千有五百哩を流れる。十月下旬より翌年五月迄結氷のため航行不能であるが、夏期は各支流共汽船を通航せ現可區域は約千平方里に達し小蒸汽は約七百六十里を溯江し得る。流域の左右兩岸に主なる埠

○嫩江  
 ○齊々哈爾、墨爾  
 根、伯都訥、四食  
 河、大賚、五家大  
 密、二站、二號、  
 漢爾加土  
 ○呼蘭河  
 ○江口—呼蘭間五  
 里

頭六十五を有し、露、支兩國汽船の通運に充てられ、右岸に支那、左岸に露國の税關があり、ハバロフスクの埠頭が最大である。本流のプラゴエチエンスク、哈府、尼港間及ゼイヤ河、ブレヤ河、ウスリ河、アムグレ河の主要埠頭間に定期航路が開けて居る。(二)嫩江は水深淺く、汽船の航行は松花江の合流點から、チ、ハル附近迄で、他は戎克、帆船を主とし、木材は流筏法に依つて居る。航行期は五月上旬より十月下旬迄である。(三)呼蘭河は、小興安嶺に發源し、松花江と合して居るが、航行は汽船、帆船、戎克等で、汽船は、哈爾濱を起點として、伯都訥、富錦、三姓、呼蘭間を聯ねて居る。本流は河口より約一千支里の上流迄小舟を通じる。

第三章 遞信制度 (關東廳要覽に據る)

第一節 日本側制度

第一項 概 說

遞信制度は日露戰役の際施設したる野戰郵便及軍用電信に胚胎し現制度は大正九年十月勅令第五百二號(即日施行)關東廳遞信官署官制に依るもので遞信官署は關東長官の管理の下に中央機關たる遞信局と地方機關たる郵便局、電信局、電話局及郵便所とに分ち地方機關は一般現業事務の取扱を爲し中央機關は之が監理並官應用及私設電信電話電氣事業の監督並航空に關する事務を掌つてゐる。電氣事業の監督に關しては元都督府民政部土木課の所管であつたが、大正八年七月之を遞信局の掌



理に移た。

航空事務の處理に關しては之が所管官廳明ならざりしも航空法の施行に伴ひ昭和二年八月十六日より之を逓信局の掌理とした。

地方逓信機關は郵便局、電信局、電話局、郵便所、郵便取扱所、電信取扱所等を合せて三百三十八箇所を算し滿洲邦人の在住する所殆んど通信の途備はらざるなきに至つた。

### 第二項 郵便

郵便物の遞送は其の大宗たる内地發着のものに在りては神戸大連線の一週二回以上の船便に由る外大正七年八月以降朝鮮經由遞送便に（毎日二回）由り日滿間の郵便聯絡は全く間然する所がない。小包郵便物に在りては容積經費其の他の關係上之と同一の遞送方法を採ること能はず専ら神戸大連間船便を利用する。又大正十一年末限り在支外國郵便局撤廢の結果我在支郵便機は州外に在りては單に鐵道附屬地内に存在するに過ぎざるを以て管内相互間の郵便物遞送は一、二通常道路又は水路に由るの外悉く鐵道線路に由りつゝある。

郵便物の集配に付ては州外各地に於て鐵道附屬地外の郵便局は大正十一年末限り之を撤廢したが日支間の暫行協定に依り從來附屬地外の地域に互り郵便物の集配事務を施行せるものは依然之を續行し又州内に在りては郵便物の集配を爲す地域は郵便局所在地たる主要都邑及其の隣接部落に限つたが州内各會に對する一般施政の進展に伴ひ大正十三年二月離島を除き各會に一箇所乃至數箇所の郵便取扱所を設置し之を通じて會屯發着郵便物の集配を開始し、通信に便ならしめた。

飛行郵便に就ては第八項參照。

### 第三項 有線電信

明治四十二年一月日支電信協約成立の結果我電信系を支那電信系に接続することとなり支那各地に發着する電報は固より諸外國に發着するものも亦支那電信の中繼に依り發受し得ることとなり著しく其の徑路を短縮した。

加之該協約に基き支那と協同にて大連芝罘間に海底電線を敷設し大連郵便局と芝罘支那電信局を聯絡する外芝罘日本局とも和文電報の取扱を開始し爲に對岸通信上多大の便益を齎すに至つた。

日本内地との發着電報は元佐世保大連間海底電信線と朝鮮の媒介聯絡に依る京城奉天線との二條を以て疏通せしめたが通信増加の趨勢に鑑み大正八年五月朝鮮經由の東京大連間直通の陸上線を架設し更に同年六月大阪奉天間にも直通線を設け以て陸上線に依り母國と直通通信の途を開いた。其後南滿洲鐵道會社は金二百七十二萬餘圓を投じ大連長崎間に海底線を敷設し大正十年四月其の竣成と共に政府に於て之を借入れ運用することゝ爲りたる結果日滿間の通信上に一大改善を見るに至つたが逓信省は大正十五年十二月四日より下關奉天線を建設し大石橋以北管内各局所と下關及東京間中繼範圍に發着する電報を疏通せしむることゝした。

### 第四項 無線電信

無線電信の設備に付ては明治四十四年十一月以來大連灣頭沙砬子に海岸局を又上海大連間定期航路汽船に船舶局を設置し相互間及内地航路を始め近海航行の船舶局との間に通信の交換を爲し航路安全と海上通信の利便に供した。大正十一年六月柳樹屯に電力三十五キロワット電弧、瞬滅火花兩式併裝

大連無線電信局は昭和四年度に於て經費七萬五千圓を以て六キロ短波長無線裝置を増設するが本年末頃迄には完成の豫定である。右完成の上は從來の電弧式送信裝置と共に東京大阪、京城、臺北、ハルビン高速度二重通信を施行する等で滿洲各植民地間の通信は非常な發達を見たと豫測される。



の無線局を設置し之を大連灣無線電信局主として陸上との通信を掌らしめ大正十五年六月一日より大連灣無線電信局を大連郵便局構内に移轉の上大連無線電信局と改稱した。沙崙子の海岸局は大正十四年沙河口に移轉した。

第五項 郵便爲替

(昭和二年度)		出		内		外		合	
振	口	口	口	口	口	口	口	口	口
	數	數	數	數	數	數	數	數	數
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
		五六、六六	一七、四九、九六	一、六八	六、六三	五七、六七	一七、五五、六三		
拂	渡	三五〇、三六	八、三三、六九	三、八七	一、三三、三七	二、四一、四一	八、三三、〇五		
郵便貯金 (昭和二年度)									
預	度	度	度	度	度	度	度	度	度
	數	數	數	數	數	數	數	數	數
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
		七、七、四五	一、四〇、九、二一	三、五、七、六	一〇、七、九、一、五	二、四、九、四	一、五、六、三、八五		
振替貯金 (昭和二年度)									
口	口	口	口	口	口	口	口	口	口
座	座	座	座	座	座	座	座	座	座
加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入
者	者	者	者	者	者	者	者	者	者
數	數	數	數	數	數	數	數	數	數
		四、一、五	五、三、八、三	三、三、三、〇、七	五、一、〇、三	八、一、六、〇、〇			

年度末現在高

預入員 金額

二、四、九、四 一、五、六、三、八五

第六項 簡易生命保險

關東州及南滿洲鐵道附屬地は簡易生命保險法施行地域外なるも在留邦人の生命保險を必要とする程度は内地居住者の比でない。州内及州外に於ける在留邦人をして郵便振替貯金制度の利用に依り簡易

保險の契約申込及保料の拂込を爲さしむることとし關東廳通信局に簡易保險局長の振替貯金特別口座を開設し大正十一年十一月一日より管内各郵便局所をして之が取扱を開始させた。此の施設は全く時勢に投じたるものゝ如く保險契約の申込を爲す者夥しく其の申込受理數大正十一年は十一月、十二月の二箇月間に一萬三千九百八十九口、大正十二年中は三萬六千九百八十七口に上り大正十三年中三萬五千七百七十一口、昭和二年度末迄に契約受理總件數十一萬六千九百九十二、人口千人當り五百四十八人強に達するの盛況を呈し其の保險金額は總計二千八十萬二千六百二十七圓餘に達し尙益増加の趨勢に在る。

第七項 郵便年金

内地に在りては大正十五年十月一日より郵便年金法の施行を見たるを以て關東廳管内に於ても在留邦人の福祉増進の爲之れが實施の緊要なるを認め簡易生命保險事務郵便振替貯金特別取扱の例に準じて内地と同時に業務を開始した。

昭和元年度	口	數	金	額
	一一、九九〇		一、一四一、六一四	

第八項 空 運 (飛行郵便)

昭和四年四月一日より日本航空輸送會社は蔚山、京城、平壤、大連間を一週三回の發着を以て郵便物と貨物の輸送を開始した。更に六月二十一日より福岡、大阪經由東京迄の輸送を行ふこととなり。

昭和二年度末掛金  
口數四千七十九  
金額九萬百十六圓

飛行場、周水子陸  
軍飛行場



大連(發、月、水、金、著、火、木、土)

之による郵便物は大連發送の翌日東京に着く。

### 第二節 支那側制度

#### 第一項 郵政 電政

通信事業の支那側施設は東三省交通委員會の管轄する所で郵政、電政と大別される。郵政は郵政管理局の下に遼寧省、吉林省、黑龍江省の各首都及主要地に一等郵便局を設け、更に二等郵便局、三等郵便局及代辦局を設けてゐる。電政は東三省電政督辦公署の下に一、二、三の電報局を置いてゐる。

#### 第二項 無線電信、海底電信

東三省に於ける無線電事業は帝政露西亞側が哈爾濱に無線電信所一箇所を創設したるに起つた。民國十一年華府會議の決議に依り支那に在つて外國人の無線電信設立を禁止され其後哈爾濱無線電信は中國が回收した、民國十三年二月には奉天に東北無線電信所を設立し民國十六年之を増設し三省に分臺を置くこととした。

猶大東公司(英)大北公司(丁抹)の海底電信線による東三省一年の海外通信費總額は約四十萬元である。

## 第六編 財政、金融、通貨

### 第一章 財政 政

#### 第一節 日本側制度 (關東廳要覽に據る)

##### 第一項 關東州歲計

關東都督府特別會計法は明治四十年法律第十七號を以て制定せられ同年度より之を實施し其の歳入及一般會計の補充金を以て其歳出に充つるものとしてゐる。未だ歲計は獨立の時期に達せず年々一般會計より經費の補充を受け經理をしつゝある。昭和三年度に於て阿片を官の專賣事業とした結果、收支の權衡を得せしめる爲從來地方費に依り經營せる醫院、勸業事業、等産業助成費及之に伴ふ營繕土木費一部を國費に移換した。

昭和二年特別會計歳入歳出決算(單位圓)

第六編 財政、金融、通貨

一三九

歳	入		出		歳出に對する補充金の比		
	歳入	補充金	歳出	歳出に對する収入の比			
歳入	三、八五三、六九	四、〇〇〇、〇〇〇	五、五三三、三六	三、一〇一、六五	一六、九五〇、〇元	〇・七五	〇・三三
歳出	一、三、〇二二、四八九	一、二、三二八、九四二	九、八八二、六六五	三、九六一、五四〇			



第二項 關東州地方費會計

關東州地方費に關する制度は明治四十年三月勅令關東州地方費令の公布あり同年四月一日より之を施行し特別會計法と共に財政運用の圓滑を期し管内一般の發展に寄與する所少くない。地方費收入の種目は地方稅地方費に於て管理する事業及財産の收入並雜收入等にして始政當時特別會計より補給を受け來つたが大正五年度以降は收入増加の爲補給を中止するに至つた。支出は會村事務費、教育費、衛生費、勸業費、營繕土木費、教育費、營造物費及地方費取扱費等に充つるものとする。

地方會計の目的は地方收入を以て直接地方住民の安寧福利に關する行政施設費を支辨せむとするもので之を内地の制度に對照するに地方自治體の歲入出に類似するものと云ふことが出来る。

昭和二年度地方費會計收入支出決算

經常部	臨時部	計	經常部	臨時部	計
五、四〇、二八一	五、四〇、二八一	一〇、八〇、四六二	三、二二、〇〇三	三、七四、四四〇	六、九六、四四三
入			出		

第三項 自治體の財政

一、市

市には收益を生ずる財産、使用料及手数料等其の他の收入亦僅少なを以て市經費の大部分は旅順、大連兩市共之を課稅に俟つたのである。市稅として賦課することを得るものは戸別割、關東州地方稅附加稅及特別稅の三種とし而して戸別割は市歲入中の主位を占める。市稅の徵收成績は旅大兩市共あまり良好でない。

戸別割は市内に於て一戸を構ふる者、一戸を構へざるも獨立の生計を營む者又は營業所を有する法人に對し其の資産、所得及生計又は營業狀態を斟酌し等差を設けて之を賦課する。

附加稅は關東州地方稅雜種稅中不動産に關する權利取得稅に對し其百分の五十を附加して隨時之を徵收する。大正十五年度に於ける徵收額金八千六圓六錢にして未納額金五千九百八十三圓八十錢である。

市稅特別稅は大連市に於てのみ之を賦課するもので遊興稅諸車使用稅及貸家稅等である。

二、會

會には未だ收益を生ずる財産、使用料及手数料其の他の收入亦極めて僅少なを以て會經費の大部分は之を會稅の賦課に俟つの外はない。會稅は戸別割、反別割及特別稅の三種とする。

戸別割は會内に一戸を構ふる者一戸を構へざるも獨立の生計を營む者及營業所又は事務所を有する法人又は組合に對し其の資産所得及生計の狀況等を斟酌し等差を設けて之を賦課する。

反別割は耕地、山林及葦地に對し各地目毎に均一の課率を以て民有地に在つては其の所有者又は資産者に官有貸下地に在つては其の借地人に之を賦課する。而して其の課率は一畝に付四十錢以内とし其の制限し超過の課する場合は關東長官の認可を受けさせる。

特別稅は營業割及雜種割の二種とする。營業割は其の會内に於て關東州地方稅營業稅を納むる者に對し前年度納稅額の百分の二十乃至五十以内又難種割は製鹽、在籍及外來船舶、畜犬、屠畜、漁業、海狗、採氷及馬車の數種に分ち其の所有者經營者又は行商者等に對し課稅し其標準及課率は地方に依りて差違がある。

會  
昭和二年度の會の經費決算合計八七六、一七二圓



滿鐵篇參照（行政權に關しては法政篇參照）

### 第二節 支那側制度

#### 第一項 財務行政系統

財務行政系統は次の如くである。



註 修正省政府組織法第十條

財政廳掌理事務如左

- 一、關稅省稅及省公債事項
- 二、關稅省政府豫算決算事項
- 三、關稅省庫收支事項
- 四、關稅公產事項
- 五、其他省財政事項。

#### 第二項 奉天省

##### 1、概説

民國六年、奉天財政廳長に王永江就任してより彼の手腕によりて財政は漸次整理され來り十五年に

は餘裕を生ずるに至つた。然し十五年五月には王永江其の職を去り且つ戰禍次第に繁く起るや軍事費の支出夥しくして財政状態は破綻の道程を辿り省民の負擔は重くなる一方であつた。民國十七年度の歳入豫算は現大洋約五千萬元と推定されたが北伐軍との交戦に多事なりし十七年度は、莫大なる戦費を要し此の收入より經常歳出三千三百萬元を支出し更に戦費をも支辨することは不可能で五月一日よりの増税と公債發行奉票増發的の手段を執るを餘儀なくされた。

#### □、奉天省稅率（民國十七年七月現在）

A 稅率、稅種 本區域に於ける稅を大別せば（甲）出產稅（乙）銷場稅（落地稅）（丙）其他である。

奉天省財政廳では省財政の窮乏を補ふ爲めに諸稅捐の引上を實施してゐる。今奉天財政廳増稅改正數目を述べれば下の如くである。（民國十七年七月現在）

出產	貨稅	從價	稅率
銷場	稅	同	一〇〇分の三
人	稅	同	一〇〇分の四
出產	糧稅	同	一〇〇分の五
出產	豆稅	同	一〇〇分の二
出產	油稅	同	一〇〇分の四
出產	糧稅	同	一〇〇分の五
牲畜	稅	同	一〇〇分の五
(イ)賣	買稅		



牛馬騾	從價	一〇〇分の六
騾	同	一〇〇分の三
羊	同	一〇〇分の三
肥猪及小猪	同	一〇〇分の三
凍猪凍羊牛肉	同	一〇〇分の三
(口)過路	稅率(イ)に同じ	
(ハ)屠宰	(イ)の外に屠宰料(大銀元一角)	
(ニ)補徵牲畜	從價	一〇〇分の三
牛、馬、騾	同	一〇〇分の五
騾	同	一〇〇分の三・三
豚、羊	同	一〇〇分の六・六
出產		一〇〇分の二
銷場		一〇〇分の四
繭		一〇〇分の五
石炭	(二頭に付)	一角
畜類屠殺	從價	一〇〇分の五
印稅		
機械製洋式貨物		

牛馬騾	從價	一〇〇分の八
騾	(手數料を免す)	一〇〇分の四
豚羊	(手數料を免す)	一〇〇分の三
大質屋	帖費六〇元(手數料を免す)	辦公金三〇元
小質屋	帖費三〇元	辦公金一五元
下級牛馬店營業稅	二〇〇元	帖費二〇元
上級普通店營業稅	二〇〇元	帖費二〇元
中級普通店營業稅	一〇〇元	帖費一〇元
枋秤營業稅	五〇元	帖費五元
穀物枋販賣稅	三〇元	帖費三元
上級仲買人許可稅	五〇元	帖費五元
中級仲買人許可稅	三〇元	帖費三元
煙酒卸賣登錄證書料	半期各	二〇元
甲種煙酒登錄證書料	同	八元
乙種煙酒登錄證書料	同	四元
丙種煙酒登錄證書料	同	二元
甲種金銀營業登錄證書料	一箇年	一二〇元



乙種金銀營業登録證書料	同	九〇〇元
丙種金銀營業登録證書料	同	六〇〇元
丁種金銀營業登録證書料	同	三〇〇元
戊種金銀營業登録證書料	同	一五〇元
己種金銀營業登録證書料	同	七〇元
出產穀物、貨票	大洋	三分
銷場票	同	三分
豆稅票	同	三分
豆油票	同	三分
牛馬騾票	同	一角五分
驢稅票	同	七分
運搬護照	同	六分
交通免除護照	同	六分
木材分運護照	同	六分
生絲運送鑑札	同	六分
砂糖鑑札	同	六分
各煙草賣此煙草運送鑑札	同	六分

豚票	同	三分
羊票	同	三分
煙草票	同	三分
酒票	同	三分
出產木材票	同	三分
銷場木材票	同	三分
礦稅票	同	七分
十間房紙卷煙草検査書	同	六分
土貨運送證明書	同	六分
洋貨免重徵專照	同	六分
燒酎屋の門札及各鑑札	同	六分
機械製洋式貨物	運稅單票	六分

B 徵收法

(一) 出產稅は其貨物の出產地に於て徵收し販賣をなす場合に又銷場稅を徵收する。而して糧豆等は均しく第一に通過する局工(稅局或は出張所)にて徵收し一度課稅したものは再徵しない。

(二) 糧類——例へば穀麥、紅糧の既に出產稅を納め精米或は麵粉となし原稅票を有するものゝ如きは更に出產稅を徵しない。



- (三) 管内の各油坊は毎月幾許使用するかを豫想し毎月末其納税執照を以て附近の局卡に趨き消費高を記入し全部消費せる時に其税票を廢棄する。
- (四) 銷場税は貨物販賣の地に於て徵收する。
- (五) 販賣の各貨物が目的地に到着したる時は税捐局に報告して検査を受け税を納める。而して其完納期間は遅くも三日を越ゆることが出来ない。
- (六) 土貨、容貨共既に指定の販賣地點に到る前に會て銷場税を完納したもの又は同一縣稅局の他鎮に於て小商人が搬出するものは運搬の時往々原納税票を持し到着地が同一縣稅局管内の時は銷場税を再徵しない。
- (七) 人力手工により製作した貨物は其原料が既に出産銷場兩税を完納せるものであれば其地に於て小賣をしても再び徵しない。
- (八) 出産税及び銷場税は共に時價に照して徵收する。
- (九) 納税は凡て現大洋を以てするを原則とする。
- (十) 課税すべき貨物に對し脱税を企てるものに對しては其正税及附加税を追徵したる上事情輕重の如何によつては正税類の一乃至五倍の罰金を徵收し又全貨物を沒收又は轉賣する。

第三項 吉林省

吉林省總商會及總工會機關紙吉林新共和報に「吉省財政及稅率狀況、十七年度省庫盈餘六百餘萬元」と題して左記の記事を載せてゐる。財政狀態に就ての宣傳文であらうと思ふが、省の財政一般を窺ふに

足るので次に掲げる。

吉林省の財政及稅率狀況

吉林省財政廳長榮厚が吉林省の財政を掌理して以來銳意稅收の整頓に努めたる結果昨年（民國十七年）の稅收は民國十五年に比し田賦に於て二割、貨物稅（各種財物）三割、雜稅一割七分の増徴を得た、而して昨年度省庫の總收入は二千〇九十四萬元で之を十五年度に比し六百餘萬元の増收となる。支出は一千四百二十八萬餘元で前年に比し八十餘萬元を節減し得たから差引殘額六百六十餘萬元は省庫に餘盈を生じた。内譯は次の如くである。

記

一、收入の部	
田賦	四百三十四萬餘元(吉林永大洋票)
貨物稅	一千一百餘萬元
正雜各稅	四百六十餘萬元
正雜捐及雜收入	八十八萬餘元
合計	二千〇九十四萬元
二、支出の部	
政費	一百五十二萬餘元
軍費	一千〇九十五萬餘元



財政費	一百二十六萬餘元
外交費	八萬五千餘元
司法費	五十二萬餘元
教育費	二十四萬四千餘元
實業費	七萬一千餘元
合計	一千四百二十八萬八千餘元

重要なる各稅率次の如し。

一、地 租

一响(每响十畝)に付 國稅五角、地方稅(警察費、保衛費、教育費各二角)六角、附加公費 三角、附團費 三角、積穀費 一角

二、營業稅

甲、銷場稅從價二分。乙、糧石銷加稅從價二分。丙、營業附銷稅從價二厘

三、特許營業稅

甲、燒鍋 每座年納四百元、加一座增二百元。乙、燒酒稅 每百斤一元四角を課す。丙、燒酒執照費 每枚一百四十五元。丁、整頓烟酒牌照 每年四十元。戊、小賣烟酒牌照 十六元、八元、四元に分つ。己、烟酒公賣費 燒酒每百斤六角、雜酒公賣費 每百斤六角、雜酒從價百分の二十。庚、雜酒稅 從價百分の十、藥酒稅 百斤一元。辛、烟酒附加稅 正稅に按し百分の五を課す。壬、烟

酒特稅、紙烟草印花は原價に按し二割を貼付す、雜酒從價二割、藥酒、飲料、酒精從價二割。癸、當貼稅 一、繁華地 典當稅二百元、質當稅八十元。二、偏僻地 典當稅一百五十元、質當稅五十元又は價稅典當八十元、質當二十元。

四、漁業稅

一等	四十元	二等	二十元	三等	十二元	四等	八元
五等	六元	六等	四元				

五、牙帖稅(五箇年毎に一回を納付す)

一等	三百元	二等	二百五十元乃至一百元、百六十元乃至百二十元
----	-----	----	-----------------------

六、牙稅は六等に分つ、即ち年に二百元、百六十元、一百二十元、百元、八十元乃至四十元を年納す七、攤床營業稅は六等に分つ、月に十元、八元、六元、四元、二元、一元を月納す。

八、皮張稅 貂皮從價百分の二十、其他百分の十。

九、牲畜稅 牛馬驢騾は從價百分の五、羊猪百分の二、五

十、屠殺稅 猪每頭三角、羊每頭二角、牛每頭一角

十一、帖稅 一等牙店八百二十元、二等牙店百元、牙紀帖稅四十元、斗稅十元、秤帖十元

十二、穀類稅 產稅從價百分の二、銷場稅從價百分の二、豆麥斗稅大麥二分(一斗)大豆一分四

雜糧斗稅は三等に分つ、即ち每斗九厘、六厘、三厘を納む。

十三、出產稅



- 甲、山海稅 鹿茸從價百分の二十、虎骨百分の十五、鹿筋、鹿骨、每十斤五角八分、花麝每十斤二角五分
- 乙、海菜稅 魚類每十斤五分八厘、昆布百斤二角九分
- 丙、土產稅 蘇油、豆油、每百斤二角九分、麻油百斤四角三分五厘、糖蘿蔔百斤四分四厘、藍靛百斤一角四分五厘、綫麻百斤三角六分三厘、土成百斤一角四分、缸稅從價百分の七、人蔘稅從價百分の十、藥稅從價百分の五、豬宗百分の十
- 十四、木石稅 木炭及木材は從價の百分の十、石稅及石灰稅は之に同じ
- 十五、契稅典稅は從價の百分の三、賣稅は百分の十
- 十六、其他雜稅 車捐、營業用大車は每輛に付き一元を月納し外省入境者は每次三角を納む。

第四項 黑龍江省

真相を知ることが困難であるが諸種の事情より推算して歲出入約一千五百萬元内外にして自給自足の程度にあると察せられる。

第三節 關稅制度

第一項 大連海關 (關東廳要覽に據る)

明治三十九年帝國が關東州租借地を露國より繼承するに至り帝國政府は該租借地に於ける關稅制度を確立するの必要を認め北京政府に對し之に關し商議を爲したる結果明治四十年五月三十日北京に於

露國政府は遼東半島租借以來旅順口を以て専ら軍港と

し露清兩國の船舶以來他外國の船舶に對して之を閉鎖したるも大連港は外國貿易の爲に開放して一切の商船の出入を許し且一切の輸出入品に對し關稅を免除することとした。(一八九八年三月二十七日調印、遼東半島租借條約第六條) 東清鐵道南滿洲支線建設及經營に關する契約(一八九八年七月六日調印第五條)に依れば露國政府は租借地内に於て其の適當とする關稅則を設くるを得べく清國政府は租借地境界線上に於て租借地と清國內地との間に出入する貨物に對し課稅するを得之が爲露國政府との別の商議に依り大連港の開放後同

て在支公使と總稅務司との間に大連海關設置及内水航行に關する協定の調印を見るに至り明治四十年七月一日より大連海關の事務を開始した。

該協定は關東州租借地全部を關稅自由地區と爲すと共に租借地を通過して清國內地に入出入する貨物に對する關稅徵收の爲大連港に清國海關を設置することを承認したもので且之が實施の上實際の狀況に應し更に改訂を爲すべき暫定的取極である。

又該協定に依れば日本國及清國官憲は租借地と清國內地との間に於ける密輸入取締の爲適當の措置を講ずべく尙日本國官憲は大連の鐵道終點及境界地停車場に於ける鐵道運輸を處理する爲相當手續を定め並海關の徵稅の爲假規則を設くべきことを規定した。右に依り關東都督府は明治四十年六月府令第三八號を以て關東州租借地稅關假規則を公布した。

第二項 關東州生産品の日本輸入に對する免稅

關東州に於て生産する物品を日本内地に輸入するに付ては輸入稅を課せらるべきなるも(明治三十九年九月勅令第二六二號關東州の生産に係る物品の輸入稅率に關する件)關東州に於ける生産工業の發達を助長し同時に本邦に於ける工業原料の不足を補充せんとするの趣旨に依り關東州に於て生産する特殊の物品に對し本邦に於て輸入稅を免除することゝ爲し(同年法律第五一號)大正十四年六月十七日更に修正された。

第三項 稅關並關監視所及關稅收入(昭和二年十月一日現在)



港に於て清國海關の設置を認許すべく但し同海關の開設及管理に付ては東清鐵道會社に於て代辦すべき旨を規定した。然れども大連に於ける清國海關の開設は實現するに至らずして日露戦争に及んだ。

名稱	位置	設置年月日
大連税關	大連	明治四十年七月一日
同 分 關	旅 順	同 四十三年同
金州税關監視所	金 州	同 四十年同
普蘭店同	普 蘭 店	同
貔子窩同	貔 子 窩	同 年九月七日
城子疃同	城 子 疃	昭和二年十月一日

關名	輸入正税	輸出正税	沿岸貿易税	噸	税 抵 代	税 罹 災 救 援	計
大連	二、九六、四七、七三	三、三三、四三、九四	六、五、八、七三	四、三、七、八〇	六、五、三、二八	三、〇、三、四、三〇	七、〇、五、五、六、五三
牛莊	四、三、九、六、五五	四、五、七、六、八七	六、八、三、六、九三	一、九、七、七、三〇	四、七、〇、七、二四	一、五、九、七、七、七	一、一、〇、三、〇、〇、六五
安東	一、三、三、九、七〇	六、二、四、四、六四	九、〇、一、四、四	六、七、一、〇、〇〇	六、七、〇、一、七三	五、八、六、六、二一	二、九、〇、四、五、四七
計	四、七、四、八、六五	四、八、三、六、三、四五	一、八、二、四、三、九二	一、〇、三、七、〇、〇〇	一、三、一、〇、三、一、五五	一、〇、一、〇、一、一、一	一、〇、一、〇、一、一、一

第四項 南滿三港に於ける通關々係

滿洲商工要覽に據る。輸入税率は昭和四年二月より變更あるも通關々係に變化河(大協—大連海關設置に關する協定)も。通關々係に付ては本節第四項參照(關假—關東州租借地稅關假規則)

大連港

輸入の場合

一 汽船又は西洋型帆船に仍る輸入

A 外 國 品

甲、外國より輸入は輸入税を要せず。(大、協、五)

陸路支那内地に輸入の場合は輸入税を要す。(大、協、五)

乙、支那條約港より移入は輸入税も要せず。(大、協、五)

陸路支那内地に輸入の場合は輸入税を要す。但し船積港に於ける納稅證(又は無稅證)を有するもの又は輸出港海關の積荷證券に無稅の指定あるものは無稅(關假一ノ二、大、協五)

條約港より大連港に再輸出せらるゝ外國品にして其の輸入税の拂戻を受くる資格あるものは各稅關に於て戻税をなすを以て關假一ノ二にある如き納稅添證書を有するもの又關假一ノ三の如き場合なし。

B 支 那 品

甲、支那條約港より輸入は沿岸貿易税を要せず。(大、協五、同七)

陸路支那内地に輸入の場合は沿岸貿易税を要す。(大、協、五、關假二)

二 内水航行汽船に由る海路輸入

A 外 國 品 無 稅

B 支 那 品 無 稅

但し輸出地に於ける納稅濟證書を有せざるものは、常關稅率(大連稅關に於ては戎克輸出稅率)

海關と常關の區別  
一、開設地。  
海關は開港場其他開市場に設けらる常關は右の外更に内地各處の商業地に設けらる。  
一、管理關係  
海關は外國人の管理に屬するも常關は一般に支那官吏の管理に屬する(但、開港地にあるもの中特に海關管理に屬するものを除く)



一、課税取扱事務  
海關は西洋型船舶  
及之により輸送さ  
れる貨物に對する  
課税徴収を取扱ふ  
も、常關は支那型  
船舶及之により輸  
送される貨物に對  
する課税徴収を取  
扱ふ(但海關税率  
の下に貿易すべき  
許可を得て開港場  
間を往來する支那  
民船は海關に於て  
課税す)

に依り輸出税を要す。

陸路支那内地に輸入の場合は輸出税と同額の輸入税を要す。

内水航行汽船は、不開港場間航行中條約港に寄港する事を得るものなるを以て、開港場にて船積せられたるものは(一)表Aノ乙、Bに同じ。

三 戎克に由る海路輸入

A 外國品

甲、外國より輸入は無税。

乙、支那條約港より輸入は無税。

丙、支那不開港より輸入は無税。

外國品にして陸路支那内地に輸入品は(一)外國品と同じ。

B 支那品

甲、支那條約港より輸入は無税。

但し輸出地に於ける納税済書を有せざるものは常關税率に仍り輸出税を要す。  
支那品の陸路支那内地に輸入は(二)表と同じ。

乙、支那不開港場より輸入は無税。

但書同上。

四 陸路支那内地より租借地に輸入。

- A 外國品 無税
- B 支那品 無税

輸出の場合

一 外國品

A 汽船又は西洋型帆船に由る外國へ再輸出は輸出税を要せず。

B 汽船又は西洋型帆船に由る支那條約港へ再輸出は輸出税を要せず。

C 内水航行汽船に由る不開港場へ再移出は輸出税を要す。

D 戎克に由る外圍へ再輸出は無税。

輸入税と同額の供託を爲し到着港税關の證明書を提出して供託金の拂戻を受く。

E 戎克に由る支那條約港へ再輸出は無税。

但書同上。

F 戎克に由る支那不開港場へ再輸出は、輸入税を要す。

二 支那品

A 汽船又は西洋型帆船に由る外國へ再輸出は輸出税を要せず。(大、協、六、關、假、七)

B 汽船又は西洋型帆船に由る支那條約港へ輸出は輸出税を要す。(大、協、六、關、假、四)

C 内水航行汽船に由る不開港場へ輸出は戎克輸出税を要す。

D 戎克に由る外國へ輸出は輸出税を要す。



- E 我克に由る支那條約港へ輸出は我克輸出税を要す。
- F 我克に由る支那不開港場へ輸出は我克輸出税を要す。
- G 陸路支那内地に積戻は無税。

但し積戻品たる事の証明を要す、證明なきときは輸出税と同額の輸入税を納めざるべからず。  
備考 租借地より、陸路支那内地に輸入せる支那品又は外國品を原料として製造せる物品を更に租借地に輸入し之を輸出する場合及陸路支那内地に積戻は本表支那品と同じ。

### 三 租借地産生物

- A 汽船又は西洋型帆船に由る外國へ輸出は輸出税を要せず。(大、協、六、關、假、五)
  - B 汽船又は西洋型帆船に由る支那條約港へ輸出は輸出税を要せず。(大、協、六、關、假、五)
  - C 内水航行汽船に由る不開港場へ輸出は輸入税を要す。
  - D 我克に由る外國へ輸出は無税。
- 輸入税と同額の供託金を爲し到着港税關の證明書を提出して供託金の拂戻を受く。
- E 我克に由る支那條約港へ輸出は無税。
  - F 我克に由る支那不開港場へ輸入税を要す。
  - G 陸路支那内地に搬入は輸入税を要す。

### 四 租借地製造品

租借地生産品たる事を證明するには民政署の産地證明書を要す。

#### A 外國品又は租借地生産物を原料とせるもの。

- 一 汽船又は西洋型帆船に由る外國への輸出は輸出税を要せず。(大、協、六、關、假、五)
- 二 汽船又は西洋型帆船に由る支那條約港へ輸出は輸出税を要せず。(同)
- 三 内水航行汽船に由る不開港場へ輸出は輸出税を要す。
- 四 我克に由る外國へ輸出は無税。

輸入税と同額の供託金を爲し到着港税關の證明書を提出して供託金の拂戻を受く。

- 五 我克に由る支那條約港へ輸出は無税。
- 六 我克に由る支那不開港場へ輸出は輸入税を要す。
- 七 陸路支那内地に搬入は輸入税を要す。

#### B 支那品を原料とせるもの。

- 一 汽船又は西洋型帆船に由る外國へ輸出は輸出税を要す。
- 二 汽船又は西洋型帆船に由る支那條約港へ輸出は輸出税を要す。
- 三 内水航行汽船に由る不開港場へ輸出は我克輸出税を要す。
- 四 我克に由る外國へ輸出は輸出税を要す。
- 五 我克に由る支那條約港へ輸出は我克輸出税を要す。
- 六 我克に由る支那不開港場へ輸出は我克輸出税を要す。



七 陸路支那内地に搬入は輸出税と同額の輸入税を要す。

但し他の支那條約港に於て輸出税納付済の支那品を原料とせる場合相當の證明あるものは沿岸貿易税を納付するのみにして可なり。

租借地製造品たる事を證明するには民政署の産地證明書を要す。

表中大協とあるは明治四十年五月三十日清間に協定せられたる大連海關設置に關する協定關假とあるは明治四十年六月二十六日關東都督府々令第三十八號にて發布せられ同年七月一日より施行せる關東州租借地關稅假規則、支那内地とあるは關東州外の鐵道附屬地をも含む

牛莊港(營口)

輸入の場合

一 外國品

甲、汽船又は西洋型帆船に由る外國よりの輸入は輸入税及附加税及遼河下游浚濬附加税を要す。

乙、汽船又は西洋型帆船に由る、支那條約港より輸入の場合。

A 當該支那條約港に於て再輸出の際納付せる輸入税の拂戻を受けたる場合は輸入税附三税及遼河下游浚濬附加税を要す。

B 當該支那條約港に於て再輸出の際納付せる輸入税の拂戻を受けずして納稅済證書を有する場合は輸入税、附加税は要せず遼河下游浚濬附加税のみを要す。

丙、支那條約港より輸入の場合

- A 當該支那條約港に於て輸出税を納付せる場合は、沿岸貿易税及遼河下游浚濬附加税を要す
- B 當該支那條約港に於て再輸出の際納付せる沿岸貿易税の拂戻を受けたる場合には沿岸貿易税及遼河下游浚濬附加税を要す。
- C 當該支那條約港に於て再輸出の際納付せる沿岸貿易税の拂戻を受けずして納稅済證書を有する場合は沿岸貿易税を要せず。

二 内水航行汽船に由る輸入

A 外國品

通過税票を有する貨物は輸入税及附加税及遼河下游浚濬附加税共無税。

通過税票を有せざる外國産貨物は外國製品たる資格を喪失し、支那製品としての取扱を受く。

B 支那製品

我克貿易は輸入税及附加税及遼河下游浚濬附加税無税。

備考 内水航行汽船には再輸出の制度なく、事實再輸出品なりと雖輸出と同一の取扱を受く、内水航行汽船に由る貿易は不開港場間の貿易なり。

三 戎克に由る輸入

A 外國品 (一)表の場合と同じ。

B 支那製品

我克輸入税及浚濬附加税を要す。



備考 戎克には再輸出の制度なく事實再輸出品なりと雖輸出と同一の取扱を受く、戎克に由る貿易は支那條約港又は不開港場開の貿易なり、若し戎克にして外國との貿易に従事ある時は特許を受け取扱手續等は汽船の場合と同一なり。

輸出の場合

一 外國品

甲、外國へ再輸出は輸出税を要せず、輸入税の拂戻を受く但し輸入の時より三箇年以内の再輸出に限る且つ貨物の荷印荷造等輸入當時の原状を維持するを要す。(貨物改造の必要ある時は税關に申告して許可を受け税關監督の下に改造するを要す。

乙、支那條約港へ再輸出は輸出税を要せず。

A 納付せる輸入税の拂戻を受くる時は到着港にて改めて、輸入税を納付することを要す。

B 納付せる輸入税の拂戻を受けざれば、到着港にて再び輸入税を納付するを要せず。

C 支那條約港へ再輸出は輸出税を要せず。

二 支那製品

甲、外國へ再輸出の場合は輸出税を要せず、沿岸貿易税の拂戻を受く但し輸入の時より一箇年以内の再輸出に限る貨物荷印荷造等は外國の場合と同斷。

乙、支那條約港へ再輸出は輸出税を要せず。

納付せる沿岸貿易税の拂戻を受けざれば到着港にて再び沿岸税を納付する事を要せず但書同上

三 内水航行汽船に由る輸出の場合

甲、外國品は輸入内水航汽船の場合と同じ。  
乙、支那製品は戎克輸出税及上浚漂附加税を要す。

四 戎克に由る輸出

甲、外國品は輸入内水航汽船の場合と同斷。

乙、支那製品、戎克輸出税及上浚漂附加税を要す。

備考

一 華盛頓會議による附加税は昭和二年開河期より實施さる。

輸入普通品 從價二分五厘

輸入奢侈品 從價五分

二 遼河下游浚漂附加税

(海關にて徵收)は大正十四年五月十一日より次の通り徵收することとなる。

イ 輸出入外國貨物及支那貨物(遼河工程局協定第九條の例外を除く)に對しては價二〇〇〇海關兩に付二海關兩を課す。

ロ 外國及沿岸航路船舶は入港毎に一噸銀二分を課す。

内水航路船舶は入港毎に每一噸銀二分を課す。

三 上游浚漂附加税は従前通

鈔關の管理に屬する貨物及船舶に對して次の通賦課す。

イ 貨物に對しては正税の五分。

ロ 戎克船に對しては入港毎に一五〇石未満は一〇〇石に付銀四錢、一五〇石以上は一〇〇石に付銀一兩



安 東

輸入の場合

一 汽船又は西洋型帆船に由る輸入及再輸出

(牛莊に於ける取扱と同一なれども附加税の賦課なし)。

二 内水航行汽船に由る輸入

(前同断)。

備考 安東に於ける戎克の出入は沙河税關の管理に屬し、税關管理に非ざるを以て内水航行汽船に由る輸出入税率は沙河税關の税率に依る。

三 鐵道に依る輸入

甲、新義州以南より輸入する場合は輸入税を要す。

但し税額三分の一減税。

乙、新義州より輸入の場合は輸入税全額を要す。

但し貨物にして船便に由り新義州に到着したるものに非ざる事を明記せる新義州税關發給の輸出免訴狀、又は運送免狀を添附する場合は海關税率の三分の二を課せらる。

輸出の場合

一 汽船又は西洋型帆船に由る 輸入の場合と同断。

二 内水航行汽船に由る輸出 輸入の場合と同断。

三 朝鮮より鐵道に由る輸入外國品の再輸出。

甲、海路支那條約港へ再輸出。

乙、鐵道に由り滿洲以外の支那條約港若くは支本邦各省の内地に輸送。

以上の場合には減税額を納入するに非ざれば、條約の規定に基き外國輸入品に適用さるべき普通の税關取扱を受くる事を得ざるものとす。

四 鐵道に由る輸出

甲、新義州以南に輸出の場合輸出税を要す。

但し三分の一減税。

乙、新義州へ輸出の場合輸三税全額。

但し貨物にして、

イ 新義州に於て地方的消費に供せらるゝものは關稅發給の輸入免狀。

ロ 滿洲輸出の日より二年以内に更に鐵道により新義州以遠に輸送せらるゝものは新義州税關發給の運送免狀を以て、當該貨物の關稅三分の一の拂戻を請帳する事を得。

備考 徒歩又は櫓及帆船による輸出入は全額の輸出入税を要す。

第五項 支那側關稅增徴の要求(輸出附加税)

昭和四年二月一日突如總稅務司の手を経て滿洲各地海關に輸出附加税二分五厘、沿岸貿易附加税一分二厘五毛、洋式機器製品二分五厘の増徴を布告した。此は正式に列國の了解を経ず、日本が均霑す



る一八五八年の英支天津條約第二十四條、一八五八年の佛支天津條約第四十八條に違反する行爲なるを以て日本は俄に之を同意する能はず殊に大連に於ては明治四十年の大連海關設置に關する日本協定により斷然實力阻止の行動に出で安東、營口に於ても日本人荷主の場合に限り強制通關を斷行することとなつた。

更に二月下旬安東に於ける陸境三分の一減稅撤廢の通告を見たか日本側は強制通關によりて之に對抗した。

## 第二章 金 融

### 第一節 日本側金融機關

日本側銀行本店合  
計一七

滿洲に於ける日本側銀行は進出は明治三十二年（一八九九年）一月當時の滿洲第一の貿易港であつた牛莊に横濱正金銀行が支店を設置したのを嚆矢とする。當時牛莊では露清道勝銀行（露亞銀行）が勢力を占め居たる爲甚だ振はず一九〇四年二月日露開戦と共に一時引揚げの止むなきに至つたが同年八月日本軍が大連を占領するや大連に出張所が設けられ其翌年戦後の滿洲に於ける中樞金融機關として之が支店に改められた。民間銀行として明治三十九年（一九〇六年）牛莊に日支合辦の正隆銀行（當時正隆號）が設置されたるを以て初めとする。其後右兩銀行の支店が各地に設けられ銀票及金票（正隆銀行發行）を通貨として日本側金融を發展せしめた。朝鮮銀行の支店は明治四十二年（一九〇九年）

安東に設けられ又滿洲に本店を有する普通銀行が漸次設立さるゝに至つた。大正六年（一九一七年）末正金銀行の金票發行權及國庫事務の取扱が朝鮮銀行に移り、同行が滿洲に於ける日本側の中央銀行として大連に進出して以來、日本側銀行の本支店は歐洲戦後に於ける好景氣に乗じて濫興した。其結果大正九年（一九二〇年）の大恐慌以來一大整理の時期に入り銀行數は激減し其の内容は漸次改善されるに至つた。現在に於ける日本側金融機關の組織は朝鮮銀行を中心とし、不動産金融には東洋拓植株式會社、爲替銀行として横濱正金銀行が活動し、地方商業銀行としては滿洲銀行及正隆銀行の本支店があり其他は地方の小銀行が各地に存在する有様である。

又關東州及滿鐵沿線に於ける農業金融機關として金融組合が最近多く設立されて來た。之は産業組合の一種である。又昨年（一九二七年）末より小賣商人間に組織されつゝある各都市の輸入組合は、小賣商人の共同信用を利用して、商品仕入資金の融通をなさんとする組合であるが、其の將來は大いに囑望されてゐる。金貸業及質屋は日支人庶民金融機關として相當重要であるが最近其の數は減少し貸金額も減少しつゝある。一九二六年末に於て前者は約一〇〇戸貸出總額三千萬圓位後者は約七百戸年末貸出高三百餘萬圓である。

滿洲に於ける日本側貯蓄機關として明治三十九年（一九〇六年）より事務を開始した郵便局が活動してゐる。其の郵便貯金額は一九二七年末に於て二十三萬口千五百萬圓を超へてゐる。又郵便局の爲替業務も相當の金額に達し一九二六年度に於ける郵便振替貯金は拂込約一千九百萬圓、拂渡約七百三十萬圓に達して居り、又郵便爲替の取扱は一九二七年中受入一千四百萬圓拂渡五百萬圓に達してゐる

組合に就ては第四  
編一章參照



第二節 支那側金融機關

滿洲に於ける金融機關として古くから存在するものは票莊、錢莊、銀爐、錢舖、當舖等である。票莊とは爲替及貸付を業とするもので、山西省の人が主として之に従事したが、今や新式銀行の出現と共に殆んど無くなつた。錢莊は個人又は合資組織による兩替商で、貨幣の投機的賣買、爲替及貸付を營む。錢舖は小資本にて専ら兩替をなし、銀爐は以前は銀錠の鑄造店であつたが、預金、貸付、兩替爲替等普通銀行と略同様の業務を營む。又當舖は質屋であつて主として勞働者の金融機關である。又糧棧は穀物の倉庫業兼問屋であるが、農業金融機關として活動することもある。之等は甚だ幼稚な金融機關ではあるが、支那人の古き慣習に適し、現在に於ても支那人の商業金融、庶民金融機關として各地に存在し活動してゐる。此種の機關の貸付利率は甚だ高率である。

滿洲に於ける新式銀行の活動は、東支鐵道の起工を機會として、露支合辦の露亞銀行が一八九五年設立せられたのを以て嚆矢とする。支那側銀行の滿洲に於ける最初のもは光緒三十一年（一九〇五年）（設立せる奉天官銀號（後に東三省官銀號と改む）である。尤も同號の銀元局として設立されたのは光緒二十四年（一八九八年）の事である。之に次で光緒三十三年（一九〇七年）大清銀行（中國銀行）が奉天に分行を設け、光緒三十四年（一九〇八年）には交通銀行は營口に分行を次で宣統二年（一九一〇年）には奉天にも亦分行を設けた。黑龍江廣信公司及吉林永衡官銀號の設立は右よりも稍古い事であるが之が設立當時は今日の如き金融機關ではなかつた。其後之等の銀行の支店出張所が營口、

長春、哈爾濱等を始めとし各地に設置されると共に他方民間銀行も亦續々と設立された。然し官立銀行が横暴を極め兌換券の濫發を行ひ市場を獨占する爲及び支那人が一般に銀行預金を好まず預金資金が利用出來ぬ爲民間銀行の有力なものが甚だ少い。而して之が缺を補ふ爲め最近著しく發展したる儲蓄會は庶民金融機關として甚だ重要な地位を占めてゐる。

第三節 外國銀行

滿洲に於ける外國銀行は哈爾濱を中心とし大連、奉天、營口等に活躍してゐる。今其の主要なる外國銀行を示せば次の如し。（一九二七年末）

銀行名	設立年月	本店所在地	公稱資本金	拂込資本	在滿支店所在地（備考）
露亞銀行	一八五五	巴里	R 50,000	R 50,000	營口、哈爾濱（一九〇二）（一九二六年秋破綻）
極東借款銀行	一九〇五	哈爾濱	¥ 1,330,000	¥ 250,000	統一九一八年第一借款銀行合併
極東銀行	一九三六	哈爾濱	\$ 5,000	×	哈爾濱、海拉爾（上海、天津、張家口）
匯豐銀行	一八四一	香港	\$ 50,000	30,000	大連、奉天、哈爾濱（一九二二）
花旗銀行	一九〇一	紐約	G\$ 50,000	50,000	大連、哈爾濱（一九二二）
麥加利銀行	一八五三	倫敦	£ 1,000	1,000	哈爾濱（一九〇九）（Chartered Bank of India, Australasia & China, Ltd.）
中華懋業銀行	一九一七	北平	\$ 10,000,000	7,500,000	哈爾濱（米支合辦）
家主地主組合銀行	一九二八	哈爾濱			
猶太庶民銀行	一九三六	哈爾濱	¥ 100	100	



極東殖大商業銀行	一五二・二	哈爾濱	¥	四〇〇
中法實業銀行	一九五	巴里	Frs	五,〇〇〇,〇〇〇
				四〇〇
			Frs	五,〇〇〇,〇〇〇
				四〇〇
				奉天、哈爾濱(一九二八年設置説)

### 第三章 通貨

#### 第一節 滿洲に於ける通貨の現狀

滿洲に於て現在流通する通貨は銅元、奉天票、哈爾濱大洋票、吉林官帖、黑龍江官帖、永衡大洋票、同小洋票、鎮平銀、小洋錢、大洋錢、過爐銀等の支那通貨と、朝鮮銀行發行の金票、橫濱正金銀行大連支店發行の銀票及日本補助貨を主なるものとす。而して之等通貨の昭和二年末に於ける滿洲内流通高は概略次の如き見込である。

種類	滿洲貨幣流通見込高 (昭和二年十二月末)		換算率
	流通見込高	同大洋錢換算額	
奉天票	一、三〇〇,〇〇〇 <small>千元</small>	九三、五三〇 <small>千元</small>	大洋錢一〇〇元—奉天票二三九〇元
哈爾濱大洋票	三八、〇〇〇 <small>千元</small>	二六、六〇〇	哈爾濱大洋票一〇〇元—大洋錢七〇元
吉林官帖	三、三〇〇,〇〇〇 <small>千吊</small>	一九、五二〇	大洋錢一元—吉官帖一六九吊
黑龍江官帖	三、七〇〇,〇〇〇 <small>千吊</small>	一一、二〇〇	大洋錢一元—黑官帖三三〇吊
黑龍江四分利公債券	一〇,〇〇〇 <small>千元</small>	三、六四〇	公債券一元—黑官帖二二〇吊
吉林永衡大洋票	六、〇〇〇 <small>千元</small>	三、五四〇	永大洋票一〇〇元—大洋錢五九元

吉林永衡小洋票	一、五〇〇 <small>千元</small>	八九	永小洋一元—吉林官帖一〇吊
鎮平銀	二、五〇〇 <small>千兩</small>	三、三五〇 <small>千元</small>	鎮平銀一兩—大洋錢一・三四元
過爐銀	二、〇〇〇 <small>千兩</small>	七六〇	大洋錢一〇〇元—過爐銀二六四兩
大洋錢	五〇〇 <small>千元</small>	五〇〇	
小洋錢	五、五〇〇 <small>千元</small>	四、五八〇	大洋錢一〇〇元—小洋錢一二〇元
支那側合計		一六七、三〇九	

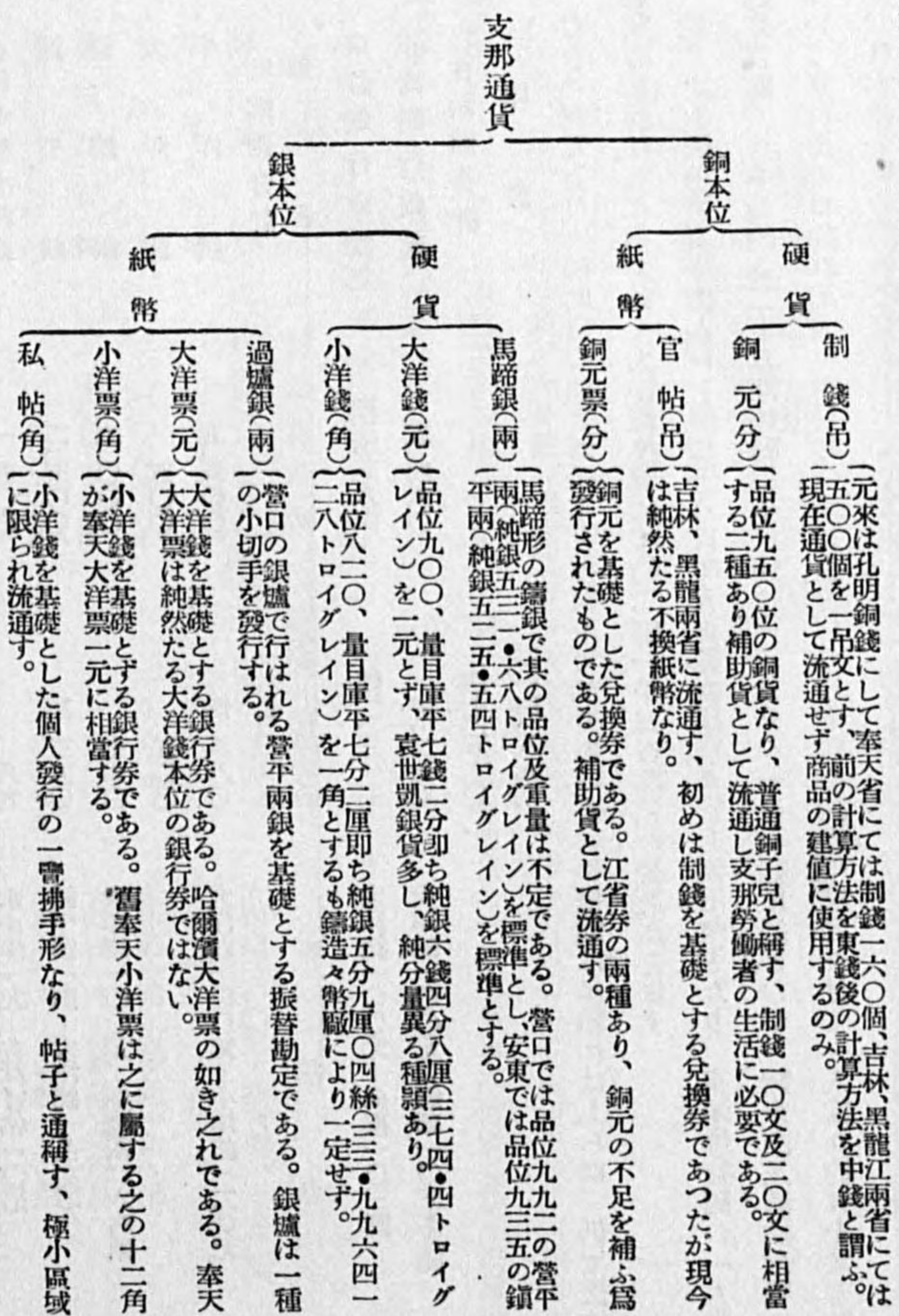
朝鮮銀行金票	四三、五八四 <small>千円</small>	四二、三二五	大洋錢一〇〇元—金票二〇三圓
正金銀行銀票	五、四六〇	五、二七五	大洋錢一〇〇元—銀票二〇三・五圓
日本側合計		四七、五九〇	
總計		二一四、八九九	

右の外銅元及日本補助貨の如きは殆んど推算不可能であるが其の價額は多額には上らぬ。仍て之等通貨の合計は右に示す如く大洋錢換算にて約二億一千五百萬元の流通高を示す。從て之を使用する滿洲人口を約二千八百萬人と見れば一人當七元七角となり、英米佛諸國の一人當約金百圓、日本の約金二十五圓に對し十三分の一及三分の一の少額に過ぎぬが、關東洲及滿鐵沿線について見れば人口約百萬人に對し其の通貨主として日本貨の約五千萬圓と見て一人當り約五十元となり、日本の平均の約倍額である。(最近に於て金一圓は大洋錢約一元なり)

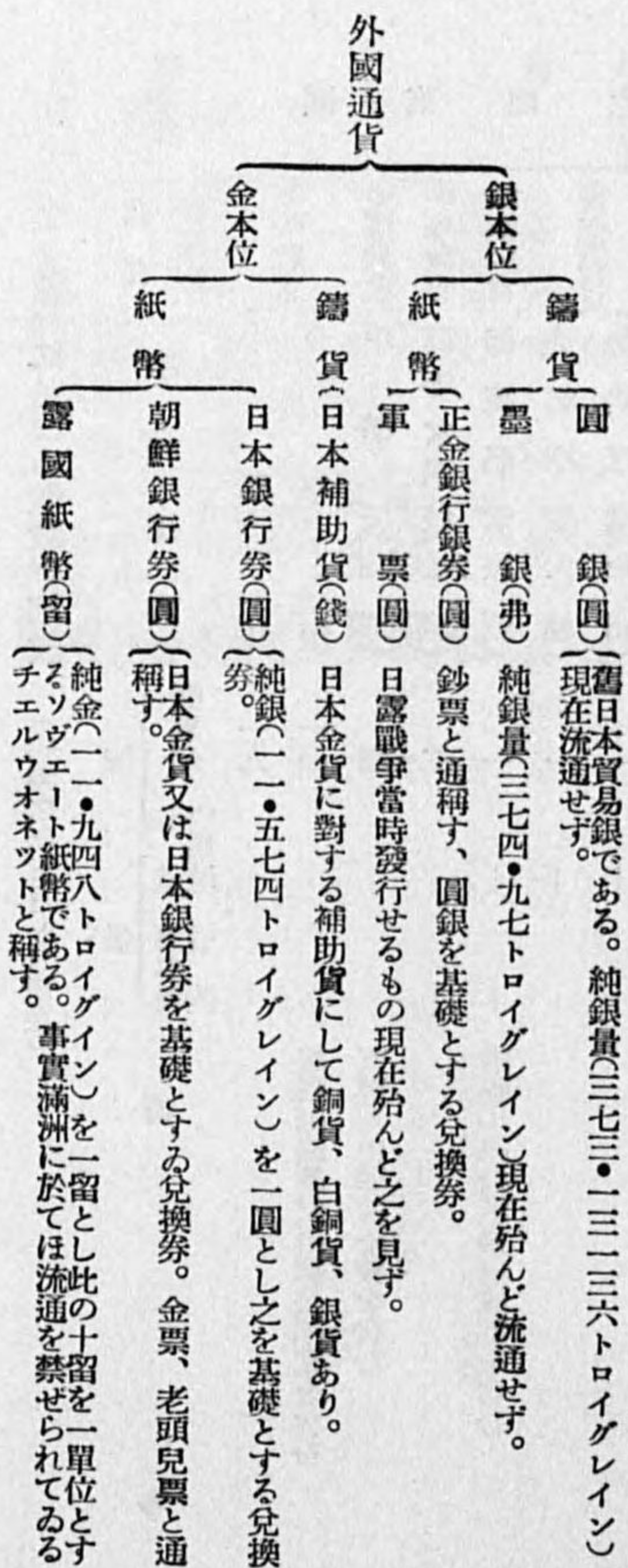
#### 第二節 滿洲通貨表



先づ支那側通貨は系統別にすれば制錢系（銅系）、銀錠系（銀塊系）、洋錢系（鑄貨系）の三種となるが本位金屬別、硬貨、紙幣別とすれば次の如し。



外國通貨は日露兩國銀貨を含むが今では朝鮮銀行金票及正金銀行銀票を主とす。





# 第七編 教育

## 第一章 教育

### 第一節 日本側施設

#### 第一項 關東州及南滿洲鐵道附屬地

日本人によりて經營せらるる教育施設は左の如くである。(關東廳要覽に依る)

滿洲に於ける我教育施設 (昭和二年五月一日現在)

經營者	教育程度別	學校種別	關東州		備考
			鐵道附屬地	領事館管内	
關東廳	初等教育	小學校	一九	一	旅順師範學堂附屬公學堂を含む 支那人中學校一校を含む
		公學校	一〇	一	
關東廳	中等教育	中學校	四	一	附屬小學校教員養成部を含む
		高等女學校	二	一	
關東廳	師範教育	師範學堂	一	一	
		商業學堂	一	一	
關東廳	實業教育	商業學堂	一	一	
		農學堂	一	一	
關東廳	高等教育	工科大学	一	一	

教育施設は州内は關東廳に依り附屬地は滿鐵會社に依り關東廳之を監督する。滿鐵に對する政府命令第五條參照初等中等實業教育は日支人分離主義を原則とし專門高等教育は共學を原則とする。小學校にては滿洲教材を主とせる補充教科書を併用する。

經營者	教育程度別	學校種別	南滿洲鐵道		備考
			鐵道附屬地	領事館管内	
大連市立	中等教育	高等女學校	一	一	此他分教場あり
		實業教育	一	一	
會立	初等教育	普通學堂	一九	二	領事館管内一は補助經營 此他分教場あり
		幼稚園	三	四	
南滿洲鐵道	初等教育	小學校	二五	一〇	此他分教場あり
		公學校	一〇	一	
南滿洲鐵道	中等教育	中學校	四	四	此他分教場あり
		高等女學校	一	一	
南滿洲鐵道	實業教育	商業學校	三	一	此他分教場あり
		農學學校	二	一	
株式會社	補習教育	實業補習學校	六	二六	此他分教場あり
		家政女學校	一	一	
株式會社	專門教育	醫學堂	一	一	支那人生徒のみ一級あり 附設職業教育部
		工業專門學校	一	一	
株式會社	高等教育	醫科大學	一	一	支那人生徒のみ一級あり 附設職業教育部
		醫學專門學校	一	一	
居留民團	初等教育	小學校	一	六	







もの四館の外に哈爾濱には露國圖書館二十館ある。

**博物館** 旅順にある關東廳經營のもの及び大連の滿鐵經營による滿蒙資源館が整備してゐる。其他社會教育機關としては大連に基督教青年會、中華青年會、田崎育英會、大陸青年團、大連獎學會あるを始め長春、金州、貔子窩、普蘭店に獎學會があり旅順に興文會あり、大連、旅順、金州、柳樹屯には少年團あり、財團法人として獎學教化の資金を給するものには兒童獎學資金、滿鐵獎學資金、教化事業獎勵資金がある。其他南滿洲教育會、中日文化協會、東洋協會滿洲支部、日露協會支部、滿洲體育協會等は各自適切なる施設を設けてゐる。

## 第二章 醫事衛生

### 第一節 醫事行政系統

中央機關——關東廳警務局衛生課

地方機關——州内——民政支署、警察署、同支署

州外——警察署、同支署、滿鐵(助長衛生事務)

衛生審査機關としては滿鐵中央試驗所、滿鐵衛生研究所、獸疫研究所及關東廳側にては大連、旅順に於ける療病院の外各民政署、同支署、警察署、同支署に配置せる醫師、獸醫及藥劑師等で人畜傳染病の檢診並細菌學的試驗及藥品飲食物其他理化學的衛生試驗事務を擔當してゐる。

### 第二節 診療、防疫機關

診療機關は大別して關東廳、滿鐵及赤十字社經營の三者に分つ事が出来る。滿鐵大連醫院は大正十五年三月竣工して輪奐内容共に東洋一なるが昭和四年四月會社より分離し獨立經營となつた。支那側としては僅に瀋陽市の東北病院の施設が見るに足るのみである。

防疫機關としては關東州内の海港檢疫は海務局、陸上防疫は警察署同支署にて施行し患者は官立檢疫所又は療病院に收容する。州外附屬地の防疫事務は諸規上警察官署の權限に屬するが其施設は滿鐵主として其の任に當り患者の診療及防疫に要する經費は當該區公費、地方費等の負擔である。附屬地外の防疫は瓦房店、海城、本溪湖、橋頭、連山關及撫順市街に接続する附屬地外居住者に對しては滿鐵が擔任してゐる。

### 第三節 保健施設及施療機關

保健施設として支那人勞働者に對しては適宜其處置を怠らず學校に就ては大正十一年來專任學校衛生官を關東廳學務課内に置き、夏季冬季には小學校生徒の海濱又溫泉聯合聚落を開催せしめ、飲食物藥品、阿片に對しては夫々取締法を設けてゐる。

大連下水道の總延長百二十里六町二十一間、旅順は四重八町三十二間

上水道は大連、旅順、金州及鐵道附屬地に設けられ下水道も大連、旅順を始め鐵道附屬地の主たる都市に設けられてゐる。



赤十字社滿洲支隊  
昭和二年十二月末  
本邦人四一、七四  
九、外國人三八、四  
二九、救療新十三  
ヶ所救療患者一〇  
六、七二八。

施療機關として日本赤十字社滿洲支部が活躍してゐる外、大連慈惠病院、撫順鴻惠院を擧げ得られ  
る。

### 第三章 其他社會施設 (關東廳要覽に據る)

關東廳管内に於て見るべきものは次の如くである。

名 稱	設立年月	事業の目的	年額豫算	所在
恩賜財團慈惠資金	大正元、九	管内慈善救濟事業に對する補助	一〇、〇〇〇	旅順
同 兒童獎學資金	同 一三、一	小學校、公學堂及普通學堂の兒童教育の助成獎勵	四、〇〇〇	同
同 教化事業獎勵資金	同 一四、五	教化事業助成獎勵	同	同
財團法人大連慈惠病院	明治三九、九	貧困者の施療救養	七〇、〇〇〇	大連
大連 宏濟善堂	同 四一、四	支那人に對する施療、恤寡、撫孤、育嬰、養老、施棺、義葬、濟困	八〇、〇〇〇	同
救世軍育兒及婦人ホー	同 三九、	孤子、貧困兒及不遇婦女子の收容保護	一六、九〇〇	同
財團法人鎌倉保育團旅順支部	大正二、四	孤子貧兒の保護救濟及不良兒童の感化	八〇、〇〇〇	旅順
財團法人中日文化協會	同 一〇、	滿蒙文化の開發及在住民共同福利の増進を目的とする宣傳機關	一〇、〇〇〇	大連
滿洲社會事業研究會	同 一一、五	社會事業の研究及實行促進人事相談	八、〇〇〇	同
大連市社會館	同 一〇、	失業者の保護簡易宿泊所無料代書人事相談	一〇、五〇〇	同
大連市市營住宅	同 一一、	小住宅の緩和	(戶數四〇五戶)	同
社團法人聖德會	同 八、	會員精神修養、病災救濟、小住宅緩和	(住宅四〇〇戶)	同
大連軍夫合宿所	明治四四、	車 夫 收 容		同

大連馬車收容所	大正八、	馬 車 收 容		同
勞 働 保 護 會	同 九、	失業者及勞働者の保護救濟		同
大連海務協會	明治四二、	海員の保護救濟		同
滿洲結核豫防會	大正九、	結核の豫防撲滅及救濟		旅順
露 天 市 場	大正九、	支那下層民の日用品供給、住居安定		大連
爲 人 會	同 一〇、	免囚者の救濟及善導		同
大連基督教青年會	同 元	青年の社交及修養、寄宿舎		同
中 華 青 年 會	同 九、六	大連在住支那青年の教化		同
田 崎 育 英 會	同 八、三	學資給與、人材養成	(基本金七萬圓)	同
大 陸 青 年 團	明治四三、四	學生の陶冶、收容、給資	(收容學生四〇名)	同
大 連 少 年 團	大正二三、四	少年の社會教育		同
旅 順 少 年 團	同 一三、一	同		旅順
金州赤十字團	同	同		金州
滿洲勞働保護會	同 八、七	救濟保護、職業紹介、人事相談		奉天
大 慈 園	同 一五、二	扶養者なき老幼者の收容		大連
智光院無料宿泊所	同 一四、一	貧困者の無料宿泊		同



## 第八編 南滿洲鐵道株式會社

### 第一章 沿革

**會社の設立** 帝國政府は明治三十八年九月五日の日露講和條約に據り、東清鐵道會社に屬してゐた長春、旅順間の鐵道及び其の一切の支線並之に屬する權利、特權、財産及炭坑を讓受け、越へて三十年六月七日勅令を以て當會社設立に關する規定發布され、同年十月一日會社設立の認可を得。同月二十六日創立總會を開き、翌二十七日東京に本社を設置し、設立委員長から一切の事務及び財産目録の引繼を受け、同年十二月七日設立の登記を了つた。爾來開業の準備に従事すること四箇月、明治四十年四月一日野戰鐵道提理部其の他の官憲から鐵道其の他の引繼を受け、大連に本社事務所を設置し（同年三月勅令改正せられて本社を大連に支社を東京に置く事となる）業務を開始した。

**會社の組織** 當會社の組織は數度の改正を経て總裁、副總裁各一名、理事四名以上、監事三名乃至五名の役員を置くに至つた。

當會社の分課組織は創業以來屢々改正されたが、大正十一年一月十七日之を改めて重役合議制となし、各部の部長は社員中から拔擢任用する事とし、現在に至つてゐる。現在會社の職制は大正十二年四月二十一日に制定されたもので、本社を總裁室（昭和四年六月廿一日社告第三十四號を以て改正）庶務部、鐵道部、地方部、興業部及經理の部五部に分ち、其の下に課を置いて業務を分掌させてゐる。其の他地方機關は事務系統に依り之を地方、運輸の二種に分ち、即ち地方事務所及鐵道事務所の二と

明治三十九年十一月十三日男爵後藤新平總裁仰付けらる。

爲し、從來分立せる地方諸機關を統一した。

**従事員** 會社の従事員人員は昭和三年三月末に於て職員八千五百六十五人、傭員中日本人一萬一千八百六十五人、中國人一萬三千六百七十七人、囑託二百六十七人、計三萬四千三百七十四人を算する。

**資本** 會社の資本は初め金二億圓であつて内一億圓は政府の出資に係り、残り一億圓は日支兩國人から募集した。然るに歐洲戰後社業の發展に伴ひ益々資金増加の必要に迫り、大正九年四月遂に増資を決定した。即ち資本總額二億圓を四億四千萬圓とし、其の増加額の半額一億二千萬圓は政府が引受け、殘題一億二千萬圓は増資前の未募集株として残つた二千萬圓と合せ、一億四千萬圓の新株を發行し、一般民間から募集する事とした。

**配當** 會社の會計は當初一箇年を二期に分ち、株主に對する利益の配當をしたが、會社の營業收入は運輸其の他の關係上前半期と後半期とは甚しい相違があるので、一箇年の決算を二期に區分するは妥當でない事を認め、大正元年度から全一箇年（四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る）を一會計年度に改正した。會社の配當に關しては毎營業年度の利益配當が確實にぬし得べき見込ある時は毎營業年度經過前一回を限り、政府以外の株主に對し中間配當として毎年十二月一日現在の株主名簿に依つて前營業年度繰越金額以内の金額を分配し、爾後は株主の異動に拘らず六月一日現在の株主名簿に依る事となつた。利益配當金は中間配當金を控除した殘額を以つてする事とした。

尙政府に對する配當としては、利益金が一般株主に對し年六分の配當を爲し、且社債利子を支拂ひ尙殘餘あるときは該殘額は總株式の各拂込高に對し、配當割合均一に至る迄政府持株に配當するの定

滿鐵會社の定款は最初明治三十九年八月十八日逓信大臣の認可を得たるものなるが爾來幾度か株主總會の決議を経て改正増補された最近には昭和四年六月二十日第廿八回定時株主總會に就て其の變更案の可決を見た。



ではあるけれども、特例を以て政府持株に對する利益配當が年四分三厘の割合に達したときは、一般株主の拂込金に對し年四分の割合を超へない範圍内で第二配當をなす事とした、政府持株に對する利益配當が年四分三厘の割合を超ゆるに至りたる時は其の超ゆる割合を限度とし株主に對する第二配當を年二分の割合を超えざる範圍内にて増加し得る。

## 第二章 會社の事業 (政府命令書第五條に據る)

會社本來の業務を概括すれば鐵道(倉庫及工場を含む)、海運、港灣、鑛山、製鐵、電氣、旅館及地方經營事業に大別する。今其の各事業に關する概況を擧ぐれば次の様である。(昭和二年度末現在)

### 第一節 鐵道

南滿洲鐵道は其の營業哩六九四・八哩にして、起點を大連に發して北延し、京奉線の起點奉天を通過し四平街で四洮鐵道と丁字形に結び、更に大小幾多の都邑を點綴して遼河及松花江流域の分水嶺を越へ、長春で東支及吉長兩鐵道と聯絡する四三八哩五の幹線と、鴨綠江畔安東を起點とし、蘇家屯で南滿洲幹線に合する安奉線一六一哩七と、其の他の五支線を有して滿洲の動脈をなし、東支鐵道と共に歐亞聯絡世界交通路の一部を爲し、且つ豊富な農産物の輸送機關として滿洲及蒙古開發に當つてゐる。

建設 會社が明治四十年四月一日政府から引繼を受けた鐵道は大連、長春間本線、旅順支線、柳樹屯支線、煙臺支線、撫順支線、安奉線の七線であつて、會社は上記鐵道の引繼を受くると共に、安奉

昭和三年鐵道の總益金は七千二百二十八萬圓で前年度に比較して六百二十七萬圓の増加を示して居る。之は滿蒙の自然的發展に伴ふ農産物の増産及び乗客殊に移民の増加又社内事業の擴張殊に石炭の輸送數量増加に基き運賃収入が増加した爲めである。

線を除くの外、全線を四呎八吋半の廣軌式に改築を計畫したが、旅順支線の廣軌先づ成り、明治四十年十二月一日初めて廣軌車の運轉を行ひ、翌四十二年五月三十日から本線及撫順、營口兩支線共に總て廣軌列車の開通を了つた。複線工事も亦改築工事と同時に著手し、竣工するに従ひ區間運轉を開始し、明治四十二年十月二十七日大連、蘇家屯間二百三十八哩三分の開通を見るに至つた。此の改築及複線工事に要した費用は約千九百一十一萬二千圓である。

安奉線は前記の各線とは全く其の成立を異にし、日露戰役中我が第一軍の急設した二呎六吋の輕便軍用鐵道であつて、帝國政府が明治三十八年十二月の滿洲善後協約第六條に依り我國に於て各國商工業の貨物運搬用鐵道に改築し、引續き經營する事を清國政府と協約したものである。而して該鐵道は前記鐵道本線と共に野戰鐵道提理部から會社に引繼がれたのである。然るに安奉線は山嶺重疊、溪谷の地に在るので線路の選擇は容易でないのみでなく、施工に關しても清國政府との協議が纏らなかつた爲め起工は遷延し、漸く明治四十一年七月になつて初めて福金嶺の隧道工事に著手する事が出来た爾來奉天及安東の兩端から工を起し、輕便線の兩側に廣軌條を敷設し以て工事中輕便線の運轉を妨げない事の方法をとり、又同時に清國官憲と交渉して用地買収に従事し工成るに従ひ漸次兩端から廣軌列車の運轉を開始して工事の進捗に努めた。而して福金嶺(四、八八四呎)、鷄冠山(三、二五四呎)の二大隧道を初め、太子河の橋梁(一、七七一呎)其他多數の隧道及び大土工を要し、工事甚だ困難を極めたけれども、二年三箇月にして竣成し、明治四十四年十一月一日全線百六十哩の開通式を舉行した。此の工事に要した費用は約二千五百萬圓である。更に蘇家屯以北も亦複線に改むるの必要があつ



たので、先づ蘇家屯、奉天間に之を施工する事とし、大正四年六月に著手し、大正九年十一月渾河橋梁の架設を竣り、遂にその全通を見る事を得た。之から先大正八年度に於て更に奉天、長春間の複線工事に著手し、越えて大正十年に吳家屯、蘇家屯間大正十二年度に蘇家屯、撫順間の複線工事に著手し、之亦竣工に従つて區間運轉を始めた。

**主要設備** 昭和二年度末に於ける主要設備を擧ぐれば次の通りである。營業哩數六百九十四哩八分停車場數百一十一驛、機關庫及客車庫數、機關庫十一箇所、客車庫三箇所、倉庫營業驛所數、大連埠頭外三十三驛所、車輛數、機關車四百四十二輛、客車數四百八十六輛、貨車七千二十五輛、車掌車二百三十七輛。

**運輸** 旅客及貨物の輸送並運輸收支は開業以來著しい進歩を來した。今其の成績を記せば次の通りである。

年 度	乗車人員	客車收入	貨物噸數	貨車收入	總 收 入	支 出
明治四十年 度	一、五三三、三三	三、五九四、三三	一、四六四、四三	六、二〇二、七四	九、七九七、〇七	六、〇一、六五
大正元 年度	三、九〇五、八三	五、〇〇八、六五	四、六八、六八	一三、九三三、〇一	一九、〇七〇、〇六	七、八四六、九三
同 五 年 度	四、四一〇、八六	六、〇〇七、四三	六、三九、七七	一八、八二二、四七	二七、八五五、九四	八、四三三、九三
同 十 年 度	六、九三六、六九	一三、一九四、二八	一〇、四〇〇、一〇	五九、六五、八五	六、二〇四、一三	三、七三、七六
昭和二 年 度	八、二六五、〇九	一六、一〇一、九三	一八、四七、七五	九四、〇四、八八	一〇、二四三、七一	四、三三、八四

備考 總收入中には雜收入を含み支出中には總體費(共通費分擔額を含む)

旅客運賃一人一哩に付  
一等 二・五錢  
二等 四・五錢  
一等 七・〇錢

即ち鐵道收入の約八割五分は貨車收入の占むる所であつて、客車收入は僅かに一割五分内外に過ぎない。而して輸送貨物の主なるものは大豆、豆粕、雜穀の様な滿洲特産物並當會社の撫順炭であつて、大部分は輸出品に屬し、爲に特産物の出廻り時期である冬期には貨物輸送の繁忙は甚大なものである。近來又奥地の開發に伴ひ輸入品たる綿糸、絹布、砂糖、石油、機械、金物類、建築用品等の輸送が次第に増加して來たのは注目に値する。又旅客に對しては特に待遇の方法を講じ、且又國際鐵道といふ地位からして隣接各線の間に聯絡運輸の成立を期し、著く豫定の方針を進めてゐる。

**倉庫** 會社は明治四十一年埠頭保管なる名目の下に小規模の倉庫營業を開始し、埠頭に送致の貨物保管を爲すを目的とし、之に對し倉庫證券を發行した。而して鐵道沿線では主要驛の倉庫上屋及野積場の修築完成を俟ち、明治四十二年十一月以來主として輸送貨物の輻湊を緩和するといふ目的で發送貨物保管なる名目の下に、滿洲特産物の野積保管(無料金)制を設け、之に一種の證券を發行して、金融を得るの途を開いた。然し、以上二種の倉庫業は共に規模狭小で、組織、制度も亦甚だ不完全なので、明治四十四年九月以來、大連埠頭と共に沿線三十二驛所に漸次正則の倉庫營業を開始して、荷主の金融を容易ならしめ、併せて奥地各驛に於て發送の目的で貨物を寄託した場合には倉敷料を免除する方法を設け、以て冬期各驛の貨物輻湊を緩和するの策を樹てた。又、穀物に對しては大正元年囤積保管の制を開き、其の後更に輸出大豆、豆粕、豆油及小麥に對しては、品質、重量の統一及保管の便宜を圖つて、所謂混合保管の制を設けた。然し現在之が實施されてゐるのは、大豆、豆粕のみである。而して昭和二年度に於ける倉庫營業は貨物の受入五百二十四萬噸、拂出五百二十八萬餘噸、一



沙河口工場従業員  
職員 一三八  
准職員 一六八  
傭員 一、三〇八  
外に見習臨時傭員  
り従業員總計約三  
千人

昭和三年度の  
実績

新造車

機關車 一六輛

客車 二五輛

貨車 一九五輛

計 三、七三〇輛

修繕

機關車 一七輛

客車 四〇輛

貨車 二、七〇輛

金額 二、四〇〇,〇〇〇圓

此の他に雜工事と  
して

三、五〇〇,〇〇〇圓

合計 六、一三〇,〇〇〇圓

此の他に雜工事と  
して

三、五〇〇,〇〇〇圓

日平均在庫數三十四萬餘噸に達した。會社は又倉庫營業の開始と同時に、大連火災海上保險會社と特約し、引渡し未了の船舶陸揚貨物の外、寄託物は荷主の委任を受けずして之に火災保險を附し、保險料は當分會社に於て負擔する事とし、先づ大連埠頭に保管する貨物に對し實施した。而して其の保險契約金額は昭和二年度末に於て三千五百八十三萬二千五百四十四圓を算した。

工場 鐵道に關する工場は引繼當時に於ては大連驛構内に極めて粗造なものがあつたが、明治四十年度の後半期から北沙河口に一大工場を設立すべく同事業に着手し、明治四十四年八月九日全部の作業を開始するに至つた。此の工場は規模甚だ廣大で獨立の水道を敷設し、敷地約三十五萬一千坪、煉瓦二階建事務所の外、建物七十九棟、約二萬一千坪に達し、最新式の設備を具へ一年間の製造能力機關車四十六輛、客車四十五輛、貨車六百五十輛を有し、傍ら機械及び諸用品の製作修理を爲すの能力を有してゐる。修繕能力は機關車一七四輛、客車四四〇輛、貨車二、七〇〇輛。

工場の新設と同時に之に隣接してゐる土地約三十一萬三千坪に市街建設の計畫を爲し、工場従事員の社宅を建築し、道路、溝渠、排水、給水一切の市街施設をなし、小學校、診療所、郵便局、貨店等を附設し、大連との交通には電車の便を開き、既に工業市を形成してゐる。

右新設工場の外、遼陽に分工場があつたけれども、大正八年十一月職制上之を獨立の工場と爲した其の他蘇家屯に木材防腐場を置き、鐵道、枕木、電柱、枕木等各種會社用材に「クレオソート」油を注入し、防腐作用を行ひ、又大連に電氣修繕場を置いて電信、電話に關する機械、器具の修理並電氣用品の試験を掌る。

## 第二節 海 運

廣軌列車の開通に伴ひ歐亞交通上の便宜を圖るべく明治四十年八月十日大連、上海間の定期航路を開始したが、此の航路は滿洲を經由して上海と歐洲との間に於ける最捷通路であるから、此の施設は極めて重要なものであつた。後本航路に青島を加へ、且日清汽船會社航路、楊子江主要港並膠濟鐵道線との相互間に於ける貨物の聯絡運送を開始し、逐年順調な發達を來した。會社は又船車接續及大連中繼貨物吸收の必要上撫順炭の香港及廣東行の便船と相俟つて香港航路を開始し、途中芝罘及青島に寄港させる事とし、又大連と渤海沿岸各地の發展に資する爲淺吃水船數隻を建造し、大連汽船株式會社に貸與して近海航路に従事させてゐたが、大正五年就航船全部を同會社に譲渡し、次で大正七年には前記香港航路の經營を同會社に移讓し、大正十一年七月一日上海航路も同會社に經營させる事とした。大連汽船株式會社は資本金三百萬圓（六萬株）で滿鐵會社は其の金額を出資してゐる。

## 第三節 港 灣

引繼當時の大連港は露國時代の計畫が殆ど進捗してゐなかつた爲、殆ど見るべき程のものではなかつた。然し會社が引繼いでは、大體に於て露國の計畫を踏襲すると共に、深く想を將來に馳せ既成部分の改善修築並未成工事に對する適應の進捗を計り、或は新規の方途を案じ著々其の工程を進め、今日では其の大半を了し、現に延長一萬二千二百五十五尺の西北防波堤と千二百二十一尺の東防波堤で抱擁する内港岸壁延長一萬四千二百九十六尺を有し、水面積は九十五萬坪（實際使用し得べき水面積約九十三萬坪）で、一日に十八萬噸の船舶を收容し、年額約六百萬噸の貨物を吞吐するの能力を具備

昭和三年度に於て  
港灣益金二百四十  
六萬圓を擧げたが  
(前年度より百四  
十九萬圓増加)之  
は大連港に於る輸



出入貨物の増加に伴ふ自然増収百五十萬圓並に經費の節約百萬圓が其の内容である。

してゐる。更に會社は將來に對する擴張計畫を立て、已に大正十二年度から丙埠頭及第四埠頭の築造に着手し、大正十八年度には完成の豫定である。之が完成の曉には繫船岸壁五千五百尺を増加する筈である。

大連港内の浚渫工事は明治四十一年からの経續工事であつて、内港を干潮面下二十三尺乃至三十五尺に、港外航路を同三十六尺に浚渫するのである。

會社は繫船岸壁著離の安全を期し、總噸數千噸以上の船舶に對しては強制水先制度を設けてゐる。然し其の船舶には水先料を負擔させない。更に岸壁使用料をも徴收せず、只著離に際し使用する小蒸汽船其他の費用として發著手数料を徴收するのみで、斯うした事は東洋諸港に其の類例を見ない所である。

今埠頭荷役直營後大連埠頭に於ける著埠汽船數、船舶及貨車積卸噸數及其の營業收支を擧ぐれば次の通りである。

年 度	着埠汽船數	噸輸入貨物數	離埠汽船數	噸輸出貨物數	卸貨噸數	業埠收入	業埠支出
大正十四年度	三五九隻	1,013,510 <small>米噸</small>	三五九隻	607,048 <small>米噸</small>	6,540,233 <small>米噸</small>	9,623,599 <small>円</small>	7,977,010 <small>円</small>
昭和元年度	三八三	1,128,533	三八五	648,866	6,669,567	9,866,599	8,033,868
同 二年度	四三四	1,061,411	四三五	729,923	6,783,076	10,255,943	9,355,722

此の他會社は又石炭の積出に便する爲、明治四十三年一月四日旅順港内の海面使用、石炭積出假橋

の新設及海底一部の浚渫を爲す事を其の筋から許可されたので、右假橋の築造及石炭船の碇泊に必要な浚渫を了し、既に石炭の積出を爲し得る様になつた。營口にも亦明治四十三年十一月以來埠頭事務所支所を設け、護岸棧橋其他の工事を施行し、倉庫及上屋八棟、六千九百五坪を建造し、鐵道と聯絡して鐵道其他輸出入貨物を取扱つてゐたが、大正三年組織改正の爲營口驛に引繼をなした。安東にも明治四十五年四月から支所を開設し、護岸、貯木池其他工事を施行し、倉庫及上屋九棟、二千七百五坪及貯木池面積三萬餘坪を設備し木材其他輸出入貨物の取扱を爲したが、是亦組織改正の爲安東驛に引繼いだ。上海にも同航路の發展及貯炭等の目的の爲それに必要な埠頭設備をなし、明治十四年十月から埠頭事務所上海支所を開設したが、大正十三年二月十九日上海事務所と改稱し、鐵道部の管理に之を移した。

船渠は大連に露國時代の築造に係るものが一つある。長三百八十一呎、底幅三十二呎餘、深さ二十五呎、渠口は兩開扉式にして工場其他の建物二十八棟が附屬されてゐる。會社は明治四十年他の財産と共に當時之を管理せる海軍から引繼を受け、一時は其の従事員をも繼承し、會社自ら事業を經營したが、明治四十一年七月川崎造船所に貸付け、それを經營させる事とした。該船渠は僅に二三千噸級の船舶を入渠させ得るに過ぎなかつたので、會社は時代の要求に應じ、大正二年三月、六千噸級迄の船舶を入渠させるの擴張工事に着手し、大正三年三月竣工した。然るに大正十一年十二月一日、會社は旅順要港部修理工場の設備一切を繼承したので、之を旅順工場と命名し業務を開始したが、大正十二年三月三十一日限り之を廢止し、前記船渠と合せて其の業務一切を滿洲船渠株式會社に引繼いだ



滿洲船渠株式會社は資本金二百萬圓（四萬株、拂込額八十萬圓）で、當會社の全出資に係るものである。

#### 第四節 礦 山

會社が當初政府から引繼を受けた炭坑は撫順、煙臺及瓦房店附近に於ける炸子窯の三坑であつたが明治四十年七月露國政府から長春附近の石碑嶺及陶家屯炭田の引渡を受けた。現に會社の採掘する炭坑は撫順、煙臺の二坑であつて、炸子窯坑は邦人某に賃貸し、石碑嶺、陶家屯の二炭田は其後經營に著手しなかつたが、大正七年南滿鐵業株式會社に經營させる事とした。

**撫順炭礦** 遼寧省撫順縣下奉天の東約二十哩の地點に位し、渾河と隔て、撫順城と相對してゐる。鑛區の面積は約千八百二十萬坪であつて、炭層の厚さは平均約百三十尺、含有炭量は少くも九億噸に上るの測算である。而して政府から炭坑の引繼を引受けた當時は、千金寨、楊柏堡、老虎臺の三坑のみであつて、而も其設備は總て軍事の必要に應ずる急造的のものであつたから、會社は初め九百二十萬圓の豫算を以て第一期計畫を立て、千金寨、楊柏堡に大山坑及東郷坑の二大堅坑の開鑿を完成すると共に各種設備の改善を行ひ、一日能く五千噸の出炭をなすに至つた。然し其の後需要の増進に伴つて第二期計畫を樹て、主として萬達屋斜坑の開鑿、古城子露天掘、灑砂充填法の實施、モンド瓦斯發電所の建設、運炭線、採砂線の電化、龍鳳斜坑の開鑿、千金寨露天掘、新屯斜坑開鑿等であつて、其の結果一日平均約一萬五千噸、年額五百萬噸内外の出炭能力を持つやうになつた。

然るに一方支那住民の燃料は漸次高粱稗から石炭に移りつゝあると同時に、鞍山製鐵所の完成と各

種工業の勃興に因り、從來の状態では到底其の需要に應じ得ない事に想到し、更に之が増掘の一大計畫を立てた。先づ其の一部として大正八年九月龍鳳坑で大堅坑の開鑿に著手し、大正十一年十月之が掘進作業を終了し、又古城子村落以東楊柏堡川に至る炭層の殘部は、露天掘に依り全部之を開掘する所謂大露天掘の計畫を以て、九年度から急速に千金寨露天掘を擴張して、古城子露天掘に連結させたので總採炭額坑内掘で三百萬噸、露天掘で三百萬噸の出炭を見るに至つた。尙撫順鑛區に接續する塔連坑は東洋炭坑株式會社が經營してゐたが、同坑の炭質は新屯坑及龍鳳坑と其の炭質を同うして粘著性に屬し、「コークス」製造用として好適なので、會社は製鐵所其他の用として大正九年十二月一日同坑の經營一切を買收した。

撫順炭は日本炭と同じく第三紀層に屬し、其の色は漆黒で光澤強く揮發分に富み、燃燒熾盛で七千百カロリーの火力を有する有煙炭である。其の特色としては灰分極めて少量でクリンカーを化するこゝと少く、又硫素分を含有することが少いから汽罐を損傷することはない。即ち撫順炭は揮發分に富むが故に瓦斯製造用としては日本産一等炭に比肩し、更に機關車及船舶用にも大いに適用されてゐる。撫順炭は概して粘結力に乏しく爲に骸炭製出には不適當として認められて來たけれども、同炭田の東に進むに従ひ漸次粘結力を加へ、萬達屋坑炭は本溪湖炭の様に粘結炭と混合すれば骸炭用に供する事が出来るが、此の性質は東端に近づくに従つて益々向上される。

**煙臺支礦** 煙臺停車場の東北約十里の地點に在つて其の間に鐵道の便がある。炭田は東西約十三町南北約五十町に亘り、炭量約二千萬噸に上る見込である。同坑は當初採礦其の他の豫備工事を爲すに



過ぎなかつたが、明治四十三年十月一日から營業坑と爲し、現今一日の出炭力は三百噸内外、其の質は半無煙炭で特殊の需要がある。

年 度	出 炭 高 (單位英噸)	撫 順 煙 臺 措 連 坑 合 計
昭和元年度	六、四一四、〇六〇	一三六、八〇〇
昭和二年度	六、八三九、八七〇	一四三、〇一〇
昭和二年度二日平均	二一、三〇八	四四五

賣 炭 箇 所 別

滿洲各地	南 洋	南 支 那	北 支 那	朝 鮮	臺 灣
三、三二五、八四〇	一八三、〇五〇	九三二、四四五	一七九、九一四	四一六、九六七	三、六六三
日本内地	其 他	船 舶 焚 料	合 計	合計に對する輸出割合	
一、六九四、六一九	—	七〇三、二二六	七、四二九、六二四	四五・八パーセント	

**販賣** 會社は普く海外に撫順炭の性質を廣告するに力を盡すと同時に滿洲内部の需要を喚起するに努め、殊に大正九年度以來踏襲して來た輸出炭並船舶焚料炭の積極的販賣政策は愈々成功し、我撫順炭の聲價は益々昇がつて大連港石炭の積出は空前の活況を呈する様になつた。從來會社は日本内地及海外への輸出炭は三井物産、三菱、南昌洋行に委託販賣させてゐたが、石炭需要の増掘計畫と共に東京に撫順炭販賣株式會社を新設して前記輸出炭を取扱はせ更に販路を擴張させてゐる。撫順炭販賣株式會社は資本金參百萬圓の半額拂込である。

**市街經營と附帶事業** 撫順炭礦の開発と共に同炭礦の附帶事業として一大市街を建設し、之に電氣鐵道を敷設し、水道、瓦斯、電燈、電話等諸般の施設を行ひ、外に副業として發電工場、硫酸工場、散炭工場等を經營し、以て炭價の低減を圖つてゐる。

**油母頁岩** 本工業は撫順炭礦の炭層上部の約四百五十呎の油母頁岩層内に埋藏せられてゐる無慮五十億噸餘の油母頁岩を利用し、採油事業を企圖するものであつて、先づ以て露天掘に伴ふ約五億噸の同岩から採油を始めやうとするものである。

本岩の工業的價値に就いては明治四十年來當會社の大いに研究を重ねたものであつて曩に中央試験所で研究調査したところに依れば、充分な工業的安全率を見込んで之を工業的に實施作業しても採算の見込ありとの結論を得たのであるが、會社は更に地下採掘に依る原料で果して經濟的に操業し得るや否やを調査させる爲に頁岩五百噸を蘇格蘭に送付し、同時に社員を派遣して充分に學術的調査及海外に於ける實地工業的企劃に就き調査させたが採算の方法が付いたので一日四千噸乾留工場建設の計畫が立てられた。今右に依る諸製品及其の生産豫想年額を擧ぐれば先づ次の様である。

重 油	約六萬九千八百噸	粗パラフィン	約九千四百噸	廢炭	約四千九百噸
硫 安	約一萬八千二百噸				

撫順炭礦露天掘擴張計畫に伴ひ、現在市街地は他に移轉するの必要を生じ、會社は市民側と折衝の結果大正十二年一月四日之が買収を了し、一方會社は礦區中央部の北端で炭層を全く離れた永安臺に新設市街地を選定し、十二年度から水道道路等の施設工事に著手した。



## 鞍山製鐵所

鞍山鐵礦區の存在する事は明治四十二年會社地質研究所員に依り發見せられたのであるが、大正四年五月、日支條約關係公文に依り鑛山採掘が出来るやうになつたので、大正五年三月、日支合辦鞍山鐵礦振興無限公司を設立し、鑛石及石灰石は同公司から供給するの契約の下に滿鐵本線鞍山驛と立山驛との中間に一大製鐵工場を經營し、將來一箇年銑鐵百萬噸（製品八十萬噸）を製出するの計畫に基き、差當り大正八年四月二十九日鑄鐵爐一基に火入れを爲し、五月一日初めて出銑を見た。作業開始後今日に至る迄六箇年餘、其の建設投資額約四千萬圓で、現在設備の主要を擧ぐれば用地約二百萬坪鑄鐵爐二基、骸炭爐四基、其他工場に必要な水道設備、動力設備を完備してゐる。然し開設以來鑄鐵爐は其の一基のみを操業し、現在一箇年生産量約七萬噸乃至八萬噸に過ぎない。斯うして生産量を制限したのは全く次に述べやうとする貧鐵處理の問題が未解決であつた爲である。鞍山一帶の鑛區は鑛量に於ては他に比類少ない程豊富であるけれども、其の含鐵分は大抵三十五乃至四十%の貧鐵で、此の儘之を使用する時は鑄鐵作業をなすに多量の燃料を要し、出銑量は少く従つて生産量が高價なので作業も亦甚だしい困難を來すのである。そこで現在では各鑛區中に少量散在してゐる比較的含鐵分の高い鑛石を選択採集し、平均五十二%内外の鑛石を使用したけれども、其の量は既に幾何もなく鑄鐵爐一基を操業しても尙三年以上を持続する事は困難なので、茲に製鐵所は大正九年以來之が貧鐵處理の研究に力を致し、遂に世界に誇り得べき還元焙燒法及磁力選鐵法を發見し、經濟的に操業することの可能なるを確認したので、大正十三年度から十四年度に至る二箇年の繼續事業として現在鑄鐵爐二

基に必要な銑鐵を生産すべき選鐵工場を建設した。銑鐵生産額は一箇年約二十萬噸内外である。

昭和二年度では銑鐵年産額二十萬噸を超えた。目下は更に鑄鐵爐の増設と改造を計畫中で年額四十萬噸の出銑を得んとするものである。本製鐵所は近く滿鐵より分離する豫定である。鞍山一帶の鑛區は十一鑛區で、總面積約四百萬坪、製鐵所を中心に半徑約九哩を以て東北から西南に向け半圓形内に點在し、埋藏量は實に三億噸を産する。

市街經營 製鐵所諸施設の進捗と共に會社は従事員の住宅を中心とする市街地の計畫を樹て用地内市街地區の内四十萬坪に地區割を定め、之に道路、水道、下水の諸設備を施行し、一般に宅地を貸付けて家屋の建築を許し、小學校、醫院、簡易圖書館等諸般の公共施設を爲し、大正九年五月から製鐵所で製出の瓦斯を市街に供給してゐる。更に同市街地の電燈、電力は營口水道電氣株式會社の經營に係るも、之に要する電力は全部製鐵所發電所から供給してゐる。

## 第五節 電氣

會社は大連、奉天、長春、安東、旅順、鞍山で電氣事業を經營したが（撫順は炭礦、鞍山は製鐵所で經營してゐる）。

大正十五年五月二十日大連、奉天、長春、安東に於る電氣事業を獨立企業に變更し南滿洲電氣株式會社と號すの件認可となり同會社は六月一日より其營業を開始した。大連市内の電車も明治四十二年九月より滿鐵の營業に係るものであつたが電氣會社に附帶して滿鐵より分離した。昭和二年度收入約三百六十六萬八千圓弱、電車收入百六萬二千圓弱。



第六節 旅 館

會社は鐵道交通の便益を思ひ、沿線主要地に「ヤマトホテル」の名稱の下に旅館業を經營する事とし、即ち明治四十年八月大連、同四十一年三月旅順、同四十三年十月奉天、同四十一年十月長春の各地に營業を開始し、其の他内外の避暑客を招致しやうとして明治四十三年八月大連郊外の風光明媚な星ヶ浦海岸にホテル及貸別荘を開設し、貸別荘は目下洋風のもの二十三棟、和風のもの三棟、中國風のものが一棟ある。又大正七年六月から旅順黄金臺の官有貸別荘の經營を引受けた。「ホテル」の設備は何れも完備を圖り、殊に大連ヤマトホテルは近世「ルネッサンス」式で、建坪六百六十坪、客室百十五を有せる宏大なる建築であつて、大正三年新築落成したもので、設備、調度洵に善美を盡したものである。但前記旅館業は昭和三年四月から南滿洲旅館株式會社の經營に移した。

第七節 地方事業

明治四十年會社の初めて地方經營に著手した時は、鐵道沿線各地には居留民會といふのがあつたので、會社は一時の便法として之を地方機關としたけれども、同年十月全く之を廢して、鞍山、奉天、長春、安東の四箇所地方事務所を置き、各其の下に地方區を配し以て各地の行政を管掌させ、此の他沙河河口では工場で、撫順では炭礦庶務課に於て地方經營の任に當らせた。然し大正十四年四月從來の地方區を地方事務所に改め、各管轄區域を行政する事となつた。

地方經營に要する費用に關しては、附屬地内公共事業の施設に屬するものは總て會社の負擔とし、經常費は居住者の納付する公費を以て之に充て、其の不足部分は會社から補給することとした。而し

公費に戸數割雜種  
劇の二種がある。  
昭和二年度公費歳  
出入年度表(圓)

歳出	五七、五一八
事務費	五七、五一八
土木費	六〇九、二〇八
教育費	一、四七三、二四一
衛生費	五一四、五二八

警備費  
其他

計	一、〇六〇、五三三
三、九四一、五〇〇	
歳入	八六八、六〇三
補給金	二、七四二、〇一四
其他	三三〇、八八三
計	三、九四一、五〇〇

會社所屬の土地の  
中附屬地は  
八七、二二四、九  
八〇坪  
即ち一八方里六九  
雜種割は藝妓、酌  
婦、舞妓、仲居、  
幫間、中國婦人俳  
優、馬車(乗用)驪  
引小車(乗用)轎  
車人力車(乗用)自  
轉車、自働車、乘  
馬、荷車遊戯場、  
演劇、興行、屠畜、

て戸數割の賦課は附屬地の發展及居住者資力の狀況に鑑み現在其の課率を甲、乙、丙の三様とし、各地共其の一に依り、納付者の資力収入等を參酌して賦課してゐる。一戸平均負擔年額は七圓六十錢強である。

地方事業として會社の經營してゐるものは、土地、建物、市街經營、教育、衛生、警備、産業及試験所に關するもので、其の概要を記せば次の様である。

**土地及建物** 昭和二年度末に於ける會社所屬の土地は合計一億七百五十萬坪に達してゐる。此の中には官用地として使用されるものもあれば、會社が直接に社用地(停車場及事務所用地、線路、工場用地及工業用地等)として使用するものもある。或は市街地、宅地若くは耕地として有料で個人に貸付けたものなどもあつて、昭和二年度末の土地貸付面積は千七百八十七萬八千坪に達してゐる。又會社所有の建物は昭和二年度末に於て約一萬七千六百棟に及び社用並諸官衙等特殊の用途に充つるものを除く外、有料で貸付くるの方針で現在八百餘棟、三萬千坪の貸付家屋がある。

**市街經營** 會社の地方經營は業務開始の最先に於て附屬地の繁榮と人口の扶殖とを劃して充つ樞要の地たる長春、鐵嶺、奉天、遼陽、其の他に市街地としての諸施設を整備すべく、上下水道、公園、市場、屠獸場、墓地及火葬場其他學校、醫院等を設け、今や附屬地の戸數は約五萬七千二百、人口約三十一萬六千人を算し、逐年内容外觀共に充實されつゝある。

**教育施設** 會社は沿線の各須要地に二十九箇所の小學校を設置し、日本人兒童を教育し、且中間驛の附屬地から小學校に通學する者に對しては、無料で汽車通學の便を與へ、或は兒童寄宿舎を設け努



種豆先物取引、錢鈔先物取引、遊興、貸家に對して之れを賦課す。

めて兒童就學の便を圖つてゐる。會社は又瓦房店其他十箇所に公學堂を設けて支那人兒童を教育し鐵嶺には日語學堂を設けて支那人に日本語を教授し尙、大正六年から支那人に中等教育を施すの目的を以て、奉天南滿中學堂を設置した。更に邦人中等教育の爲めに中學校を奉天、鞍山、撫順及安東に高等女學校を奉天、撫順、長春及安東に、商業學校を長春、營口及遼陽に、(營口及遼陽は支那人)工業學校を大連に設立した。又高等教育機關としては奉天に醫科大學、南滿洲教育專門學校がある。大連には工業專門學校が設けられてゐる。其他幼稚園、實業補習學校、家政女學校を各地小學校に附設してゐる外、撫順には鑛山學校、公主嶺、熊岳城には農業學校を設けてゐる。社會教育機關として大連其他に圖書館二十二館を設置してゐる。殊に大連圖書館の如きは規模宏大で資料の豊富なることは、洵に中外に誇り得るものである。

**衛生施設** 衛生施設の完備と衛生思想の普及とは會社の最も焦慮する所で、諸般の設備は愈々遺憾なきを期してゐるが、殊に醫院に於て其の設備の整頓してゐる事は支那全國に冠たるものである。現在醫院の所在地は大連、瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、本溪湖、長春、安東、撫順及吉林の十六箇所で、大連、沙河、西營口、奉天城内、長春城内の五箇所に分院を設け一般住民の診療に従事してゐる。就中沙河同壽醫院、西營口、奉天城内、長春城内分院は善隣國民に我醫術の恩澤を普及させやうとして設けたものである。其他附屬地内で醫院の設けない熊岳城外五箇所、附屬地外には新民府外七箇所に公醫を配置してゐる。尙將來必要に應じ漸次之を配置する事としてある。

就中大連醫院は内科、外科、眼科、産婦人科、小兒科、皮膚科、耳鼻咽喉科、齒科、口腔科等各科を網羅してゐる外、研究部(病理、細菌醫化學)及一般治療部を備へてゐて東洋一の稱があるが昭和四年四月會社より分離し、土地建物の無償貸附補助金交付等會社よりの保護の下に獨立經營することとなつた。

**警備施設** 附屬地警備に關するものは消防及警戒の業務で、消防は沿線各地に消防隊を設け、警戒は巡視又は夜警を配置し、民政部、警察署、守備隊、憲兵隊と氣脈を通じ、又樞要の地に請願巡查を配置し、賊難、火災、其の他の危害防止に努めたけれども、警備機關統一の目的を以て請願巡查は大正十年度限り之を廢止した。

**産業施設** 滿蒙開發の要義は、農、牧、林業の改良増殖を計り、商工業の殷盛發達を期するにある會社は夙に之等の研究調査を進め各地に試験場を設けて各種試験鑑定を爲し、且つ其の成績を廣く一般に知らせて、傍ら良好な種苗、樹苗及種畜を育成配布し、優良品種の普及を圖る等鋭意之が施設に努力した。今之等施設の種類を示せば左のやうである。

**農事試験場** 公主嶺に本場、熊岳城に分場がある。公主嶺本場は専ら畜産、農藝、化學、病理、昆蟲科並種藝に關する試験及調査研究を行ひ、熊岳城分場は園藝、種藝、林産、養蠶の四科を置く

**農事試作場** 鄭家屯及海龍の二箇所で、一つは東蒙古、就中鄭家屯方面に於ける農作物、家畜、植樹に關し、一つは柳河縣、海龍縣地方の大豆、其の他の農産物に關する改良施設及一般農業經營に關する模範を示す目的を以て設立した。



湯崗子「アルカリ」試験地 アルカリ土壤に適する作物の種類、肥料の影響、天然洗滌による土地休閑状態等の試験。

煙草試作場 滿洲に於ける煙草作の改良發達に資する爲め、鳳凰城及得利寺に開設したが、其の成績は頗る良好であつたので、米國種試験に重きを置いた鳳凰城試作場は、東亞煙草會社の希望を入れて大正八年度から其の設備一切を貸與し經營を繼承させた。

其の他原種圃二箇所、採種田一箇所、苗圃十五箇所、種羊場一箇所、委託試験地十一箇所及獸疫研究所等である。

商工施設 會社は滿蒙に於ける企業の勃興に就ては特に意を用ひ、事業の性質及び必要によつては保護助長に努力してゐる。即ち企業家に對し低利資金を融通し、又は補助金を與へ或は目論見に對する本社の意見を披瀝する等、極力事業の助長を計ると共に其の經營に對しては必要の監督を怠らない又滿蒙の商工業に關し時々具體的調査を發表して商工業者の參考に資し、尙其の質疑に應答し、事業の紹介等に力を致してゐる。

地質調査所 地質調査所の事業は當初撫順炭礦の開發に資する爲め同炭田の地質調査を主とし、明治四十年四月事務所を撫順炭礦に置いたが後大連に移し、一般的に南滿洲の組織的地質調査を行ふこととした。而して從來の事業中主なるものは鞍山外七鐵礦の發見、蓋平及海城兩縣下に於て菱苦土礦の發見、加里長石産地の發見、各地炭田の地質調査及地形測量等で、此の他炭坑、隧道、溫泉、水源鑿井、其の他各方面の應用地質、窯業、冶金、機械、土木等に要する諸原料の調査を爲し、滿洲開發

の資料に供してゐる。

中央試験所 中央試験所は明治四十一年七月關東都督府の設立に係り、滿洲に於ける天與の富源を開發し、將來事業計畫の基礎を學術的研究と其の結果の實行とに因り確立せなければならぬとして主に殖産工業及衛生に關する試験を施行する機關であつたが、明治四十三年五月會社が之を繼續するやうになつた、爾來會社は漸次之を擴張し、其の組織を變革して大正六年十月、庶務、分析、應用化學、製絲、窯業、醸造、衛生、電氣、化學の八科を設け、益々學術的研究を進むると共に、一般の分析、試験及鑑定に依り、汎く企業者の計畫を確立するの便宜を圖り、以て滿洲に於ける工業及衛生上の改良進歩に努力してゐるのである。而して研究の結果工業として成立の見込あるものは、工場作業採算的の基礎調査を爲さうとして試験工場を設立し、明治四十三年四月以降大正六年十一月に互つて既に實施したものを擧ぐれば、製絲工場、陶磁器工場、耐火煉瓦工場、高粱酒釀造工場、染織工場、豆油製造工場、脂肪酸工場、硝子製造試験工場「リグノイド」製造試験工場等である。上記の内豆油製造工場及脂肪酸工場は大體所期の試験を終つたので之が經營を他に譲り渡し、そうして抽出式豆油、豆粕の製造作業及脂肪酸「グリセリン」製造事業の經營に一段落を告げた。又製絲工場は大正六年十月其の組織を改正した際、工場的試験は擧げて之を他の經營に委託し、「リグノイド」試験工場も豫期の試験を了つたので、是れ又大正七年九月他の經營に移した。尙之等試験工場の中最近會社組織によつて獨立の營利事業となつたものに、大連窯業株式會社及昌光硝子株式會社の二がある。其の他研究の結果新に企畫したものに硬化油製造、「サルバルサン」製造、加里鹽類製造等の事業がある



殊に特筆すべきは當所に於て研究した結果發明したものの内特許權を得たるものは左のやうなものである。

特許番號	名 稱	
二八六二號	高粱酒より乳酸石灰を製造する方法	大正四、一、一九
三二七七三號	モンド瓦斯「タール」を利用せる新消臭劑	同 七、六、三
三三六九七號	酢酸處理法	同 八、一、二一
三四五九三號	高粱酒釀造用として高粱酒蒸餾粕を利用する方法	同 八、六、二八

然るに大正九年六月職制に變更があつたので從來の各課を廢止し、新に試験課並研究課の二課を置き、試験課は諸般の分析試験、分析、檢定及鑑定に關する事項を掌理し、研究課は工業に關する理化學的研究及調査の事項を掌理することとなり、是等の二課に依つて中央試験所の使命に努力してゐる

### 第八節 受託經營事業

**吉長鐵道** 從來會社と重要な關係にある支那國有吉長鐵道は更に借款契約を改訂し、會社に於て其の經營を引受くることとなり、大正六年十二月三十一日を以て諸般の引繼を了し、大正七年一月一日から其の業務を開始した。會社は運輸主任工務主任及會計主任各一名を社員から推し、其の他五十名の社員を派し、他は總て在來の支那人を使用し經營してゐる。委託經營期間は三十年で滿鐵會社は營業純益の二割を經營の報酬として收得する。

### 第二十八回決算報告

(昭和三年四月一日)  
(昭和四年三月卅一日)

貸借對照表  
資本金 金四億四千萬元也

科目	金額
拂込未済株金	五、八四〇、〇〇〇
事業費	六、七五二、三三二
貯藏品	五、三三六、〇七六
有價證券	八、九一七、七七一
現金	五、六四二、五七七
預金	一、六八五、五〇〇
貸借	六、二九三、七六六
他店貸借	四、〇〇〇、〇〇〇
證券貸借	六、六六七、〇〇〇
受取手形	五、七五七、七六六
爲替勘定	六、五九、六九六
未收金	三、四六三、七九六
未決算勘定	五、三六五、五六六
未決算勘定	二、七〇八、四四七
未決算勘定	九、四三三、九〇〇
社債差額	三、三九〇、九四二
合計	一、〇五七、五三〇
負債ノ部	一、〇五七、五三〇
株	四、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
特別積立金	一、五〇〇、〇〇〇

## 第三章 經 理

### 第一節 營業收支表

○營業收支事業別 (昭和二年度)

種 別	收 入	支 出	損 益	百分比
鐵 道	一、一三、二四四	四五、二三六	六八、〇〇八	收 四九
港 灣	一〇、二七六	九、三〇六	九七〇	四 五
鐵 業	八二、七八七	七三、〇三九	九、七四八	三六 三八
製 鐵	九、二三三	九、三八一	一五八	四 五
旅 館	一、〇〇一	一、二六五	二六四	一 一
地 方	六、〇九八	一九、一〇四	損 一三、〇〇六	三 一〇
總 體	一、	一一、四八三	損 一一、四八三	一 六
收 入 利 息	五、四四六	一六、六三二	損 一六、六三二	二 九
社 債 利 息	一、	三、九三六	損 三、九三六	一 一
支 拂 雜 利 息	一、	二、八三九	損 二、八三九	一 一
雜 損 益	二、四八三	二、〇六四	損 四一九九	一 一
社債差額填補金	一、	二、〇六四	損 二、〇六四	一 一
計	一三三〇、五五九	一九四、二八四	三六、二七四	一〇〇 一〇〇



社員退積立金	四,五〇〇,〇〇〇
社債	三,七六七,〇〇〇
他店貸借	九三,一九一
證券貸借	五,四八〇,〇〇〇
保 證 金	三,八八九,九〇七
支拂手形	三,九六〇,〇〇〇
爲替勘定	七,五九九,六
社員貯金	八,五〇八,九三三
社員身元保證金	三,七九九,〇三三
共濟勘定	四,四四四,七三
未 拂 金	二,四七三,三三三
未償還社債金	一,五五〇,〇〇〇
假 受 金	二,五六三,三二一
前年度繰越金	九四六,三三三
本年度利益金	四,五五五,八六三
合 計	一,〇〇〇,〇〇〇

○營業收支累年比較

年 度	總 額	收 入	支 出	損 益
明治四十年		二,二五四,三	一〇,五二七	二,〇一七
四十二年		一七,六一六	一五,五〇二	二,一一四
四十四年		二四,七七八	一七,三四二	五,七七二
四十四年		二八,一五五	二四,四八八	三,六六七
大正元年		三三,五四六	二八,六一〇	四,九二六
二年		四二,四一七	三五,二五〇	七,一六七
三年		四四,六七一	三七,一三〇	七,五四一
四年		四三,七八六	三五,七〇六	八,〇八〇
五年		五二,四〇二	四二,二九五	一〇,一〇八
六年		六九,四二九	五四,五〇四	一四,九二六
七年		九六,二五八	七四,〇六五	二二,一九三
八年		一五三,一三三	一二八,七五八	二四,三七五
九年		一七四,七三八	一四七,三四六	二七,三九二
十年		一四七,一〇一	一五,七一四	三一,三八六
十一年		一六九,九五七	一三四,八七六	三五,〇八〇

圓五十一錢	內
金二百十三萬圓也	法定積立金
金千五百五十九萬九千二百六十八圓也	政府配當金
	(年五分三厘ノ割)
金八百四十九萬四百十圓九十四錢也	政府以外株主配當金
	(年六分ノ割)
金七百七萬五千三百四十二圓四十六錢也	同 上第二配當金
	(年五分ノ割)
金千萬圓也	特別積立金
金二百萬圓也	社員退職給與積立金
金六十五萬圓也	役員賞與並交際費
金千九萬四千九百九十五圓十一錢也	前年度繰越金

年 度	總 額	收 入	支 出	損 益
十二年		一八五,六九八	一五〇,九〇三	三四,七九六
十三年		一九四,一八二	一五九,六二九	三四,五五三
十四年		二〇一,五九八	一六六,七三三	三四,八六五
昭和一年		二二五,六一五	一八一,四五七	三四,一五八
二年		二三〇,五五九	一九四,二八四	三四,二七四

第二節 社業の現況 (昭和三年度)

此に昭和四年六月二十日東京、鐵道協會に於る滿鐵第廿八回定時株主總會に於る山本社長の演説を掲げる。本書各編に於る記載事項と重複せる點もあるが、社業の現況を通觀するに便宜なりと信ずる猶、既述の數字にして本節と差違ありとするならば本節の數字によつて訂正されるべきものである。

第二十八回定時株主總會社長演説

本年度の營業收入は二億四千四十二萬圓で前年度に比し九百八十六萬圓の増收であります支出は一億九千七百八十七萬圓で前年度に比し三百五十九萬圓を増加し差引四千二百五十五萬圓の純益を計上致しました之を前年度に比較するときは六百二十七萬圓の増加であります而して此の純益金以外に二千三百六十八萬圓を資産償却及除却に充當致しましたので之を合計すれば總益金は六千六百二十三萬圓となるのであります此の内より株主配當金二千七百萬圓を差引き殘餘の三千八百五十萬圓は積立金其の他所謂社内保留金となり又會社の積立金は本期に於て法定及特別積立金を合計して一億七千五百萬圓に達するのであります。



各種事業に對する収入支出の内譯は別紙計算書記載の通でありまして今其の主要なるものを述べますと鐵道の總益金は七千四百二十八萬圓で前年度に比較して六百二十七萬圓の増加を示して居ります之は滿蒙の自然的發展に伴ふ農産物の増産及乗客殊に移民の増加又社内事業の擴張特に石炭の輸送數量増加に基く運賃収入が増加した爲であります。

港灣勘定に於きましては二百四十六萬圓の益金となり前年度より百四十九萬圓を増加しましたが之は大連港に於ける輸出入貨物の増加に伴ふ自然增收約五十萬圓並に經費の節約百萬圓が其の内容であります。

次に業礦即ち炭礦經營の總益金は一千六十萬圓でありまして前年度に比較して百八十五萬圓の増加を示して居ります此の益金の増加は採炭量が約三十萬噸増加致しましたのと生産費低減の結果であります。

製鐵事業は鞍山製鐵所創立以來年々損失を示して居りましたが本年度に於て珍しく初めて百二十一萬圓の益金を擧ぐるを得たのであります其の理由は石炭原價、鐵道運賃等、内部的計算の基礎を改めました爲であると同時に諸般施設の改良、従業員の熟達、經費の節約等に依り著く其の生産費を低下したのに因るものであります。

總體費は前年度に比較して三百四十九萬圓の支出増加となつたのであります之は殆ど全部臨時的のもので經常費の増加ではありません即ち其の主なるものは重役及社員退職手當、臨時賞與、税金等でありまして一般經常費は反つて僅少ながら節約したのであります。

雜損益の項目に於て前年度に比し六十八萬圓の収入減少は前年度は第五回株式十萬株を募集し此の額面超過額百七萬圓の臨時収入がありましたけれども本年度は公債賣却の差益三十八萬圓以外別に臨時の収入がなかつたのに因るのであります。

#### 社 債

本營業年度内に於て(二十八回三年六月二十日)二回に亘り七千萬圓の社債を發行致しましたが何れも期限は十箇年利率五分五厘でありまして其の内五千五百萬圓は七分利附の社債借替に充當し千五百萬圓は事業資金として預金してあります一昨年以來一億二千萬圓の社債を募集しまして高率の社債を借替致しましたが其の借替に依りて年々二百四十萬圓の利息を節約することになります。

#### 株 金 拂 込

本年度に於て會社は第一新株八十萬株に對し各二十五圓、第二新株六十萬株に對し各二十圓、總金額三千二百萬圓の拂込を完了しました。

財産償却及除却計算方法に付ては前年度に於て會社全體の資産に對し根本的整理を執行すると同時に新に合理的なる規定を設けて年度決算の成績如何に拘らず此の規定を嚴守することとし本年度より實行致して居ります従て會社の資産状態は極めて堅實にして其の評價額は概ね時價に比較して低位にありますから安全價格と確認することを得るものと信じます。

要之當會社の營業は主たる業務の鐵道、鑛業を始とし各種の事業を通じて大體順調なる發展と之に伴ふ成績を收めつゝあるのであります収益の漸進及資産状態共に益々堅實を加へ年と共に彌々健全



なる發達の途にあることは諸君と共に慶賀に堪へない次第であります。

次に**會社内部の組織變更**に付御報告を致します。元來滿鐵會社の組織は御承知の通鐵道、鑛山を首め各種の事業を經營すると同時に鐵道附屬地に於ける行政事務を管掌し多數の學校、病院其の他種々な公共施設を經營して居るのであります。從て之等各種機關を完全に統率し遺憾なく業務の整頓敏活を圖ることは中々容易でないであります。而して近時歐米及日本にても此の種大會社が等しく實行して居る業務分離の組織は此の如き場合に處する唯一最善の方法であると信じまして就任以來此の方針の許に著々實行致して居りましたが其の結果は未だ全く豫期の通には参りませんが大體良好であります。而して本年度に於て東亞經濟調查局及大連醫院を財團法人組織とし奉天醫科大學及醫院を獨立會計に移し更に事業に於ては南滿住宅、大連農事、日本精蠟、日滿倉庫、南滿證券の諸株式會社及鞍山製鐵所を各獨立會社たらしむる方針で夫々手續中でありまして其の内の大部分は已に設立を了しました。

**三年度支出の事業費の概要**は鐵道に於ては複線工事、線路改良及車輛等に約千七百三十七萬圓、港灣に於ては甘井子石炭積出設備其の他に六百八十六萬圓、鑛山に於ては露天掘の設備其の他に六百八萬圓、製油工場新設費の内に四百七十八萬圓、製鐵所に於ては五百噸熔鑛爐新設其の他の改良に百三十三萬圓地方施設に於ては學校、醫院、公共施設等に四百四十七萬圓、雜施設としては事務所、社宅其の他に四百九萬圓を支出しまして其の總計は四千五百二十四萬圓になります。

以上は三年度の決算に對する大體の説明であります。私は此の機會に於て**會社の事業計畫及其の實**

行の經過に關して御報告を申上げ且御了解を得たいと存じます。

會社の營業方針に對しては昨年の總會に於て申上げました通り既定の營業以外吾々は我が勢力の範圍内に於て出来るだけ**滿蒙の資源を開發し其の原料の供給と之を加工すること**に依り我國國家經濟に貢獻し同時に會社の利益を増進することを以て根本主義としたのであります。

顧ふに我經濟界の近狀は實に萎靡不振の極に達して居るのであります。其の根本原因が連年約一億五千萬圓の國際貸借の缺陷に基くものであり此の缺陷を補充することが出来なければ昨今喧しく論議されてゐる金解禁問題も問題其のものゝ可否は別として根本的に其の憂を除き我經濟界の安定を期することが出来ないのを見て吾々の計畫の實行が更に大に急を要することを緊切に痛感するのであります。我國に乏しき工業原料にして滿洲には極めて豊富低廉なる資料が澤山あるのであります。之を選択利用して有利なる産業を計畫することは經濟國策遂行の第一義たるは更めて云ふまでもないことでありませう。會社は此の主旨に於て**第一製鐵、第二燃油、第三化學肥料製造の計畫**を致したのであります。滿洲には從來調査された所に依りまして鐵鑛及石炭各極て多量の埋藏がありまして而も其の生産費は歐米製鐵國の夫れと比較して大體に於て廉價に當るのであります。現に鞍山製鐵所の成績は其の例を語るものであつて即ち創業以來年々二千三百萬圓の損失を示して居りましたが一昨年諸般の改革を斷行しました結果二年度は損失十六萬圓に止まり三年度は一轉して百二十萬圓の利益を上ぐるに至りまして二年前の生産費に對しては鉄鐵一噸に付十圓以上の低下を示し今日の原價は世界的標準以下になつたのであります。



同所に於ては現在の二十萬噸の製造力を三十萬噸に増産する計畫を立て五百噸の熔鑪を新設致しまして此の八月には完成する豫定であります此の鞍山擴張計畫を別とし會社は今回更に五十萬噸の鉄鋼一貫工場の計畫を立て今専ら其の建設の準備に従事して居ります之が完成致しますれば彼此八九十萬噸の製鐵を爲し得る計畫でありまして我鐵國策に多大の貢獻を爲し得るのであります。

窒素肥料は製鐵業に附隨したる事業でありまして世界何れの大製鐵所に於ても其の設備を持て居るのであります當社も之に倣ひまして其の設備を致す計畫を立て最近已に獨逸の專賣權を買収致しました之に依て二十萬噸乃至三十萬噸の硫酸を製造する豫定であります。

油に關しては第一期計畫として「オイルシェール」を採油する計畫を立てまして撫順に於ける設備は本年十月完成の筈であります之に依て重油五萬五千噸、「パラフィン」八千噸を製造するのであります第二期計畫としては第一期設備の實驗に依り之を擴張すると同時に撫順炭より低溫乾餾の方法に依り重油の製造を爲す筈でありまして已に大規模の試驗に著手し此の結果は有望視されて居るのであります。

第三計畫は近時獨逸に於て發見されたる方法に依り石炭を全部液化する計畫であります此方法は學術的に既に成功し獨逸は現に經濟的工場の新設を爲しつゝあるのであります會社は是迄數回撫順炭を試驗の爲彼地に送りましたが其の炭質は液化には最適當であることが確められて居ります此の液化事業の具體的經濟化することは今日では單に時の問題なりと識者の間に定評のあることであります其の成功の一日も速ならむことを切望して居るのであります日本に於ける油の需要は驚くべき勢を以て

増進して居るのであります之に對する國內の産出は極て微弱である爲現在約一億圓の輸入を仰いで居るのでありますから以上述べました各種の方法に依り撫順炭礦に於て其の大部分を供給することが出来ましたならば國家の爲にも會社の爲にも極て重大なる福利を齎らす次第であります尙之等各種の計畫を樹つるに當りましては充分に經濟的採算的の調査を致しまして總て製品の販賣價格は金輸出解禁後の下落一割建設物及器械の償却は十五箇年内外純益約一割を基礎條件として居りますから此の點は御安心を願ひたいのであります其の他滿洲には日本に乏しき幾多の資源がありまして之が利用に關しては十分なる調査研究を致しまして著々具體的有利なる工業と爲すことに努力して居ります。

從來會社の經營して居りました一般事業に對しては各方面に於て整理擴張共に適宜の方法に依て實行して居ります即ち撫順炭礦は二年度三年度に於て各三十萬噸の増産を爲し昭和七年度に於て一千萬噸採掘の計畫を立案中でありまして

鐵道は年々約百哩の複線工事を續行し又從來の輕量「レール」を百「ポンド」に改良を爲し共に其の大部分は略完成して居ります。

鐵道營業を徹底し延いて日滿貿易を助成發達する爲には海陸を連絡する設備を要すること極めて必要であるので會社は其の傍系會社たる大連汽船會社をして昨年以來貨物船八隻を購入し又鐵、石炭の爲特殊の運搬船七隻を新造し其の大部分は既に就航して多大の便益を示しつゝあります又貨物集配設備として大連及營口に於ては特殊棧橋を建設し内地にては鶴見、大阪、名古屋に於て適當なる海岸地を買収或は借入の計畫中でありまして其の設備完成のときは日本と滿蒙との輸送幹線を一貫し荷繰の迅



速、經費の節約等に於て多大の便益を期するものであります以上、に於て大體會社の計畫しつゝある事業及方針現在の収益状態等に付略御承知下さいましたこと、存じます要するに會社は創立以後二十年を第一期とし、第二期の根本畫策を樹て其の實行に進まむとするものであります。内部の整理及組織の改良各種事業の進展に對し全社員を奨励し大に努力致して居る次第であります。此の際特に各位の御協力を切望して已まぬのであります。終に臨み三年度に於ける滿洲經濟界の概況を簡単に申し上げて各位の御参考に供したいと思ふのであります。

先づ滿洲經濟の根幹を成す農業は局部的には旱魃或は降雨に因り多少の損害が御座いましたが全體としては南北滿洲共に平年作で特産物の出廻も順調であり大豆の輸出數量は南滿三港及浦鹽の合計二百六十萬米噸に達し前年に比較して六十萬噸を増加致して居ります。大豆の産額は奥地の開墾に伴ひ益々増加するのであります。が歐羅巴に於ける大豆の需要は旺盛でありまして現在の状況より觀測して多々益辨するの感があります。

次に製造工業としては滿洲では油房工業が最大なるものであります。が唯一の市場たる日本に於ける豆粕の需要は化學肥料に押されて著く減退し最必要の盛なりし年の需要高一億五千萬噸に比べます。今日は其の半額にも達しません。従て滿洲に於ける油房工業は頗る萎微して前途の運命も悲觀するの已むを得ざる状況であります。

其の他の主たる工業としては従來經營し居れる二、三の紡績等がありますが近時大した盛衰はない様であります。

唯爰に吾々の最も注意すべきことは今回支那の關稅改正に因り滿洲の工業に今後如何なる變化があり而して如何なる影響が日本の貿易及工業に及ぼすかと言ふ點であります。が未だ之が爲に滿洲に於ては何等認むべき具體的計畫のあるを聞きません。滿洲三港の貿易状態は昭和三年度は輸出入合計六億一千萬兩で前年に比較し四千八百兩の増加で貿易の「バランス」は約八千二百萬兩の輸出超過であります。

滿洲の對外貿易に於ては日本が依然として最主要の位地に在ります。即ち日本の經濟的勢力が南方に對するに比し優勢なることを物語るものであり又輸出超過の連續して多額なるは滿洲の生産力及富の大なることを物語るもので之に伴ひ購買力増進の餘地あることを示すのであります。

昭和三年は滿洲に於て政治的に種々なる出來事があり南北妥協に因る易職問題、張作霖事件に續いて楊宇霆、常蔭槐の銃殺事件等があり又南方に於ては盛に排日の行動がありました。が滿洲は是等の事件に累せられず依然として平和と秩序とを維持しましたことは誠に幸福とする所であります。



# 附 録

- 一、調査課発行調査時報第八卷(昭和三年度)記事總目次
- 二、調査課刊行書目録

## 一、調査課発行調査時報第八卷(昭和三年度)記事總目次

記事項目の下に示せるは頁數で一頁より二二四六頁を次の十二冊に分ける。

一 月	一	一一四	七 月	一〇八五	一一三五
二 月	一一四	二八九	八 月	一三五二	一一三七
三 月	二九〇	五七二	九 月	一五三八	一一七〇
四 月	五七三	六九五	十 月	一七〇四	一一八五
五 月	六九六	八四一	十一月	一八六〇	一二〇一
六 月	八四二	一〇八四	十二月	二〇二二	一二四六

## 時 事

政治

廣東の共產暴動と南京政府の對露斷交……………一

蔣介石氏の復海を嚮る南支の政局……………八

山東軍不利を傳へらるゝ北支の戦局……………一九

第十五回共產黨大會……………二六

支那官憲の在滿鮮人壓迫問題に關する原因と  
之が對抗策並びに反動運動に就いての考察……………一七四

奉天派の軍政大會議と其の前後に於ける南北支那の情勢……………二二二

ソウエート聯邦に於ける反幹部派洗刑問題……………二四三

哈爾濱の土地交渉問題……………二四九

第四次中央執監全體會議と蔣氏の行藏……………三八〇



潘復内閣の改組と羅氏就任の経緯	四〇三	國民軍の京津奪取前後	一一一六
極東銀行を繞る奉露關係	四〇九	蔣、閻、馮、李四巨頭の大會議	一一三一
露支工業大學問題	四一一	國民政府の全國經濟會議と財政會議	一一四五
南京事件に關する日英米の交渉經過	五七三	濟南事件に絡む二三事象と我が國の強硬なる態度	一一六六
鮮人大會の解散と不逞鮮人團の分裂	五八五	國民政府の不平等條約廢棄に就て	一一七三
陽春と共に南北戦争の開幕	五九一	日支廢約問題と英米伊の對支態度の檢討	一一七三
元國務總理張紹曾の暗殺	五九八	南北妥協の頓挫するまで	一三七六
南滿に於ける反革命運動の暴露	六〇〇	紛糾と軋轢とに終始した全體會議	一三九八
と露獨通商條約締結交渉の決裂	六〇四	全體會議後に於ける國民政府の紛糾内訌	一五三八
露領極東の支那人排斥問題	六〇四	日支通商條約廢棄問題の其の後	一五五〇
最近に於ける南北戦局	六九六	關内直魯殘軍の窮鼠的討赤運動	一五六一
山東出兵と濟南事件	七〇二	呼倫貝爾問題	一五七三
邦人に對する最近北滿支那官憲の暴狀	七二二	大連市制撤廢の是否	一五八二
東三省に於ける軍費捻出策	七二六	五院の組織と其暗澹たる前途	一七〇四
最近に於ける在滿鮮人壓迫事情	七二九	南北妥協に絡む奉天派内部に於ける新舊軍閥の反目抗争	一七一八
戦局の展開と警備問題	八四二	日支交渉小手調べに入る	一七二五
張作霖氏と歸奉遺難と支那政局の動き	八五五	呼倫貝爾問題と蒙古王族會議	一七三六
中江鎮事件と朝鮮軍の越境討伐	八七五	鹽稅差押へ問題	一七三九
濟南事件以後に於ける支那南北の排日運動	八八一	其の後の排日運動	一七四一
噫々張作霖	一〇八五	濟南事件で紛糾を極めた日支の交渉	一八六〇
張作霖亡き後の東三省	一〇九五		

奉國共に其の解決に悩む熱河問題	一八七八	哈大洋の慘落と北滿經濟界	二一五三
第三次日支交渉遂に決裂	二〇一一	北滿に於ける燐寸會社設立問題	二一五七
危機を孕める南京政權	二〇二〇	大連實業更新會に就て	二一五八
鹽、關二稅に關する日支の主張と其の交渉經過	二〇三三	漢冶萍碼頭差押問題	二一六六
張煥相氏の鵬兔に絡まる北滿の政争	二〇三九	關東州鹽業の窮狀	二一六七
メリニコフ氏の哈總領事就任と露支關係	二〇四五	水豆の特別取扱	二一七〇
奉天軍の裁兵と改編	二〇四八	奉票五千元	二一七二

經 濟

滿洲輸入組合基礎案成る	三三一	奉天省討赤附加稅	二二七九
再び油房全休問題其他に就て	四二	南京政府の燐寸專賣	二二八〇
北京政府の奢侈稅問題	四七	最近に於ける支那海關問題	四一四
撫順炭課稅問題	五三	奉天に於ける附加稅徵收問題	四二五
錢信整理問題の解決	五五	奉天票の暴落と發行高特產並物價關係	四二六
奉票の暴落	六三	哈大洋の恢復策に就て	四三二
哈大洋の崩落	六六	奉取信託の手續料紛議	四三四
對露國交斷絶と對露取引との關係	六九	滿洲輸入組合設立準備着々進む	四三九
直隸票の兌換停止と其後の經過	七一	關東廳都市金融問題	四四〇
英米系銀行の滿洲進出に就て	七二	滿洲農事協會設立に就て	四五一
北滿に於ける電氣會社の競争	七四	日獨通商條約成立と滿洲大豆油	四五四
		大豆別格混保品大連取引所上場問題	六〇五
		長春取引所の高梁建値變更問題	六〇九



蒸返されたる大連港の航路問題	六一〇	氣迷へる奉天票	九二五
絶望に瀕せる關稅増徴問題	六一三	輸出關東州鹽の色相検査	一一七九
北京に於ける營業稅問題	六一六	電燈料の値下實施	一一八一
外米輸入制限令實施と滿洲米	六一八	船舶給水料金の値下請願問題	一一八五
創立初期に於ける大連實業更新會の成績	六二二	大連通過與地行銀の輸入増加	一一八六
哈大洋の維持策	六三三	官銀號筋の手持特産賣出動による大連市場の影響	一一九四
奉天票の近況	六二七	正隆銀行の定期預金利下	一一九六
鳳凰城黃煙組合問題	七三七	關東州阿片令と改正と阿片專賣局の設立	一一九七
鴨綠江河豆の課稅と安東油房の窮迫	七三九	張作霖の死去と張學良の對奉票策	一二九七
滿銀正隆の特別融資要望	七四一	支那全國反日大會と排日貨の形勢	一四一一
開設期にある滿洲輸入組合	七四二	在滿各取引所信託の上半期成績	一四三〇
大連取引所に於ける豆粕の場外取引問題	七四五	北滿に於ける青田取引とその現況	一四四四
時局と奉天票	七四七	鞍山製鐵所の銑鑛一貫作業計畫と内地製鐵鋼業	一四五二
哈大洋の維持策と長春に於ける貨幣交易所設置説	七五〇	内地炭礦業者の送炭制限と撫順炭	一四五六
鞍山製鐵所の擴張とオイルシール事業の開始	八九二	關東州稅制整理問題	一四五六
關東廳の工業用水料低減と大連電燈料値下問題	八九六	滿洲に於ける邦品見本市の改善建議	一四六〇
旅順養蠶組合設立に就て	九〇〇	奉天省長並に官銀總辦の交迭と奉天票	一四六五
最近支那時局の日滿經濟界に及ぼせる影響	九〇一	鞍山疏安事業態々認可さる	一五九二
四平街及安東取引所に於ける粟上場問題	九二二	鴨綠江材の特定運賃割戻限制問題	一五九三
大連中心航路二題	九二四	奉天票の整理難と哈大洋の近況	一五九六

滿洲輸入組合聯合會の創立	一六〇〇	滿洲商議聯合會定期會の決議事項	二〇六四
大連小賣物價調査に對する市及輸組兩當局の反響	一六一四	三等大豆混保制の實施と該品の取引所上場問題	二〇六八
滿洲經濟調査會の開催	一六一七	其後の市營卸賣市場問題	二〇七〇
大連自由通商協會生る	一六二一	奉天に於ける現大洋票に就きて	二〇七二
昭和三年度上半期に於ける關東州鹽業成績	一七四五	奉票の近況	二〇七五
米國の豆油關稅引上と滿洲の油房	一七五四		
安東炸蠶取引手数料問題	一七五五		
滿洲海產物貿易組合の成立	一七五六	ソウエー卜聯邦の外蒙古中央亞細亞及 び西比利亞に於ける新鐵道敷設計畫	七五
大連五品取引所の奉天票上場問題	一七五八	洮昂鐵道の東支鐵道橫斷解決	八一
北支航路の發表と海運協定	一七六〇	東支鐵道從業員折半問題	八二
滿洲農事協會成る	一八八四	大豆の特別混保問題	八四
北洋材の脅威を受くる安東材	一八八八	噂に上る東支鐵道の培養線計畫	二八〇
東三省政府の索倫山其他の大開鑿計畫	一八九〇	奉海滿鐵兩路の聯絡問題	四五五
露西亞の飢饉と北滿雜穀の買付	一八九三	東支鐵道建値變更問題	四六〇
國民政府の中央銀行設立	一八九三	浦鹽の滯留問題	四六二
大連中央卸賣市場の紛糾	一九〇〇	奉海滿鐵連絡協定の破棄と車輛流用問題	六三〇
長春華商の減稅運動	一九〇四	東鐵建値變更問題の其後	六三四
天津に於ける排日貨運動と商民	二〇五二	郵政の共同管理に就て	六三五
滿洲油房の窮狀と三泰油房の聯合會脫 退問題並東支鐵道運賃値下請願問題	二〇五五	奉海線問題の一段落	七五二
大連海運界近狀	二〇五九	東北無線電信所概況	七五四

交 通



奉天驛檢斤制度改正に伴ふ奉天荷馬車の罷業	七五七	鮮人壓迫問題	八八
奉天市政公所乗合自動車運轉廢止	九二七	邦人壓迫問題	九五
滿鮮連絡電話實施	九二九	最近勞働紛議一束	二八三
洗滌鐵道の延長工事愈々着手さる	一一〇二	最近勞働紛議一束	四六九
北京郵政總局の南京移轉と總辦の權限縮小問題	一一〇四	三月の勞働爭議	七五八
南滿鐵路問題	一一〇五	最近勞働爭議一束	七五八
東支鐵道の金留換算率協定破棄問題	一四六九	南京政府勞資爭議處理法を制定す	九三二
滿鐵烏鐵の輸送數量協定改訂問題	一四七三	最近に於ける滿洲の勞働界	一一〇八
吉會鐵道と其終端港問題	一四七五	北京に於ける工會組織運動	一四八五
齊古鐵道の工事現況	一四七九	七月に於ける勞働爭議	一五〇〇
海吉線概況	一四八三	北京に於ける工會解散問題	一六三一
南滿奉海兩路の連絡運輸實施近し	一六二四	八月の勞働界	一六三九
吉敦鐵道の開通	一六二五	九月に於ける勞働爭議	一七六八
咸鏡線の全通に就て	一六二七	十月に於ける滿洲の勞働界	一九三一
多獅島築港實現か?	一六二八	最近支那各地に於ける勞働問題	二〇七八
烏鐵の社債發行問題	一七六一		
吉會鐵道敷設に反對運動	一九〇五	資 料	
滿鐵、東支、烏鐵の運賃換算率協定並に輸送數量協定改訂問題	一九二六	過去十箇年間に於ける南滿洲勞働爭議統計	一〇四
		哈爾濱を中心とする北滿一帯に於ける輸出入貿易	一二七
		太連を中心として見た苦力の移動狀況	一四六

社 會

香港弗の過去と現在	一五七	昭和二年度に於ける關東州墾業情況	七九三
工廠條例	一六二	哈爾濱傳家甸交易所と哈大洋に就いて	八〇四
官產檢規則	一七一	プロフィンテルン第四回大會の開催	八一五
滿洲に於ける柞蠶の概況	二九九	江蘇省農工廳の工人儲蓄部設置命令	八三二
營口初期の對外貿易狀況	三二六	南京國民政府に於ける勞働行政機關の擴充	八三四
臺灣の肥料狀況	三三八	上海工會整理委員の成立	八三五
開瀾炭鐵の成績	三七〇	奉天救濟直魯難民總事務所設立	八三八
中華民國工藝同業公會規則	三七一	露領極東に於ける猶太共和國の建設運動	九五三
蒙古阿爾泰及新疆より西比利亞へ流る 、河川水路と本交通路による對露貿易	四八六	山東の鐵道鑛山及青島港に就て	九六一
昭和二年中に於ける大連經由滿洲出稼苦力	五二〇	東北航務局並に東北聯合航務局に就て	九八五
自大正十二年滿洲大豆、豆粕、豆油の輸出統計	五三七	二十年前に於ける北滿特產物輸出事情	一〇〇一
至昭和二年	五三三	一九二七年度ソヴェート、ロシア、内土河 川の水路輸送計畫と其實績並將來の發展策	一〇〇九
森林條例	五五三	ロシアの七時間勞働制採用準備と其困難	一〇三八
調解委員會通則	五五七	ソヴェート建設作業に於ける勞働條件に關する法令	一〇四三
銀價に就て	五六四	ソヴェート・メーデーの標語	一〇四九
山東省の滿洲出稼者事情	六五一	大連華商公會議會規定其他	一〇五三
奉天取引所に於ける錢鈔取引の現狀	六八四	東三省火柴聯合會設立と國際燐寸會社の滿洲侵出	一〇六二
廣信公司の發行紙幣に就て	六九〇	關東州及南滿洲鐵道附屬地金融組合令	一〇六八
東省特別區の地券下附規則	六九一	濟南事件の真相と其の交渉顛末	一一三四
支那各地に於ける不當課税	七七七	國民政府が新に制定した諸條令	一二四五
我國に對する鞍山原鐵供給問題	七八五		



自一月至五月大連經由山東直隸苦力移動統計	一二五八	黑龍江省の荒地掠奪開墾法	一九九九
昭和三年上半期に於ける營口貿易の盛況	一二八三	國民政府の縣組織法	二〇〇四
國有林發放章程	一二九一	奉海鐵路工程紀要譯文(其の二)	二二〇二
ビル・ピツジャン地方に就て	一二九八	過去數年間に於ける滿洲支那移民の定着力	二二二二
試辨東三省甘草專賣簡章	一三四三	國民政府並五院組織法	二二二六
本年第一回農產物作柄豫想	一三四六		
滿洲に於ける需要綿糸布の輸入狀況	一五一五	經 濟 統 計	
南京事件解決英支交換文書	一五二九	滿洲產業統計(其の一)第八卷・第四號	40
東北各省區臨時保安公約と東北臨時保安會組織大綱	一五三二	同 (其の二)第八卷・第五號	50
青田賣買禁止令	一五三五	同 (其の三)第八卷・第六號	56
昭和三年南滿洲に於ける山東直隸苦力移動數統計(其一)	一六五四	大連浦鹽輸入新麻袋數量比較對照表第八卷・第七號	61
奉天に於ける中國人生活必需品小賣	一六八八	昭和三年度東三省農產物收穫高豫想第八卷・第十號	50
相場を中心として觀たる物價の動き	一六九五	第三回東三省農產物收穫高豫想第八卷・第十二號	67
北滿洲に於ける燐寸工業	一七八一	滿鐵事業統計概表	各號
昭和三年南滿洲に於ける山東直隸苦力移動數統計(其二)	一八〇七	日滿經濟統計概數	各號
吉會鐵道の完成と東省經濟の關係	一八二六	◇新著圖書目錄	各號
工廠法草案に於ける純益金分配問題	一八四六	◇支那公報類索引目錄	各號
東三省交通委員會章程	一八四九	◇近著圖書雜誌重要記事索引	各號
國民政府の土地徵收法	一九四七	◇滿鐵各課近刊紹介	各號
奉海鐵路工程紀要譯文(其の一)	一九八二		
東支鐵道土地課の農業施設			

## 二、調査課刊行書目録

### 目 次

定期刊行物及統計書類	.....
法政關係	.....
1. 舊慣調査 2. 法制 3. 政治外交 4. 文化 5. 其他	.....
産業關係	.....
1. 一般 2. 農、林、牧、水産 3. 工、鑛業	.....
勞働關係	.....
商事關係	.....
1. 一般 2. 貿易 3. 稅關及關稅 4. 貨幣及金融機關 5. 取引所	.....
6. 財政及租稅 7. 海運	.....
交通地理關係	.....
1. 一般經濟調査 2. 鐵道其他陸運 3. 水運 4. 其他	.....
東支鐵道及露西亞關係	.....
1. 一般 2. 露文翻譯滿鐵調査資料 3. 露文翻譯勞農露國調査資料	.....
4. 勞農露國研究叢書 5. 露亞經濟調査叢書	.....
滿蒙全書	.....
地 圖	.....
漢譯調査資料	.....

雜

### 定期刊行物及統計書類

調查時報(大正八年以降)	.....	調查課資料係	月一回
統計年報	.....	調查課統計係	年一回
統計月報	.....	同	月一回
營業一斑	.....	同	年一回
滿鐵要覽	.....	同	同
南滿洲鐵道株式會社事業概況	.....	同	同
營業報告書	.....	同	年一回
北支那貿易年報(上、下二卷)	.....	調查課商事係	同
滿洲貿易詳細統計	.....	同	同
滿洲經濟統計月報(大正十三年九月初刊)	.....	同	月一回
滿洲金融統計詳細表	.....	同	年一回
滿洲經濟統計(昭和二年以降)	.....	同	同
農產物收穫高豫想(大正十二年以降)	.....	調查課產業係	年三回
法 政 關 係	.....		
一、舊慣調査	.....		
一般民地(上)	滿洲舊慣調査報	民地の意義、紅册地、	大 三、一〇
	告書前篇の内	三國、准民地、參考書	







支那回教徒の研究(滿鐵調査資料第二六編)……………大二三、二  
 對支文化事業に就て……………大二二、六  
 セレミアカーテン著 蒙古史(交渉資料第一九編)……………大六、六  
 察哈爾を中心とする(前篇)(滿鐵調査資料第三編)……………大二〇、六  
 漢蒙兩民族闘争史……………大四、九  
 南滿洲に於ける洋人經營の諸學校……………大五、七  
 マルリンス稿「ロックフェラー」及(交渉資料)……………大五、一〇  
 布教團體の支那に於ける醫學事業(第一六編)……………大五、一〇  
 支那に於ける外國人經營の教育施設(交渉資料第一七號)……………大四、五  
 蒙古語字音表及字音解(元交渉局第一課發行)……………大八、八  
 設置語散語漢文彙譯……………大八、八  
 米國に於ける醫學教育(調査資料第一輯)……………同  
 歐米人の支那研究(調査資料外)……………同  
 在支英米人の對日態度(調査資料第一輯)……………同  
 南洋に於ける支那人(パンフレット第二四號)……………大二五、六  
 滿洲舊蹟志(上編)……………大二二、二二  
 同(下編)……………大二五、二二  
 濟南舊蹟志……………昭二、四  
 支那に於ける家族制度(滿鐵調査資料第七三編)……………昭三、二  
 續滿洲舊蹟志……………昭四、二

産業關係

一、一 般

滿洲穀物解説(資料彙存第八號)……………大四、三  
 南滿洲各地方農産表(資料彙存第一一號)……………大四、一一  
 開墾と勢力の需給より見たる大(パンフレット)……………大二四、八  
 正二三年に於ける滿洲農産類(第一六號)……………同  
 滿洲の氣候と乾燥地農業(滿鐵調査資料第四八編)……………同  
 朝鮮に於ける獨逸人經營機械農場……………同  
 滿洲に於ける大豆(資料彙存第一號)……………明四三、一〇  
 滿洲特産物の出廻に就て(調査資料第一〇輯)……………大八、六  
 滿洲に於ける大豆(調査報告書第一卷)……………大二二、二  
 以外の油料子實……………大四、三  
 支那製茶貿易(資料彙存第八號)……………大二三、九  
 阿片の話(パンフレット第六號)……………大二二、二二  
 小麦及小麦粉の需給(滿鐵調査資料第五編)……………大二四、一  
 り見たる日本と滿洲……………大二四、一  
 滿洲粟に関する調査(調査報告書第二二卷)……………大七、六  
 滿洲高粱に関する調査(調査報告書第二六卷)……………大二五、七  
 間島に於ける水稻(調査資料第二五號)……………昭二、三  
 滿洲水田の話(パンフレット第二五號)……………昭二、三  
 商品としての滿洲米(パンフレット第三四號)……………昭二、三  
 滿洲包米に関する調査(パンフレット第三三號)……………昭二、三  
 大連安東兩港背後地に於ける榨蠶業(パンフレット第一一號)……………大九、四  
 吉林省東北部林業(調査報告書第七卷)……………大九、四  
 南滿洲吉林附近の森林並林業に就て(パンフレット第二八號)……………大二五、二二

滿洲に於ける産業組合(滿鐵調査資料第四〇編)……………大二四、二  
 支那に於ける米國の企業(滿鐵調査資料第八編)……………大一一、六  
 滿蒙に於ける各(第一輯)(調査報告書第一六卷)……………昭三、三  
 我國人口問題と滿蒙(滿鐵調査資料第七五號)……………昭三、三  
 滿蒙に於ける日本の投資状態(滿鐵調査資料第七六編)……………昭三、三  
 滿蒙に於ける露國の現勢力(滿鐵調査資料第七七編)……………昭三、三  
 殖邊運動の状況と其主旨……………昭二、五  
 滿蒙より何を期待すべきか(パンフレット第八號)……………昭二、五  
 吉林省産業の現状……………昭二、五  
 二、農、林、畜、水産  
 人口耕地及農産物(調査報告書第二卷)……………大八、四  
 り見たる滿蒙の大勢(調査報告書第九編)……………大八、四  
 黑龍江省の開墾(資料彙存第九編)……………明四三、一〇  
 南滿洲に於ける農法(資料彙存第一號)……………明四三、一〇  
 滿洲に於ける土地區劃法(資料彙存第一號)……………明四四、一〇  
 南滿洲に於ける農業概要(資料彙存第四號)……………明四四、一〇  
 蓋平縣龍岳城附(資料彙存第一一號)……………大四、一一  
 近農家中行事……………同  
 昌圖公主嶺長春地(資料彙存第一二號)……………大七、三  
 方農家中行事……………大八、一  
 東部内蒙古の農業經營に就て(資料彙存第二二號)……………大八、一  
 新邱附近に於ける土地種類(調査資料第五輯)……………大一一、七  
 滿洲農家の生産と消費(調査報告書第二三卷)……………大一一、七

我國に於ける木材(滿鐵調査資料第二四編)……………大二三、二二  
 の需給と滿洲材……………大四、六  
 支那産豚毛に就き(資料彙存第一〇號)……………大二二、三  
 滿洲に於ける支那鹽田及其習慣(資料彙存第一〇號)……………大二二、三  
 關東州の鹽業(滿鐵調査資料第一三編)……………大二五、四  
 同……………大二五、四  
 青島鹽と關東州鹽の今後(滿鐵調査資料第五七編)……………大二五、九  
 大正十四年關東州鹽業統計(滿鐵調査資料第五九編)……………大二三、六  
 最近に於ける關東州(パンフレット第三號)……………大二三、六  
 鹽販銷状態と將來……………大二四、六  
 旅順を漁港とする問題に就て(パンフレット第二五號)……………大二四、六  
 黃渤海の漁業(調査報告書第三卷)……………大二四、八  
 昭和元年關東州鹽業統計(滿鐵調査資料第七二編)……………昭三、一  
 昭和二年關東州鹽業統計(滿鐵調査資料第七八編)……………昭三、六  
 吉林省之林業(滿鐵調査資料第八〇編)……………昭三、七  
 滿洲粟の鮮内事情(滿鐵調査資料第八三編)……………昭三、九  
 臺灣の肥料状況(パンフレット第四三號)……………昭二、一  
 滿洲農業の特質と日滿農業の比較研究……………昭三、一〇  
 昭和三年度第二回東三省農産物收穫高豫想……………昭三、一二  
 昭和三年度第三回東三省農産物收穫高豫想……………昭三、一二  
 滿洲に於ける水産物の需給(滿鐵調査資料第八九編)……………昭四、一

一、工 礦 業



南滿洲工業事情(パンフレット第二九號)……………大五、一一  
 續南滿洲工業事情(パンフレット第四一號)……………昭三、二  
 本邦の工業と滿洲の原料(一)(パンフレット第五二號)昭三、六  
 本邦の工業と滿洲の原料(二)(パンフレット第五二號)昭三、一〇  
 米國の大豆と豆油(滿鐵調査資料第二九編)……………大二三、二  
 滿洲に於ける油房業(滿鐵調査資料第三編)……………大二三、三  
 各國に於ける植物性油(上卷)(滿鐵調査資料第六〇編)大二五、一一  
 同……………(下卷)(滿鐵調査資料第六五編)昭二、六  
 炸蠶糸及其他印度野蠶(滿鐵調査資料第七輯)……………大八、三  
 絲並に英、佛に於ける野蠶絲工業に就て……………大二四、八  
 滿洲に於ける炸蠶製絲業(滿鐵調査資料第一九編)……………大二五、三  
 滿洲に於ける紡績業(滿鐵調査資料第一八編)……………大二四、五  
 最近に於ける滿洲需給綿絲布と大連港……………大二二、一二  
 パルプ工業に關する調査(パンフレット第四號)……………大二三、八  
 滿洲に於ける燐寸工業(滿鐵調査資料第一七編)……………大二二、一〇  
 滿洲に於ける硝子工業(滿鐵調査資料第二〇編)……………大二二、一二  
 滿洲に於ける機械製粉(資料彙存第一一號)……………大四、一一  
 滿洲に於ける製粉業(滿鐵調査資料第三編)……………大二三、四  
 滿洲に於ける砂糖事情(滿鐵調査資料第三八編)……………大二三、五  
 滿洲に於ける肉類加工業(滿鐵調査資料第四一編)……………大二三、八  
 燒鍋經營資本に關する調査(資料彙存第一一號)……………大四、一一

一、一 般  
 青島の商工業(交渉資料第七編)……………大二三、一一  
 滿洲輸出入重量商品建値調(滿鐵調査資料第四〇編)……………大二三、七  
 時局の滿洲財界に及ぼせる狀況(パンフレット第九號)大二三、一〇

商 事 關 係  
 勞働關係  
 勞働者の待遇國家と勞働問題(滿鐵調査資料號外)……………大九、一一  
 「フォード」自動車(滿鐵調査資料第七輯)……………大八、三  
 會社職工待遇梗概……………大二三、一  
 支那に於ける勞働爭議調(一)(調査報告書第二〇卷)……………大二四、八  
 全國鐵路第二次代表大會々々議錄……………大二五、三  
 最近上海に於ける勞働運動風潮(滿鐵調査資料第五二編)……………大二四、五  
 滿洲工業勞働事情(調査報告書第三卷)……………昭二、一二  
 民國十六年の滿洲出稼者(滿鐵調査資料第七〇編)……………昭三、三  
 ソウエート聯邦の失業對策(パンフレット第四二號)……………昭三、二  
 過去十ヶ年に於ける南滿洲勞働爭議統計……………昭三、二

東蒙に於ける撥子(滿鐵調査資料四五編)……………大二四、三  
 支那に於ける外人の商標權(滿鐵調査資料第五三號)……………大二五、四  
 東三省各地度量衡一覽表(資料彙存第一〇號)……………大四、六  
 支那權度表略説(資料彙存第一〇號)……………大八、一  
 東三省に於ける度量衡(滿鐵調査資料第六四編)……………昭二、三  
 滿洲物價調査(滿鐵調査資料第九二編)……………昭四、一  
 齊々哈爾濱後地商業事情……………昭四、三

二、貿 易  
 歐洲戰爭と揚子江流(調査資料第二輯)……………大七、六  
 域に於ける列國貿易(調査資料第八編)……………大一一、六  
 米國の對支通商政策(滿鐵調査資料第八編)……………大一一、六  
 日露通商に關し日本實業家の探るべき道……………大一二、二  
 獨逸商人制度の研究と獨逸貿易(滿鐵調査資料第一一編)……………大一二、一〇  
 自大正一〇年南滿三港仲繼貿易……………大二三、一一  
 最近支那主要港に於ける(滿鐵調査資料第二七編)……………大二三、三  
 哈爾濱を中心とする北滿一帯に於ける輸出入貿易……………昭三、二  
 一九二七年ソウエート聯邦の(パンフレット)……………昭三、八  
 度に於ける對東方諸國貿易(第五一號)……………昭三、九  
 昭和二年滿洲貿易詳細統計……………昭四、三三  
 昭和二年北支貿易年報下編……………昭四、三三

三、税 關 及 關 稅  
 支那に於ける關稅率改正及之(交渉資料第五編)……………大 三、一〇  
 に關する内地關稅問題に就て(交渉資料第五編)……………大 三、一〇

牛莊稅關……………大二二、  
 南滿洲各稅關輸出入貨物取扱……………大二二、五  
 天津輸出入貨物通關手續……………大二三、一  
 上海港危險物取扱規則草案(英文)……………大二三、一  
 關東州特惠關稅に就て(パンフレット第三三號)……………大二四、五  
 最近に列國の對支關稅關係(パンフレット第四五號)……………昭三、三  
 滿洲に於ける特殊關稅制度(滿鐵調査資料第七九編)……………昭三、七  
 改訂支那關稅定率表(パンフレット第五六號)……………昭四、一  
 最近に於ける支那關稅問題(滿鐵調査資料第九五編)……………昭四、三

四、貨 幣 及 金 融 機 關  
 營口過爐銀(資料彙存第三號)……………明四三、  
 滿洲に於ける支那側金融機關と通貨(調査資料第六輯)大 八、一  
 支那の銀兩と銀元(滿鐵調査資料第七編)……………大一一、四  
 中國に於ける輕質銅元問題(滿鐵調査資料第一〇編)……………大一二、一  
 鎮平銀(滿鐵調査資料第四六編)……………大一一、六  
 奉天票と東三省の金融(滿鐵調査資料第五六編)……………大一一、九  
 支那國立銀行に關する研究(滿鐵調査資料第三一編)……………大二三、一三  
 各國の對支投資機關(パンフレット第三九號)……………昭三、二  
 滿洲貨幣相場集成(其一)(パンフレット第四四號)……………昭三、三  
 滿洲貨幣相場集成(其二)(パンフレット第四四號)……………昭三、七



滿洲貨幣相場集成(其三)(パンフレット第四四號)……………昭四、三  
 滿洲に於ける通(パンフレット第五四號)……………昭三、一〇  
 貨及金融の概要……………昭三、一一  
 支那に於ける無盡の慣習(パンフレット第四八號)……………昭三、一一  
 哈爾濱大洋票流通史(滿鐵調査資料第九〇編)……………昭三、一二

五、取 引 所

大連建値問題(調査報告書第二五卷)……………大一一、六  
 内地取引所關係法規の改(滿鐵調査資料第一〇編)……………大一二、一  
 正と在滿洲日本取引所……………大一二、一〇  
 滿洲日本取引所一覽表……………昭三、一一  
 滿洲に於ける日本取引所(滿鐵調査資料第八六編)……………昭三、一一

六、財政及租 稅

奉天省財政一斑……………大二、五  
 東三省現行特別免重(資料彙存第二二號)……………大七、三  
 徵專照制度に就て(資料彙存第二二號)……………大七、三  
 支那に於ける地租制度改革(問題調査資料第二輯)……………大七、六  
 奉天省現行稅制(調査報告書第一卷)……………大七、一一  
 黑龍江省財政一斑並現行稅制(調査報告書第八卷)……………大九、五  
 支那の財政改革國債整理案……………大一一、四  
 中國内外債整理に關する聲明書……………大一一、四  
 中國の稅收政費及債務(パンフレット第二二號)……………大一一、六  
 民國財政史(上、下編)……………大一一、八  
 支那政府の財政狀(パンフレット第一四號)……………大一一、六  
 態に關する記録……………大一一、六

奉天省の財政其一(歲出入論)(滿鐵調査資料第七四編)……………昭三、三  
 吉林省の財政(滿鐵調査資料第八二編)……………昭三、九  
 滿蒙關係借款一覽(昭和元年十二月現在)……………昭三、四

交通地理關係

一、一般經濟調査  
 南滿洲經濟調査(第一) 遼陽、騰蛟堡、海城、岫巖、蓋平、安奉線地方……………大元、一一  
 南滿洲經濟調査(第二) 軍河流域、鴨綠江流域、黃海沿岸、渤海東海岸地方……………明四三、一〇  
 南滿洲經濟調査(第三) 鐵嶺、北山城子、海龍城、朝陽鎮、大肚川、大疙瘡、梅鹿、開原城……………明四三、五  
 南滿洲經濟調査(第四) 新民府、奉天、法庫門、通江口、金家屯、昌圖……………明四三、四  
 南滿洲經濟調査(第五) 吉林、烏拉街、八面城、農安、懷德、公主嶺、伊通州、長春、張家灣……………明四三、一一  
 南滿洲經濟調査(第六) 營口の貿易、交通、金融、工業……………同  
 錦州府管内經濟調査資料……………廣寧、錦州、義州、寧遠……………明四二、七  
 吉林東南部經濟調査資料……………延吉府、敦化縣、額穆縣、琿春廳、附成鏡北道清津……………明四〇、六  
 北滿洲經濟調査資料……………哈爾濱三姓間松花江沿岸、呼蘭河流域地方……………明四〇、七  
 續北滿洲經濟調査資料……………雙城府、五常府、榆樹廳、新城府、農安縣、綏芬廳……………明四四、八

東清鐵道南部沿線地方……………長春、哈爾濱、綏化、通遼、清遠、營口……………大六、三  
 本溪湖城廠間經濟調査資料……………總説、交通運輸、産業、市邑、沿道……………大四、一二  
 本溪縣志(資料彙存第一號)……………同

滿蒙交界地方經濟調査資料(第一) 齊々哈爾、鄭家屯、洮南府、伯都訥……………明四二、四  
 滿蒙交界地方經濟調査資料(第二) 鄭家屯、康平縣、哈爾濱、彰武縣、洮河門、朝陽鎮……………大三、一二  
 滿蒙交界地方經濟調査資料(第三) 農安縣、福隆泉、郭爾羅斯前旗、新城市、大青縣、安廣縣、鎮賚縣、洮安縣、洮南縣、開通縣、長嶺縣、懷德縣……………大四、五

ベツツ著 山東省の經濟的發展(交涉資料第八編)……………大四、一  
 間島事情(調査資料第二輯)……………大七、六  
 吉林省(其一)吉會沿線關係地方(調査報告書第四卷)……………大八、六  
 黑龍江省(其一)龍江道(調査報告書第五卷)……………大八、七  
 同(其二)綏蘭道(調査報告書第六卷)……………大九、七  
 同(其三)黑河道(調査報告書第七卷)……………大一〇、六  
 吉林省東北部分松花江沿岸地方經濟事情(調査報告書第九卷)……………大一〇、六  
 洮安間各地方調査報告書(パンフレット第五號)……………大一一、七  
 露國占領前後に於ける大連及旅順……………明四四、四  
 鐵道輸送數量上より觀たる大連港背後地の範圍……………大一一、七  
 大連港背後地の研究(調査報告書第一九卷)……………同

營口の現勢……………大一一、四  
 遼西事情……………同

東三省各縣面積人口一覽表(資料彙存第一〇號)……………大四、六  
 支那大陸の人口及面積統計(滿鐵調査資料第二二編)……………大一一、五  
 東蒙縣事情(パンフレット第五〇號)……………昭三、七

二、鐵道其他陸運

山東鐵道會社概況(英文)(交涉資料第七編)……………大三、一一  
 中國股份檢査書掲載……………同  
 支那鐵道規定集其他參考資料(資料彙存第八號)……………大四、三  
 支那鐵道紀要(資料彙存第八號)……………同  
 一九一三年山東鐵道(資料彙存第八號)……………同  
 輸送重要貨物解説……………同  
 吉長鐵道最近の收入(資料彙存第一二號)……………大七、三  
 支那に於ける鐵道問題(調査資料第一輯)……………大七、五  
 支那鐵道會計規程彙(調査資料第四輯)……………大七、一一  
 海關鐵道に就て(調査資料第七輯)……………大八、三  
 滿洲及山東に於ける新日本鐵道(調査資料第七輯)……………大八、三  
 奉海鐵道と葫蘆島問題……………大一一、二  
 朝鮮の私設鐵道(調査報告書第二五卷)……………大一一、二  
 滿洲の豫定鐵道(パンフレット第四九號)……………昭三、六  
 東支鐵道の輸送並に營業成績(パンフレット第五五號)……………昭三、一一  
 東支鐵道の滿洲經濟界に及ぼせる影響と(パンフレット第五七號)……………昭四、二  
 創業二十五周年に於ける運賃政策の變遷……………同



三、水 運

第二松花江水運調査資料……………大 四、一〇

黒龍江航運に関する調査(調査資料第二輯)……………大 七、七

遼河水運(資料彙存第二號)……………明 四、一〇

遼河の改修(滿鐵調査資料第三五編)……………大 一三、五

南支沿岸航路に就て(調査資料第一輯)……………大 八、八

上海港(滿鐵調査資料第二編)……………大 一三、二

最近漢口港の港勢(滿鐵調査資料第二八編)……………大 一三、三

秦皇島の港勢と諸關係(滿鐵調査資料第四一編)……………大 一三、五

南北滿洲の主要海港(滿鐵調査資料第六七編)……………昭 二、五

大連港施設概要……………昭 二、九

日本主要海事會社並海事公會團體……………大 一三、六

關東州の置籍船(パンフレット第一〇號)……………大 一三、一〇

大連港を中心と(パンフレット第二六號)……………大 一五、一〇

支那の戎克と南滿三港(滿鐵調査資料第六九編)……………昭 二、九

北支那沿岸の航路網(パンフレット第四六號)……………昭 三、四

南滿三港海運事情(滿鐵調査資料第八八編)……………昭 三、二

四、其 他

支那各省電信局標準時間一覽表(資料彙存第二二號)……………

東支鐵道及露西亞關係……………

一、一 般

露西亞崩潰の根本原因(調査資料第五輯)……………大 八、一

「オムスク」市と「オムスク」政府(調査資料第八輯)……………大 八、三

露 國 復 舊 策(パンフレット第三二號)……………昭 二、三

(オストロモフ原著)

露國の新舊經濟政策に關して……………大 一三、

露領烏蘇里地方(交渉資料第一四編)……………大 四、一

ソウエト聯邦(滿鐵調査資料第六八編)……………昭 二、七

國民經濟の概況(滿鐵調査資料第一〇號)……………大 一三、三

露國の對外貿易(パンフレット第一號)……………大 一〇、六

浦蘆斯德商港(調査報告書第一〇卷)……………大 八、六

西比利亞概観(調査資料第一〇輯)……………大 一、八

西比利亞の農牧業(調査報告書第一四卷)……………大 一、八

松花江、黒龍江の航路及汽船河海船

江及兩江沿岸の航路網(調査資料第一四編)……………明 四、三

經濟調査資料

西部西比利亞……………トムスク、アクモリンスク、セミハラ

經濟調査資料……………チンスク、タボリスク地方地理、産

業、商業、交通機關、移民狀態、都市

明 四、四、八

東部西比利亞……………エニセイスク、イルクーツク、ヤ

經濟調査資料……………クーツク地方地理、産業、金融、

交通、移民狀態、都市……………大 二、一〇

勸察加州經濟……………地理、行政、司法、産業、金融、交

通……………大 四、五

露國極東經濟……………後貝加留州、黒龍州及沿海州の地理

調査資料……………交通、産業……………明 四、三、

西伯利亞經濟……………後貝加留州、黒龍州、沿海州、樺太

易 資 料……………ニセイスク、ヤクーツク、トムス

ク、アクモリンスク、タボリスク

州、アムール地方の經濟事情

シベリアに及ぶ西伯利亞地方の經濟事情

露國の對外貿易に及ぶ影響

大 六、九

露領沿海地方及北樺太(調査報告書第二二卷)……………大 一、三

北滿洲に於ける物資流動狀態(資料彙存第六號)……………大 六、五

洮南齊々哈爾濱都……………大 一、八

納地方經濟事情(滿鐵調査資料第九編)……………大 一、八

ソウエト露西亞鐵道(旅客手荷物運輸規

定及運賃計算規則)……………大 一五、三

ソウエト露國極東共和國旅客手荷物及運送規程……………昭 二、七

東支鐵道沿線に於ける森林(資料彙存第五號)……………大 三、八

東支鐵道に要する燃料(資料彙存第五號)……………大 元、一

東支鐵道各驛一覽(資料彙存第五號)……………同

東支鐵道及哈爾濱及……………同

浦蘆斯德及烏蘇里鐵道……………同

東支鐵道沿線に於ける森林(資料彙存第五號)……………大 二、五

東支鐵道沿線に於ける森林(資料彙存第五號)……………大 二、五

賓州鐵道(調査資料第五輯)……………大 八、一

時局と東支鐵道(調査報告書第三卷)……………大 八、五

東支鐵道及烏蘇里鐵道(滿鐵調査資料第二二編)……………大 二、一

營業に關する報告書……………大 二、一

東支鐵道商業部及經濟調……………昭 二、五

査局の組織の事業一斑(パンフレット第三三號)……………昭 二、五

露國に於ける(ケンナアト氏露國年)……………大 四、一

外國人の權利(一九一三年分の内)(第九編)……………大 五、一

露國商事(ケンナアト氏)……………大 五、一

法一般(露國年鑑の一節)(交渉資料第一五編)……………大 五、一

克素考(調査資料第五輯)……………大 八、一

二、露文翻譯滿鐵調査資料

(露亞經濟調査書と重複せるものあり)

露文翻譯滿鐵調査資料……………亞細亞露西亞

調査資料第一號……………の國土と産業……………大 一三、七

同……………同……………産業編(下卷)……………大 一三、一〇

同 第二號……………北滿洲と東支鐵道(上卷)……………大 一三、五

同……………同(下卷)……………大 一三、二

同 第三號……………國際市場に於けるコーペレーション……………大 一三、四

同……………滿洲の森林……………大 一三、六

同 第四號……………滿洲の森林……………大 一三、六

同 第五號……………黒龍江系水路誌(上)……………大 一三、四

同……………同(水路の改良工事施設編)(下)……………大 一三、七

同 第六號……………黒龍江及其支流の航運(上)……………大 一三、六

同……………黒龍江及其支流の航運(下)……………大 一三、九

同 第七號……………黒龍江省(上)……………大 一三、六

同……………同(下)……………大 一三、七

同 第八號……………一、露亞露西亞の産業狀態と外國

貿易の前途……………大 一三、八

同……………二、現代露國の經濟、財政狀態

同……………大 一四、一



同 第九號 亞細亞露西亞の住民…………… 大二四、二  
 同 第十號 亞細亞露西亞の交通…………… 同  
 同 第十一號 露領黒龍州の畜産業…………… 大二四、四

三、露文翻譯勞農露國調查資料(勞農露國研究叢書と重複せるものあり)

露文翻譯勞農露國調查資料…………… 大二三、四  
 第一編 勞農露國の社會保險…………… 大二三、四  
 同 第二編 露國の國營事業…………… 大二三、四  
 同 第三編 革命後の露國農村經濟狀態附一 九三三、二四年度に於ける農業…………… 大二三、六  
 同 第四編 露國の農村經濟統計…………… 大二三、七  
 同 第六編 露西亞共和國の國民教育…………… 同  
 同 第七編 露國統治組織及機關(第一卷)…………… 大二三、八  
 同 第八編 同(第二卷)…………… 同  
 同 第九編 同(第三卷)…………… 同  
 同 第十編 同(第四卷)…………… 同  
 同 第十一編 同(第五卷)…………… 同  
 同 第十二編 同(第六卷)…………… 同  
 同 第十三編 露國に於ける労働需給關係…………… 同  
 同 第十四編 勞農露國に於ける民族問題…………… 大二三、九  
 同 第十五編 露國の工業組織…………… 同  
 同 同附録 勞農露國のトラスト模範定款…………… 同

同 第十六編 勞農露國に於ける外國人の法律的地位…………… 大二三、一〇  
 同 第十七編 露國に於ける私營事業及私有財産權…………… 同  
 同 第十八編 勞農露國の軍事…………… 同  
 同 第十九編 露國の統治組織及機關(第七卷)…………… 同  
 同 第二十編 露國の各聯盟共和國模範…………… 大二三、一二  
 同 第二十一編 露國の自治共和國及自治州…………… 同  
 同 第二十二編 勞農國家と教會…………… 同  
 同 第二十三編 露國工業法概要(上)…………… 大二四、一  
 同 第二十四編 同(下)…………… 同  
 同 第二十五編 露國工業經濟に關する指導的意見…………… 大二四、二  
 附 録 露國共產黨第十二回大會決議(工業に關する決議)…………… 同  
 同 第二十六編 露領極東及西比利の經濟事情(上)…………… 大二四、四  
 同 第二十七編 同(下)…………… 大二四、六  
 同 第二十八編 露國の工場委員會…………… 同  
 同 第二十九編 勞農露國の言論機關(上)…………… 大二四、四  
 同 第三十編 同(下)…………… 同  
 同 第三十一編 ソウエイト及執行委員會(上)…………… 大二四、七  
 同 第三十二編 同(下)…………… 同  
 同 第三十三編 ソウエイト聯邦通商事情(上)…………… 大二四、一〇  
 同 第三十四編 同(下)…………… 同

同 第三十五編 ソウエイト聯邦外國貿易の制度及組織…………… 大二四、一二

同 第三十六編 一、ソウエイト聯邦輸出探算に關して…………… 大二五、四  
 二、新經濟政策期に於ける消費組合…………… 同

四、勞農露國研究叢書

勞農露國研究叢書 露國の統治組織及機關…………… 大二四、九  
 第一編 露國各聯盟共和國概要…………… 同  
 同 第二編 勞農露國に於ける外國人の法律的地位…………… 大二四、一一  
 露國に於ける私營事業及私有財産權…………… 同  
 露國の工業統計…………… 同  
 露國に於ける労働需給關係…………… 同  
 革命後の露國農村經濟狀態…………… 同  
 露國の農村經濟統計…………… 同  
 露領極東及西比利の經濟事情…………… 同  
 露國の自治共和國及自治州…………… 同  
 ソウエイト聯邦通商事情(上)(下)…………… 同  
 ソウエイト聯邦外國貿易の制度及…………… 同  
 組織…………… 同  
 同 第四編 露國工業經濟に關する指導的意見…………… 大二五、五  
 勞農露國研究叢書 露國共產黨第十二回大會決議…………… 大二五、六  
 露西亞共和國の國民教育…………… 同  
 同 第六編 勞農露國の社會保險…………… 大二五、九五  
 勞農露國の言論機關(上)(下)…………… 同  
 勞農露國の地方統治組織…………… 同  
 勞農露國の軍事…………… 同

五、露亞經濟調查叢書

亞細亞露西亞の國土と産業(國土編)…………… 大二五、五  
 亞細亞露西亞の國土と産業(産業編)…………… 大二五、一二  
 亞細亞露西亞の交通…………… 昭二、一  
 露領極東の農業と植民問題…………… 大二五、一一  
 露領極東の鑛産(上卷)…………… 昭二、一  
 露領極東の鑛産(下卷)…………… 同  
 露領極東の林業と林況…………… 昭二、三  
 露領極東地誌(上卷)…………… 昭二、六  
 露領極東地誌(下卷)…………… 昭二、六  
 露領極東に於ける職業組合の組成…………… 昭二、五  
 勞農露國の産業と電化計畫…………… 昭二、二  
 勞農露國の生産と消費…………… 昭二、三  
 露國農民の課税及其他負擔重度の研究…………… 昭二、四  
 勞農露國土地法の研究…………… 昭二、七  
 外蒙共和國(上卷)…………… 昭二、一  
 外蒙共和國(下卷)…………… 昭二、三  
 滿洲植物誌(第一卷)…………… 昭二、一  
 滿洲植物誌(第二卷)…………… 昭二、二  
 滿洲植物誌(第三卷上編)…………… 昭二、六



滿洲植物誌(第三卷下編).....	昭二、七	ソウエート聯邦の資源と産業(穀類編).....	同
露領沿海地方の自然と經濟(上卷).....	昭二、二	露國に於けるポリシエヴィズム發達史(上卷).....	同
露領沿海地方の自然と經濟(下卷).....	昭二、三	露國に於けるポリシエヴィズム發達史(下卷).....	昭三、四
勘察加調査書(第一編).....	昭二、二	勘察加調査書(第四編).....	昭三、四
沿海及び黒龍州産の小麥並にライ麥の穀粒研究.....	昭二、七	勘察加調査書(第五編).....	昭三、六
露國沿黒龍州の農業.....	昭二、五	露領黒龍州の畜産業(下卷).....	昭三、五
露領黒龍州の氣候、土壤、植物研究誌(上卷).....	昭二、九	國際市場に於ける露國協同組合.....	同
露領黒龍州の氣候、土壤、植物研究誌(下卷).....	昭二、一〇	ソウエート聯邦の資源と産業(毛皮編).....	昭三、六
ソウエート聯邦總覽(第一卷).....	昭二、八	ソウエート農と村の研究.....	昭三、七
ソウエート聯邦總覽(第二卷).....	同	北滿洲と東支鐵道(上卷).....	同
ソウエート聯邦總覽(第三卷).....	昭二、一〇	北滿洲と東支鐵道(下卷).....	同
ソウエート聯邦總覽(第四卷).....	同	ソウエート聯邦の資源と産業(石油編).....	同
黒龍江省(上卷).....	昭二、九	勘察加調査書(第六編).....	昭三、八
同(下卷).....	昭二、一〇	勘察加調査書(第一編).....	同
ソウエート聯邦總覽(第五卷).....	昭二、一一	露領極東の森林利權.....	昭三、九
ソウエート聯邦の資源と産業(石炭業編).....	同	黒龍江及其支流の航運.....	同
露領黒龍州の畜産業(上卷).....	昭二、一二	ソウエート聯邦の資源と産業(亞麻編).....	同
露領極東の資源と産業.....	昭三、一	ソウエート聯邦經濟十年史.....	昭三、一一
亞細亞露西亞の住民.....	同	露領極東の鑛業利權.....	昭三、一一
ソウエート聯邦の資源と産業(鐵滿備編).....	昭三、三	勘察加調査書(第三編).....	昭三、一二

滿 蒙 全 書

ソウエート聯邦貨幣史.....	昭三、一二	南滿洲鐵道株式會社鐵道線路及委任經營鐵道線路圖.....	大二、二
露領極東の魚類及毛皮資源(上編).....	昭四、一	大連市街圖.....	大〇、一〇
露領極東の魚類及毛皮資源(下編).....	昭四、二	滿蒙西比利地圖(二百萬分一).....	大二、二
最新滿蒙地圖(二百萬分一).....	大二、五	露領沿海州及接壤地方圖(二百萬分一).....	大二、六
山東省詳密地圖(四十萬分一).....	大四、三	改訂最新滿蒙地圖(二百萬分一).....	昭二、三
最近ソウエート聯邦地圖.....	昭三、八	漢譯調查資料	
第一卷 地理及戶口、氣象、滿蒙の歴史、近代滿蒙の諸民族、風俗略		滿蒙優良苗普及事業計畫末.....	大二、五
誌、年中行事、言語、滿蒙の宗教、滿蒙の教育		第二號 南滿洲鐵道公司中央試驗所業績大要.....	同
第二卷 行政 國際關係 財政 軍事		第三號 關於混合保管大豆之鑑定.....	大二、七
第三卷 農業 林業 畜産業 水産業		第四號 關於大豆油之試驗.....	大三、一
第四卷 工業 鑛業		第五號 滿洲產天然藍之研究.....	大三、三
第五卷 商業 交通 貨幣及金融 度量衡		第六號 大豆油肥皂業調查書.....	大三、三
第六卷 法制 植民及移民		第七號 高粱酒調查書.....	大三、九
第七卷 都市及住宅 法律制度		編外 民國約法與國會.....	大二、四
附 錄 滿蒙西比利圖		第八號 滿洲農家之生產與消費.....	大四、五
地 圖		第九號 滿洲水田.....	大五、一二
山東省行政區域圖.....	大三、一一		
支那鐵道圖.....	大四、二		
滿蒙現勢圖(二百萬分一).....	大六、五		



附 錄  
雜

事業會社に於ける調査機關の官能運用及組織……………大二三、九  
圖書目錄……………昭二、三  
索引目錄(一)……………昭三、四  
南滿洲鐵道株式會社十年史……………大八、五  
南滿洲鐵道會式會社二十年史……………昭二、四  
南滿洲鐵道株式會社第二次十年史……………昭三、七  
滿鐵要覽(統計を集む)……………昭三、一〇

昭和四年七月十一日印刷  
昭和四年七月十五日發行

編者兼 發行所  
南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課  
佐 田 弘 治 郎

印刷者  
大連市大山通六十三番地  
太 田 信 三

印刷所  
大連市大山通六十三番地  
小 林 又 七 支 店

發行所 南滿洲鐵道株式會社



14.5  
171



終